

2015年度日本財団助成事業

権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの
作成事業 報告書

2016（平成28）年3月

一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

はじめに

本事業は、「日本財団平成27年度助成事業」において実施した、「権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業」である。

地域における権利擁護支援ニーズの拡大と権利擁護支援システム構築の流れは「権利擁護支援センター」等という取り組みで全国各地に広まりつつあるが、その取り組みを考察する中から、さらに広げていくためのマニュアルの作成が急務である。

本事業では、これらの課題への対応として、「権利擁護支援センター等設立・活動マニュアル」を作成した。

平成12年に新たな成年後見制度が始まってから早や16年が経過している。この間で成年後見制度が大きく普及するとともに、第三者後見人が親族後見人を上回り半数以上となった。とりわけ法人による後見受任は今後の成年後見制度の展開に大きな役割を担うことが期待されている。そこで本事業では障害者総合支援法の地域生活支援事業(必須事業)である「成年後見制度法人後見支援事業」の実施が全国的にどの程度受け止められているのか等について全国調査を実施した。

なお、本事業の実施にあたって全国調査にご協力いただいた781市町村、ヒヤリング調査にご協力いただいた特定非営利活動法人東濃成年後見センター(岐阜県)、いわき市(福島県)、瀬戸内市社会福祉協議会(岡山県)及びエフプラン研究所の皆様に厚く感謝の意を表したい。

本事業の成果が地域の権利擁護支援の推進と権利擁護支援センターの拡大、またそこでの活動に具体的に役立つものであれば幸甚である。

2016(平成28)年 3月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

《目 次》

I. 権利擁護支援センター等に関する全国調査	1
1. 調査概要	2
2. 調査結果	2
3. 自治体区分別集計表	18
4. クロス集計表	25
(参考) 調査票	29
II. 権利擁護支援センター等設立・活動のポイントに関する訪問調査	35
1. 訪問概要	36
2. 東濃成年後見センター	37
3. いわき市権利擁護・成年後見センター	45
4. 瀬戸内市権利擁護センター	68
III. 検討委員会	81
1. 委員会概要	82
2. 委員会報告	83
権利擁護支援センター等設立・活動マニュアル	91
序文	93
第1章 権利擁護支援センター等の定義と意義	94
第2章 権利擁護支援センター設置のプロセス	97
第3章 権利擁護支援センター等の機能と役割	103
第4章 権利擁護支援センター等事業の運営	108
第5章 権利擁護支援センター等の活動と実践	113
第6章 地域の権利擁護支援システムとしての展開	119
おわりに	121

I. 権利擁護支援センター等に関する全国調査

I. 権利擁護支援センター等に関する全国調査

1. 調査概要

○ 調査の目的

認知症高齢者や障害者の虐待防止や生活困難者の増大等、地域での権利擁護支援ニーズが拡大し、多様性・困難性が増すなかで、専門性をもって対応するための「権利擁護支援システム」構築のプロセスと、専門的機関である「権利擁護支援センター」の機能と役割を整理し、その具体化に向けた手順等をまとめた「権利擁護支援センター等設立・活動マニュアル」を作成するにあたり、全国の市町村における権利擁護支援ニーズの状況と、それに対応する権利擁護支援センターに求められる機能や役割を把握するために実施した。

○ 調査の方法

【調査の対象】

全市区町村を対象とし、権利擁護支援を所管する部局に回答を依頼した。

【調査の実施方法】

調査票の配付と回収を郵送で行う自記式質問紙法で実施した。

【調査の実施時期】

平成27年11月13日に調査票を発送し、12月4日までの投函を依頼した。なお、平成28年1月5日までに到着した調査票は有効として集計に含めた。

○ 調査票の回収状況

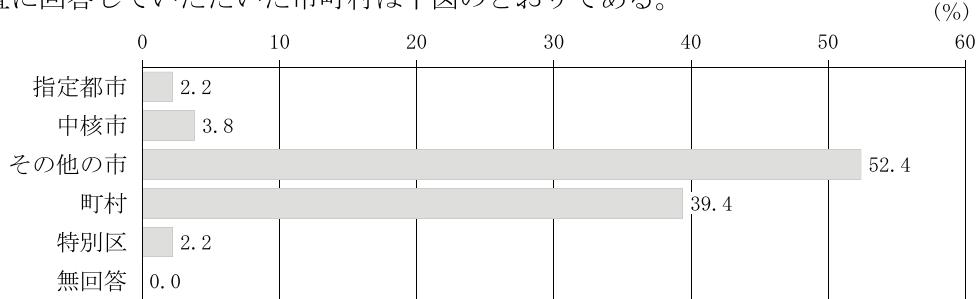
発送数 1,742通 有効回収数 781通 有効回収率 44.8%

2. 調査結果

1. 貴市町村の規模などについておたずねします

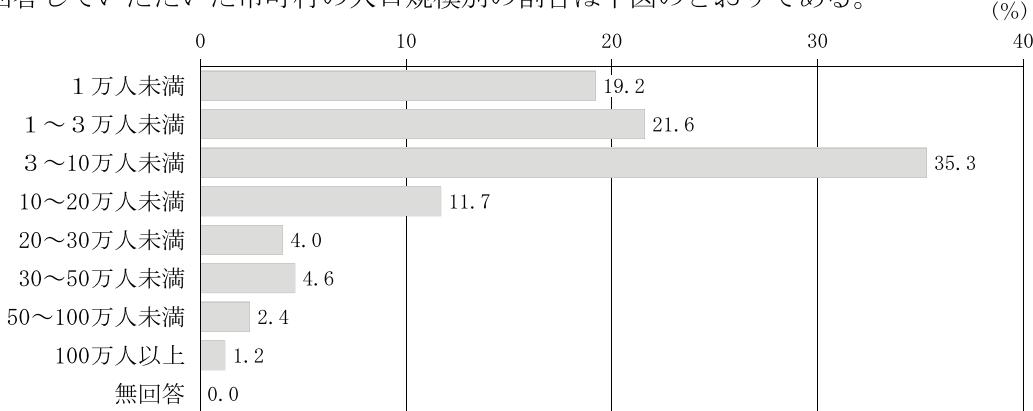
(1) 貴市町村は、つぎのどの区分に該当しますか

本調査に回答していただいた市町村は下図のとおりである。



(2) 貴市町村の人口規模はどれくらいですか

回答していただいた市町村の人口規模別の割合は下図のとおりである。

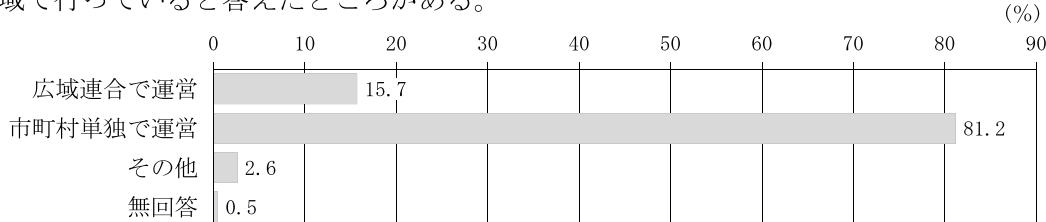


《自治体区分別》〔表1－1〕

【その他の市】は「3～10万人未満」が約6割を占めているが、「1万人未満」から「30～50万人未満」まで広く分布している。

(3) 貴市町村は、介護保険を広域連合で運営していますか

15.7%が広域連合で運営している、また、「その他」として要介護認定等の一部の事務を広域で行っていると答えたところがある。

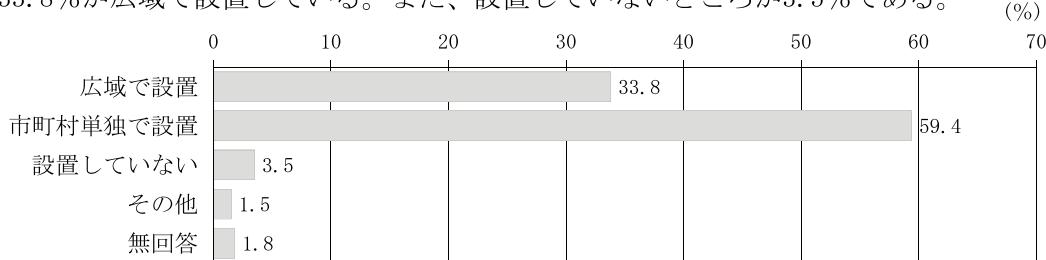


《自治体区分別》〔表1－2〕

【町村】では24.4%が「広域連合で運営」と答えている。

(4) 貴市町村は、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会等）を広域で設置していますか

33.8%が広域で設置している。また、設置していないところが3.5%である。



《自治体区分別》〔表1－3〕

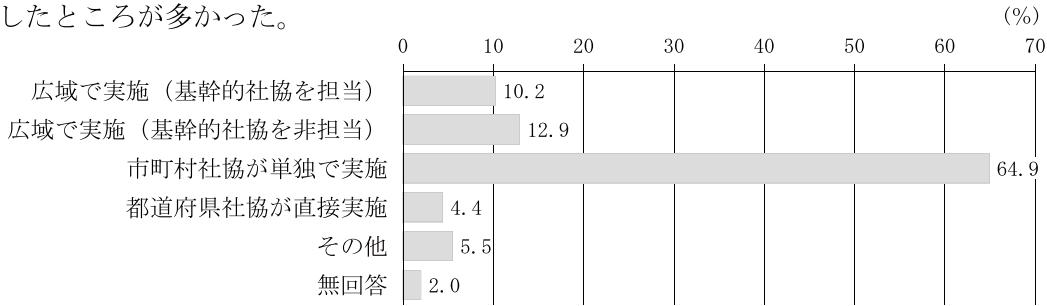
【町村】では49.0%が「広域で設置」と答えている。

《介護保険の運営別》〔表2－1〕

介護保険を広域連合で運営しているところでは、62.6%が自立支援協議会を広域で設置している。

(5) 貴市町村では、社会福祉協議会等が実施する「日常生活自立支援事業」は広域で実施されていますか

市町村社協が単独で実施しているところは64.9%で、その他は広域や都道府県単位で実施されている。なお、「その他」では都道府県社協が市町村社協に委託して実施していると記載したところが多かった。



《自治体区分別》〔表1－4〕

【町村】では「市町村社協が単独で実施」が55.2%とやや割合が小さめである。

《介護保険の運営別》〔表2－2〕

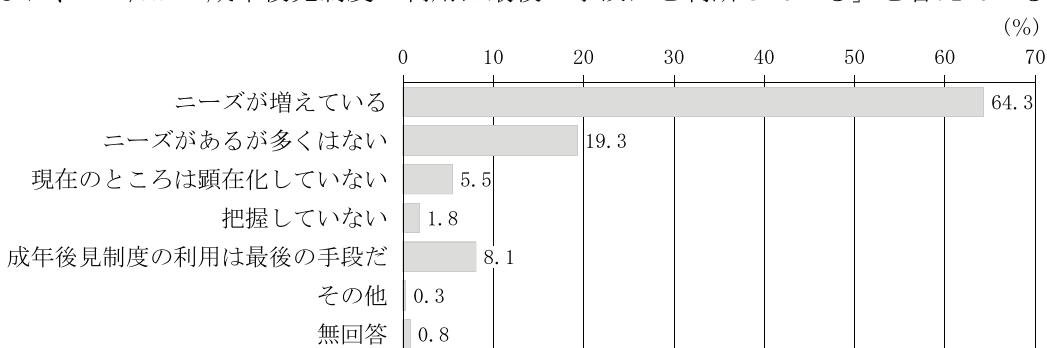
介護保険を広域連合で運営しているところで日常生活自立支援事業を広域で実施しているのは29.2%で、全体平均よりも割合が大きいが、自立支援協議会などの関連性はみられない。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する取り組みなどについておたずねします

(1) 貴市町村での成年後見などの支援のニーズについて、どのように感じておられますか

64.3%が「ニーズが増えている」と答えている。「ニーズがあるが多くはない」や「現在のところは顕在化していない」と答えたところもあり地域によってニーズに差はあるが、「把握していない」ところはごく少数で、権利擁護に関する支援に対するニーズへの理解は深まっているといえる。

また、8.1%が「成年後見制度の利用は最後の手段だと判断している」と答えている。

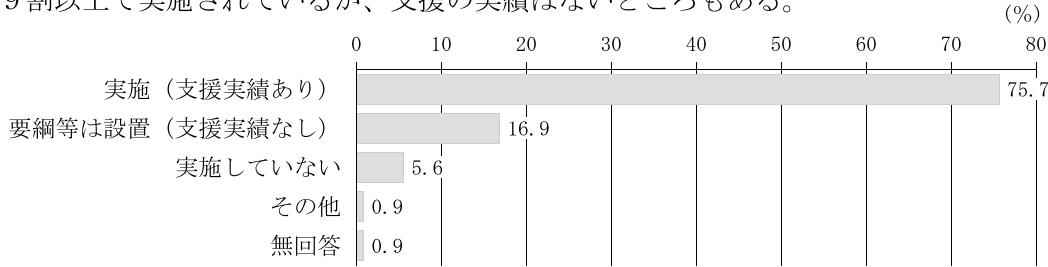


《自治体区分別》〔表1－5〕

【中核市】以上の人団規模が大きな都市ではほとんどが「ニーズが増えている」と答えている。また、【町村】でも41.2%が「ニーズが増えている」と答えているが、「最後の手段だと考えている」の割合が13.0%とやや大きめである。

(2) ① 貴市町村では「成年後見制度利用支援事業」を実施していますか(②を含め、高齢者分・障害者分をまとめてご記入ください)

9割以上で実施されているが、支援の実績はないところもある。

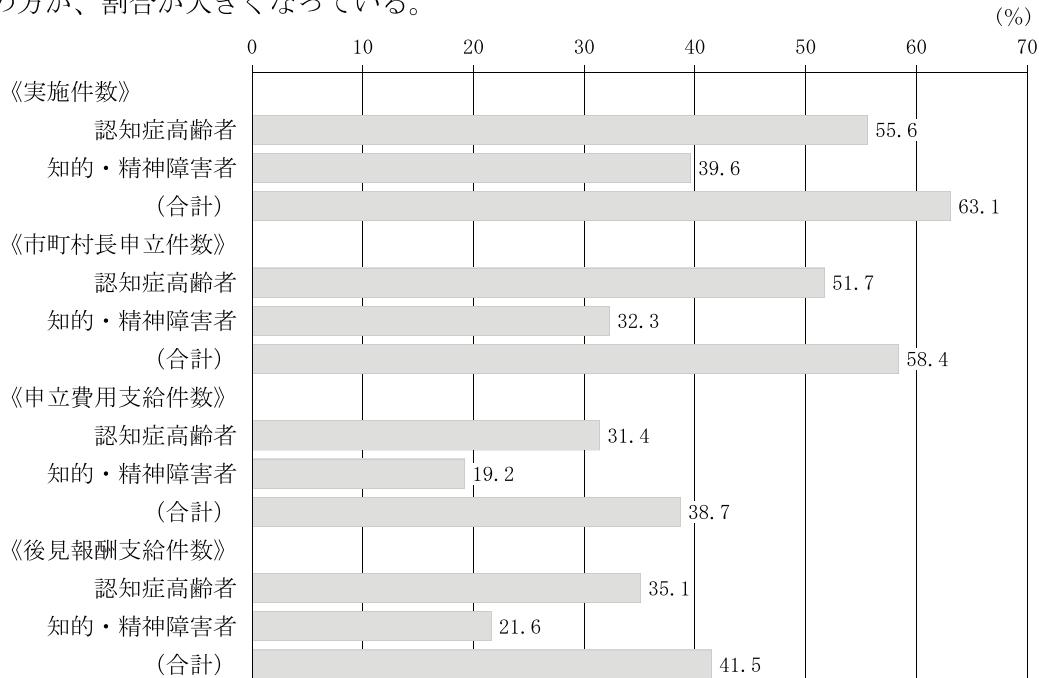


《自治体区分別》[表1-6]

【町村】でも9割近くで実施されているが、支援実績があるところは51.9%である。

(2) ② 平成26年度に支援を行った実績がある場合は、年間の実施件数をお書きください

それぞれの内容の支援実績が1件以上ある市町村は下図のとおりで、いずれも認知症高齢者の方が、割合が大きくなっている。



なお、記入された件数を合計すると以下のとおりである。

	実施件数	支援内容別の内訳(重複可)		
		市町村長申立	申立費用の支給	後見人等報酬の支給
認知症高齢者	4,727件	3,218件	1,569件	2,087件
知的障害者・精神障害者	1,197件	693件	364件	625件
計	6,078件	3,911件	1,933件	2,712件

(※) 高齢者・障害者の一方のみが記入された市町村がある

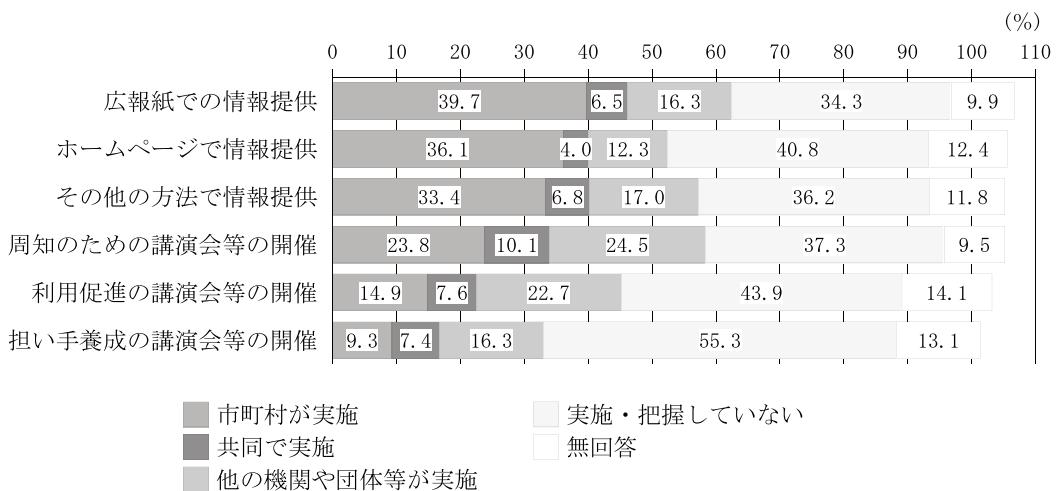
また、内訳が記載されていない市町村があるため、計があわない場合がある

《自治体区分別》[表1-7]

【町村】では、高齢者の支援実績があるところが28.2%、障害者の支援実績があるところは14.9%である。

(3) 貴市町村では、成年後見制度の周知や理解を深める取り組みを実施していますか
【複数回答可】

情報提供は、広報紙、ホームページ、その他の方法が同程度の割合であり、多様な方法で取り組まれていることがうかがえる。講演会は周知のためのものが比較的多く行われているが、いずれの目的のものも行政より他の機関や団体等が実施しているところの方が多い。



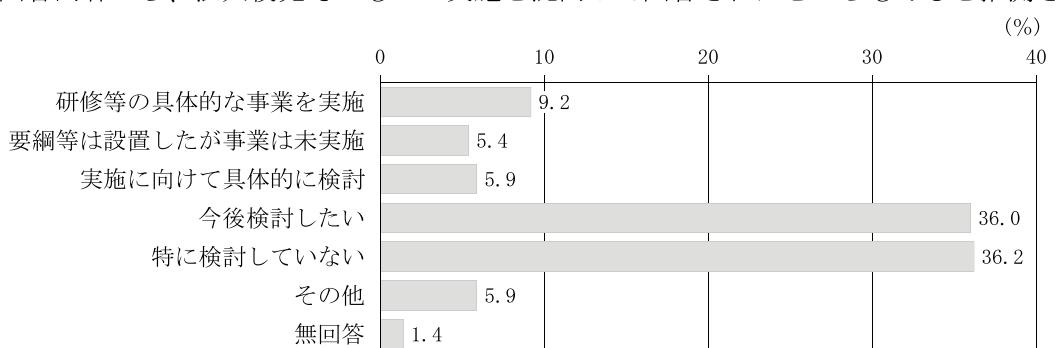
《自治体区分別》 [表 1－8]

【町村】では、ホームページでの情報提供を行政が実施しているところは16.2%にとどまり、各種の講演会を開催しているところの割合も小さめである。

3. 法人後見の推進に関する取り組みについておたずねします

(1) ① 貴市町村では、障害者総合支援法の地域生活支援事業（必須事業）である「成年後見制度法人後見支援事業」を実施または検討していますか

必須事業と位置づけられているが、現時点で研修等の具体的な事業を実施した（している）市町村は9.2%にとどまっている。なお、「その他」の記述や他の設問 ((1) ②、(1) ③) の回答内容から、法人後見そのものの実施と混同して回答されたところもあると推測される。

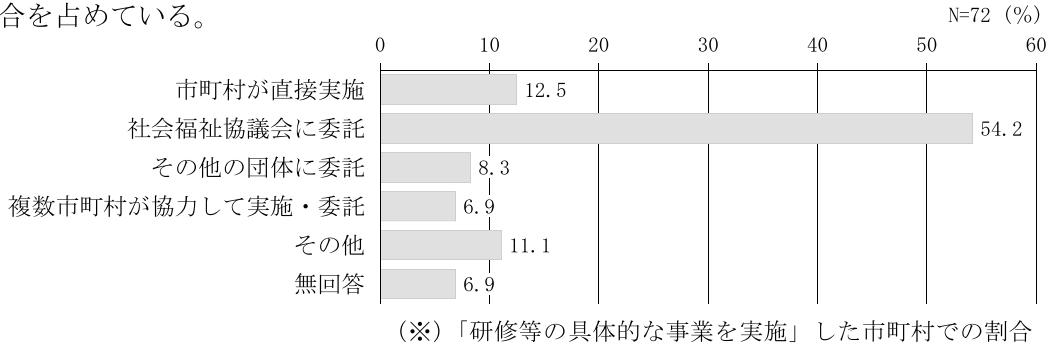


《自治体区分別》 [表 1－9]

【指定都市】では23.5%が具体的な事業を実施しているが、人口規模が大きな自治体でも「特に検討していない」と答えたところもある。これは、「その他」の記述などから、すでに法人後見を行っている法人があることも反映されていると推測される。

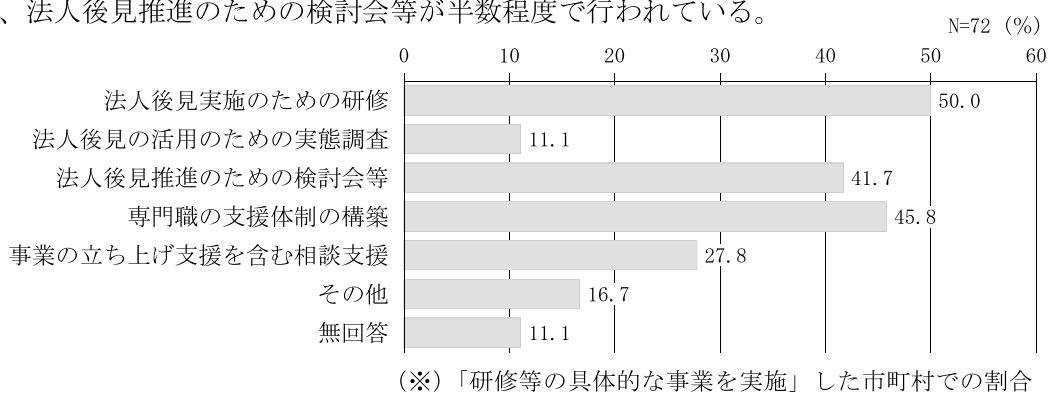
(1) ② 「法人後見支援事業」を実施している場合、事業の実施主体は

具体的な事業を実施した市町村では、社会福祉協議会に委託したところが54.2%と大きな割合を占めている。



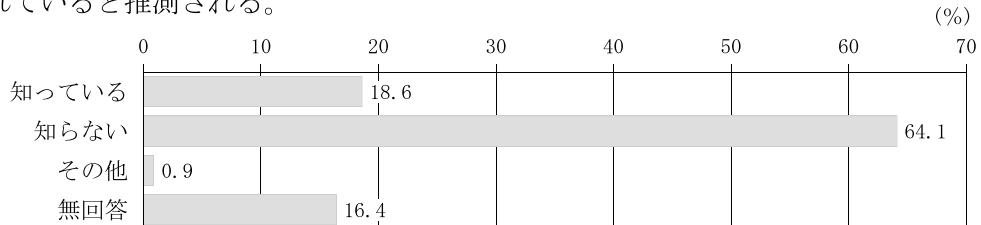
(1) ③ 「法人後見支援事業」を実施している場合、事業の内容は（予定も含む）【複数回答可】

具体的な事業を実施したところでは、法人後見実施のための研修、専門職の支援体制の構築、法人後見推進のための検討会等が半数程度で行われている。



(1) ④ 「法人後見実施のための研修テキスト」が、平成26年度の厚生労働省の社会福祉推進事業で作成されていますが、このテキストをご存じですか

2割近くが、研修テキストを知っていると答えている。これは、テキストを作成するにあたり本調査の同様のアンケート調査を市町村に実施したことにより、関心が高まったことも反映されていると推測される。



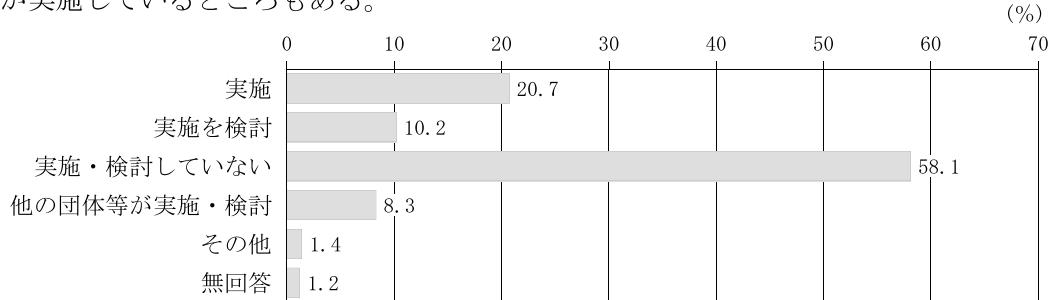
《法人後見支援事業の実施状況別》 [表2-3]

法人後見支援事業を「実施に向けて具体的に検討」しているところは、28.3%がテキストを知っていると答えている。

4. 市民後見の推進に関する取り組みについておたずねします

- (1) ① 貴市町村では、市民後見人の養成研修を実施または検討していますか（他の市町村と協力して実施・検討する場合も含む）

養成研修を実施した市町村は20.7%である。また、実施を検討しているところや、他団体等が実施しているところもある。



《自治体区別》〔表1-13〕

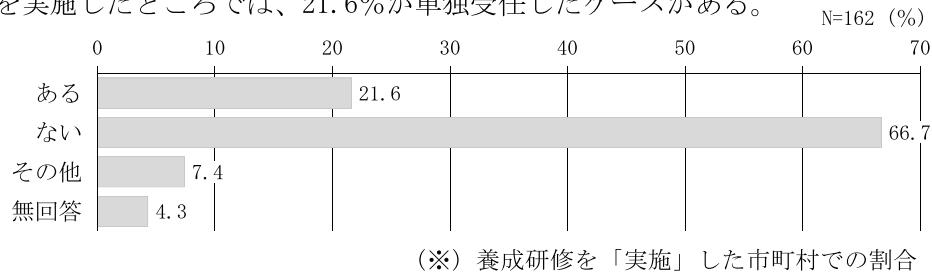
【指定都市】では82.4%が実施したのに対して、【町村】では12.3%にとどまるなど、自治体の人口規模による差が大きい。

《支援ニーズ別》〔表2-4〕

支援のニーズが増えていると答えたところでは、市民後見人の養成研修について「実施」が26.3%、「実施を検討」が13.1%と、取り組んでいる割合が大きめである。

- (1) ② 養成研修を実施した場合、市民後見人が単独で後見等を受任したケースがありますか

養成研修を実施したところでは、21.6%が単独受任したケースがある。



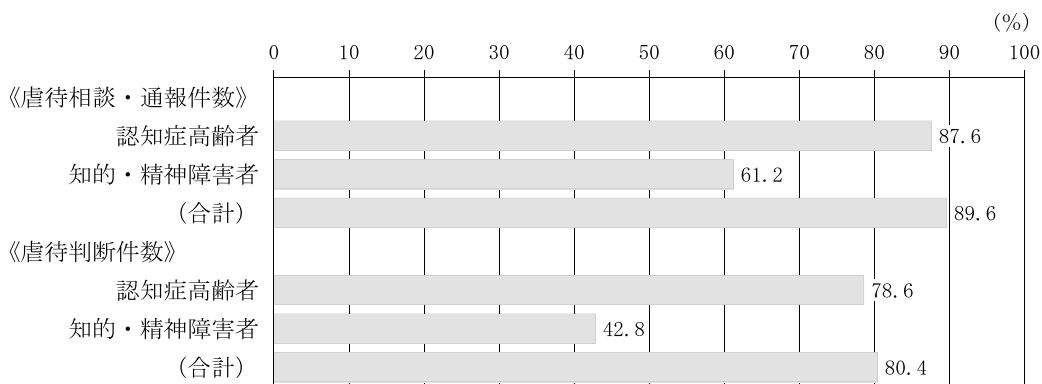
《自治体区別》〔表1-14〕

【特別区】では58.3%、指定都市では50.0%が単独受任したケースがあると答えており、人口規模による差は大きい。

5. 高齢者虐待・障害者虐待への対応についておたずねします

(1) 貴市町村での、平成26年度の高齢者虐待・障害者虐待に関する件数をお書きください

相談・通報や虐待と判断したケースが1件以上あるところの割合は下図のとおりである。



なお、記入された件数を合計すると以下のとおりである。

	相談・通報件数	虐待判断件数
高齢者虐待	23,653件	10,715件
障害者虐待	5,214件	1,398件
計	28,867件	12,113件

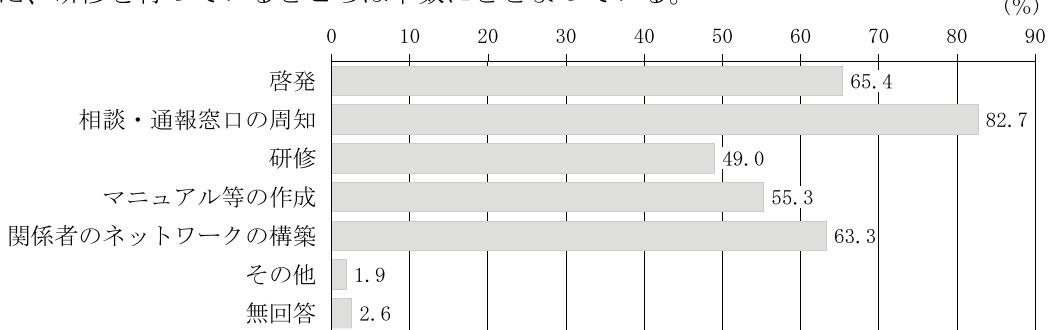
(※) 高齢者・障害者の一方のみが記入された市町村がある

《自治体区分別》〔表1-15〕

【町村】は障害者虐待の相談・通報があったところは28.6%、虐待と判断したケースがあったところは14.3%と全体平均よりもかなり割合が小さく、人口規模による差は高齢者虐待よりも大きい。

(2) 貴市町村では、高齢者・障害者虐待の防止のために、次のような取り組みを実施していますか(実施予定も含む)【複数回答可】

相談・通報窓口の周知は多くの市町村で行われているが、実施していないところもある。また、研修を行っているところは半数にとどまっている。



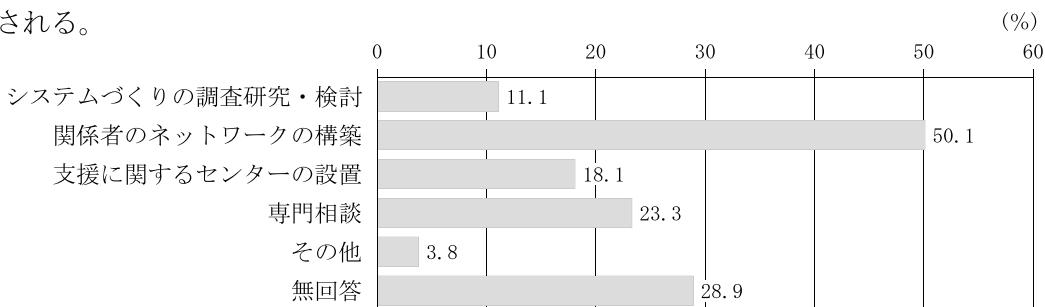
《自治体区分別》〔表1-16〕

【町村】では相談・通報窓口の周知を行っているところが73.7%にとどまり、他の取り組みも実施の割合が小さめである。

6. 権利擁護支援をすすめるためのシステムづくりについておたずねします

- (1) ① 貴市町村では、以下のような高齢者・障害者等の権利擁護支援のためのシステムづくりに取り組んでいますか(他の市町村と協力して取り組んでいる場合も含む)【複数回答可】

約7割がなんらかの権利擁護支援に関するシステムづくりに取り組んでいる。取り組みの内容としては、関係者のネットワークの構築が最も多く、今後、より具体的な取り組みが期待される。



《自治体区分別》 [表1-17]

関係者のネットワークの構築は、【町村】でも42.5%が取り組んでいる。一方、他の具体的な取り組みは人口規模による差が大きい。

《支援ニーズ別》 [表2-5]

支援のニーズが増えていると答えたところでは、支援に関するセンターの設置が23.5%であるなど、各取り組みの実施の割合が大きめである。

《各取り組みの関係》 [表2-6]

「専門相談」を実施しているところでは「支援に関するセンターの設置」が41.2%と割合が大きい。これはセンターの機能として専門相談が実施されていることを示しているといえるが、「システムづくりの調査研究・検討」も17.6%であり、具体的な事業の実施がしくみづくりにつながっている面もあると考えられる。

- (1) ② 権利擁護システムづくりに取り組んでいる場合、取り組みのきっかけは【複数回答可】

システムづくりに取り組んだきっかけは「支援ニーズの増加や高度化」をあげたところが最も多いが、「具体的な問題や事件の発生」も3割以上があげている。



(※) なんらかのシステムづくりに取り組んでいる市町村での割合

《自治体区分別》 [表1-18]

【町村】では「具体的な問題や事件の発生」が25.0%で、きっかけとしてあげたところの割合が相対的に大きい。

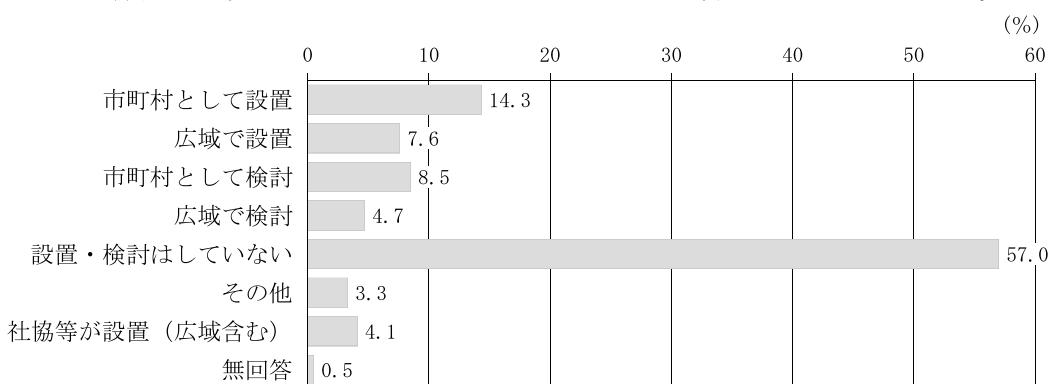
《取り組み内容との関係》 [表2-7]

取り組みの内容ときっかけの関係をみると、「システムづくりの調査研究・検討」や「支援に関するセンターの設置」は「調査研究や福祉計画等での位置づけ」との関係が大きい。

7. 権利擁護支援に関するセンターの設置についておたずねします

(1) ① 貴市町村では、権利擁護支援や成年後見に関するセンターを設置・検討していますか

市町村として設置したところと、広域で設置したところをあわせると21.9%が設置している。なお、「その他」として社会福祉協議会等が独自に設置していることを記載したところも多く、明記されたものだけで4.1%ある。これも含めると、権利擁護支援や成年後見に関するセンターを設置している市町村は26.0%になり、支援ニーズの増加や安心生活基盤構築事業の選択事業として「権利擁護の包括的な取り組みを行うセンターの設置」が位置づけられたことなどにより関心が高まり、取り組みが推進されてきていると考えられる。ただし、「その他」の記述などから、権利擁護に関する相談支援などを実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センターについて回答したところも含まれると推測される。



《自治体区分別》 [表 1-19]

【特別区】は、社協等が設置したものも含めると全てで設置されている。また、【指定都市】は6割以上、【中核市】は4割で設置されている。【町村】は16.2%で設置され、その約3分の2にあたる10.4%は「広域で設置」されている。

《支援ニーズ別》 [表 2-8]

支援の「ニーズが増えている」と答えたところでは、「市町村として設置」が19.1%であるなど32.1%で設置され、さらに15.0%で検討されている。

《広域での取り組み状況別》 [表 2-9～11]

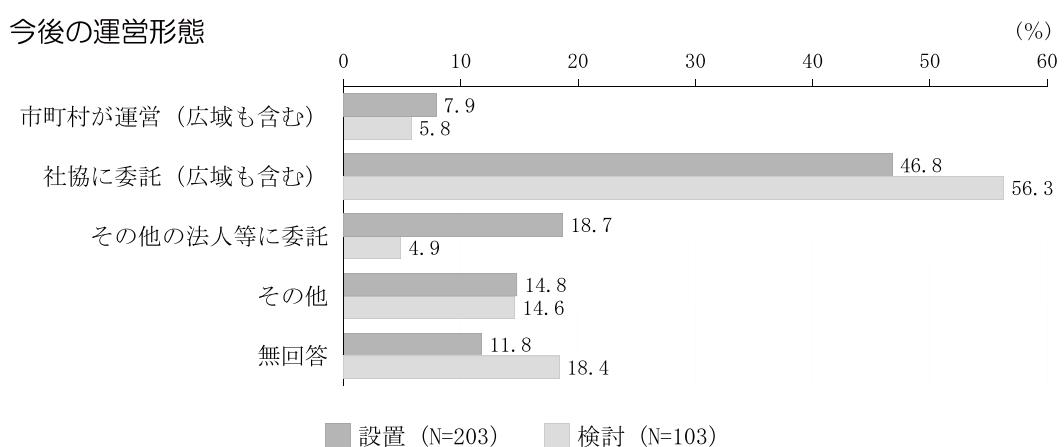
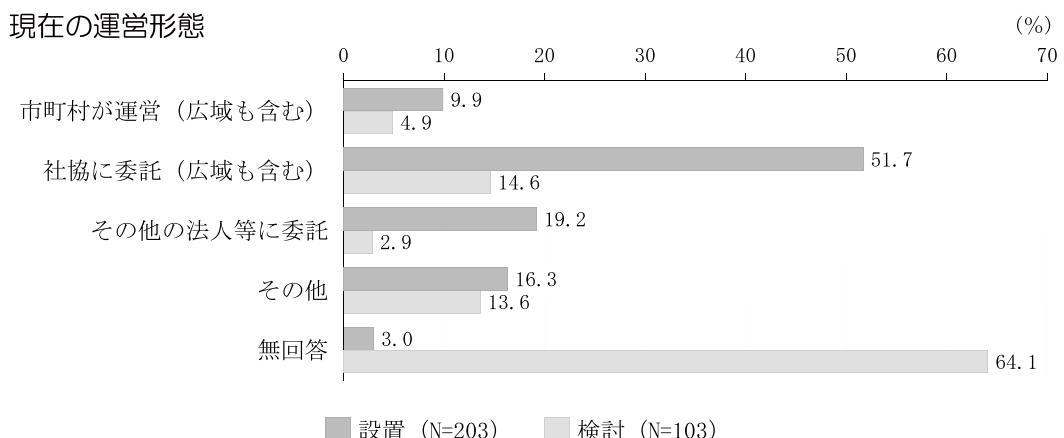
介護保険等での広域での取り組み状況との関連をみるため、広域で取り組んでいるところの割合が大きい町村に絞って比較すると、介護保険を広域連合で実施しているところは、権利擁護支援に関するセンターを「広域で設置」が17.3%で「町村として設置」もあわせると21.3%となっており、市町村単独で介護保険を実施しているところの14.5%よりも割合が大きい。また、自立支援協議会を広域で設置しているところは権利擁護に関するセンターを設置しているところが20.6%で、市町村単独で自立支援協議会を設置しているところの13.1%を上回っている。

(1) ② センターを設置・検討している場合、その運営形態は

現在、センターを設置している市町村では、運営を社協に委託しているところが約半数、その他の法人に委託しているところが約2割、市町村が運営しているところは1割である。

また、今後の運営形態についてもほぼ同じ割合である。

センターの設置を検討している市町村では未定のところもあるが、そのなかで「社協に委託」と答えたところが半数以上となっている。



《設置形態別》 [表 2-12]

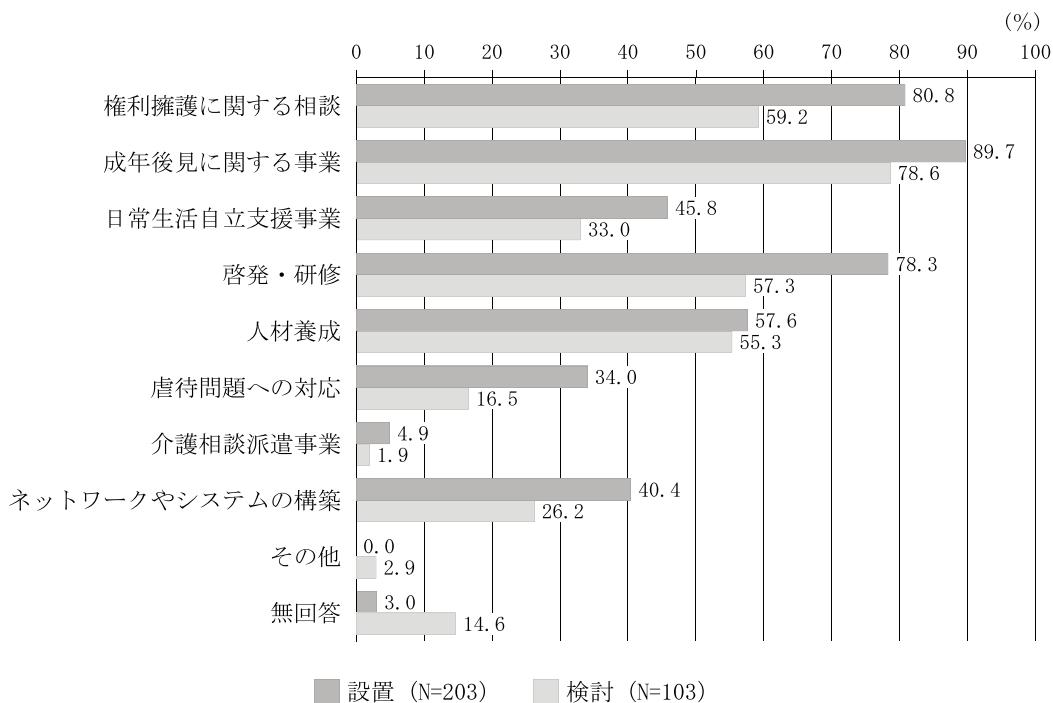
現在、市町村で設置しているところでは「社協に委託」が69.6%と大きな割合を占めているが、広域で設置しているところでは「その他の法人等に委託」が49.2%で最も多い。

一方、センターの設置を検討ところでは未定のところもあるが、市町村で設置する方向のところも広域で設置する方向のところも「社協に委託」の割合が最も多い。

(1) ③ センターを設置・検討している場合、実施している事業は【複数回答可】

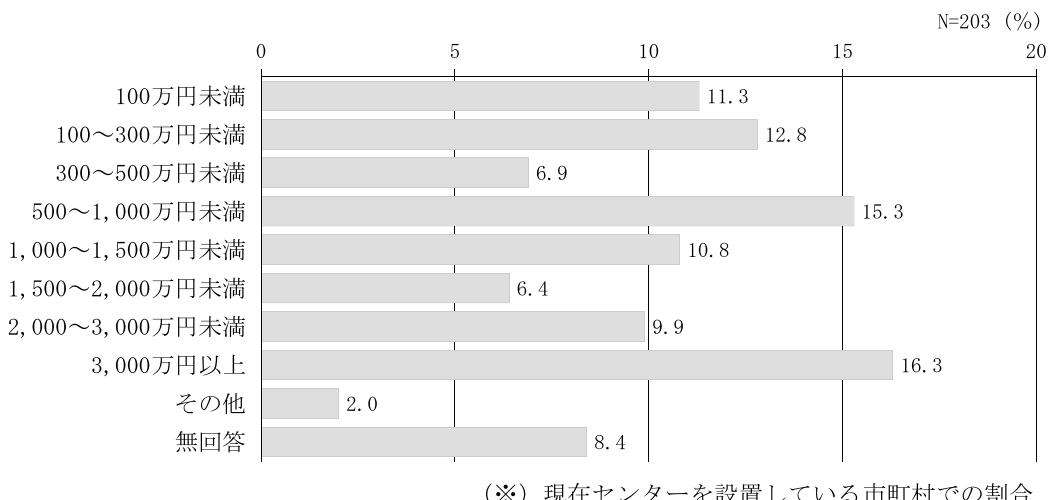
現在センターを設置しているところでは、下図のように各種の事業が実施されている。

一方、設置を検討しているところでは検討中のところもあるが、相対的にみると「成年後見に関する事業」や「人材養成」をあげたところが多く、センターの機能として重視されていると考えられ、「権利擁護に関する相談」や「啓発・研修」は少なめといえる。



(1) ④ センターを設置している場合、年間の予算規模は（平成27年度予算）

社協等が設置している場合も含め、センターを設置しているところの年間予算は「100万円未満」から「3,000万円以上」までさまざまである。ただし、(1) ① に記載したように、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターについて回答した市町村もあると推測されるため、次項の職員体制も含めて、それらの状況が含まれている可能性がある。



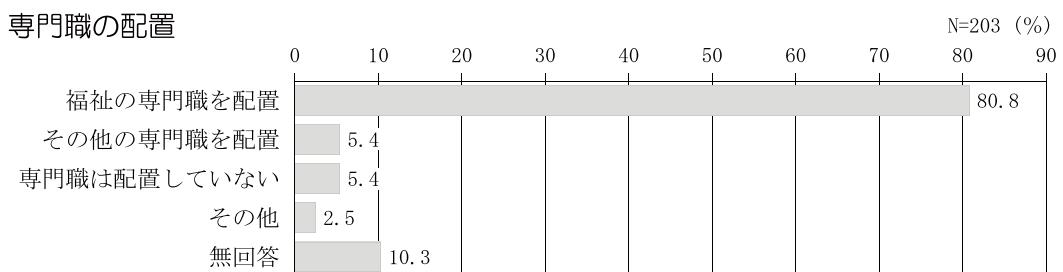
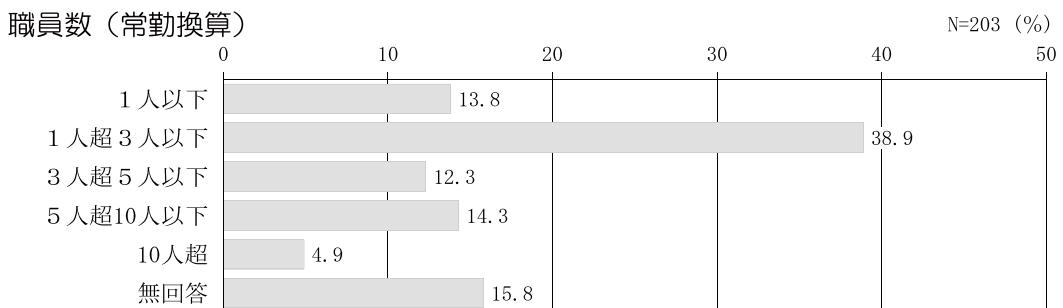
《自治体区分別》 [表 1-22]

【特別区】と【指定都市】は「3,000万円以上」、【中核市】は「2,000～3,000万円未満」の割合が大きいなど、自治体の規模と相関した予算規模となっている。また、【町村】は広域で設置しているところが多いことから「100万円未満」の割合が大きいものと考えられる。

(1) ⑤ センターを設置している場合、職員体制は

常勤換算でみた職員数も自治体によってさまざまだが、「1～3人未満」が最も多い

また、福祉の専門職は8割で設置されているが、その他の専門職を配置しているところは少ない。



(※) 現在センターを設置している市町村での割合

権利擁護支援に関してご意見がありましたら、自由にお書きください

記述された内容の要旨はつぎのとおりである。

○ 権利擁護支援のニーズについて

- ・成年後見に対するニーズが年々高まっていると感じる。
- ・ひとり暮らし高齢者や親以外の支援者がいない障害者など、今後が心配な人が増えている。
- ・日常生活自立支援事業のニーズが増大し、対応に苦慮している。
- ・センターの設置が必要な状況ではないが、権利擁護に関する相談は毎年増加しており、身元引受人がいない人の問題や認知症の人の借金問題など多岐にわたっているため、内容を限定した事業の委託を検討している。

○ 権利擁護支援に関する体制の整備・充実について

- ・今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、権利擁護支援対象者も増加すると思われるため、支援体制の整備や市民への周知が課題だと考えている。
- ・認知性高齢者の増加や知的・精神障害者の地域移行がすすむなかで、権利擁護支援の体制整備を関係機関と連携してすすめないといけない。
- ・虐待が増加し、対応する専門的な技術や知識が必要だが、限られた職員では難しい。
- ・社協が成年後見センターを設置（行政が市民後見推進事業を委託）しているが、職員が兼務で十分な相談対応ができるおらず、市の窓口も専門的な知識が十分ではない。
- ・成年後見制度の普及・啓発、ネットワークやシステムの構築に取り組むとともに、市民後見人の養成・活動支援と、家庭裁判所への活用促進の働きかけを行っていきたい。

- ・困難ケースが増加するが専門職が配置されておらず、権利擁護センターの設置が望まれる。
- ・現在は共同でセンターを設置しているが、身寄りのない高齢者や障害者が増えて、少ない人員で十分な対応が難しくなっており、専門に対応する機関の設置の必要性を感じている。

○ 担い手の養成・スキルアップについて

- ・離島では市民後見人の養成などが難しく、実務を担う人材の不足を感じている。
- ・市民後見人の育成が課題である。
- ・成年後見制度は大切な制度であり、特に市民後見人は低所得者が利用しやすいメリットがあるが、認知度が低いので、どのように周知していくか、どのような場合に活用するかの検討の必要性を強く感じている。
- ・金銭管理よりも身上監護を必要とするケースが多くなると予測されるため、福祉的なスキルをもつ人材が必要である。
- ・権利擁護支援には高度な専門性、法律知識や経験が必要で、小規模な町村がすべてを担うのは難しいため圏域市町村と共同委託でセンターを設置しているが、人員不足等の課題もあり、国や県が中心となった広域での市民後見人養成等の担い手確保の施策が必要である。
- ・支援者のスキルアップが必要である
- ・後見人によって動きが違う。

○ 啓発の推進について

- ・高齢者や障害者的人権を守るには、権利擁護に対する市民の関心を高めることが重要であり、市として成年後見制度の普及・啓発を推進したい。
- ・高齢者世帯が増加し、権利擁護支援に関する相談やニーズが増えると考えられるため、広報・啓発や支援員の養成を行っていく必要がある。
- ・社協等の関係機関と協力して、普及啓発活動を行っていく。
- ・高齢者自身に権利の意識が薄く、説明しても理解してもらえないことが多い。
- ・権利擁護を虐待対応や成年後見制度の利用のみと思っている支援者が多いため、すべての人が、自分の思いを伝えづらいことにより社会的に不利な状況になることを回避するという、本来の意味を普及・啓発していく必要がある。
- ・職員内でも権利擁護支援の意識が低く、PRや周知をすすめることへの理解が得られない現状であり、専門職や人材が豊富でさまざまな情報に触れることができる都市部との格差を感じることが多い。

○ 研修に対する支援について

- ・成年後見制度などの難しい制度について、わかりやすいテキストがほしい。
- ・センターを受託予定の法人が研修する機会や、研修に関する情報がない。
- ・市民後見についての講座や研修会のチラシを通知してほしい。

○ 活動等のマニュアルについて

- ・身寄りのない人が増えており、チーム支援をするうえで行政の役割は大きいと思うので、支援マニュアルを作成しているところがあれば教えてほしい。
- ・人材養成のため、活動マニュアルの作成は大変重要である。
- ・県で市町村申立のマニュアルを作成し、スムーズに取り組めるようにしてほしい。
- ・首長申立は複数の問題を抱える人への支援の選択肢のひとつになるが、自治体によって温度差があるため、全国統一のマニュアルがあればスムーズに利用できるのではないか。

○ 関係部局・機関等の連携について

- ・高齢者や障害者の権利擁護支援では、各関係機関の連携が有効である。
- ・ケースが複雑になっており、さまざまな機関との連携が必要になっている。

- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行や法人後見等の実施において、社協や専門職との連携が必要である。
- ・認知症高齢者の増加や障害者の親亡き後の問題などで権利擁護ニーズが増加するなかで適切な対応を行うよう、所管部署の明確化と、庁内の横断的な対応が必須である。
- ・セルフネグレクトや借金があるケースなどは介入が難しいため、専門職の後方支援があれば安心して支援できる。
- ・高齢と障害のニーズが重複した世帯に対し、分野別でないひとつの支援ができるとよい。
- ・権利擁護支援センターは設置していないが、行政や地域包括支援センターで相談支援を行い、社協や法テラス、司法書士等とも連携している。
- ・ネットワークの構築では、窓口に情報を集めることと、専門機関とのつながりづくりを意識している。

○ 都道府県などの支援について

- ・小さい市町村でのセンターの単独設置は難しいので、県の指導や支援を期待する。
- ・権利擁護支援の必要性がますます高くなるが、小規模自治体が単独で取り組むことは予算、技術、人員の関係困難であり、既存の団体のネットワークを形成して必要な機能を満たす方が実現可能性が高いと思う。そのためには地域の資源を把握し、関係者の理解を得るための取り組みが必要であり、首長や担当者の熱意に依るところが大きいので、県が市町村の枠を超えたネットワーク形成を行い、そのなかで市町村の役割を示せば、実現的な取り組みにつながる。
- ・市民後見人はサポートティブな環境で推進することが望ましいため、広域で後見サポートセンターを設置するよう、首長や企画部門を巻き込んだ学習会を実施してもらえるとよい。
- ・権利擁護支援の体制づくりは重要な課題だが、一市町村では予算的に難しいため、県レベルの支援体制により広域で設置できるとよい。
- ・権利擁護支援に関する相談対応等は住民に近い市町村の責務だが、全国一律の問題であるため、経済困窮者の対策や後見人の助成制度は国の責務として対応してほしい。

○ 財源面での課題について

- ・事業化をすすめるためには、国・県の財政的支援が不可欠である。
- ・センターの運営に対する国・県の財政支援を設けてほしい。
- ・権利擁護支援についての法整備を行い、安定した財政支援をお願いしたい。
- ・申立件数の増加による費用助成の負担増が課題である。
- ・成年後見を含む権利擁護は今後ますます必要になる制度だが、現在の地域生活支援事業の補助率では自治体の持ち出しが多く、特に後見人報酬などの永続的な給付の実施には不安を感じる。

○ 制度の見直しや運用について

- ・成年後見制度自体が完璧な制度ではないと感じることが多いので、制度が見直され、安心して利用できる制度になってほしいと思う。
- ・身元保証人の問題は成年後見人では解決できないので、支援の幅が広がるとよい。
- ・生活支援まで考えたセンターが設置できるとよいが、成年後見制度では死後の支援ができないため、制度改正が不可欠である。
- ・成年後見制度は申立手続きの書類が膨大で経費もかかるため、利用を躊躇する人が多く、市民にとって身近とはいえない。
- ・県社協の考えにより成年後見制度と日常生活自立支援事業を併せて利用できないが、利用できたらよいと思う。
- ・生活保護受給者の身上監護について、生活保護制度で権利擁護に関する費用の加算ができる

ないかと思う。

- ・市町村長申立は重要な制度だが、親族の責任をあいまいにしてしまう可能性も懸念される。
- ・成年後見制度を利用しなくともなんとかなる点も多く、利用の線引きが必要である。
- ・地域性によって支援のあり方に若干の違いが生じると考える。

○ 虐待対応について

- ・虐待の予防に視点を当てた事業が展開できていないので、権利擁護支援センターを設置するなかで市とセンターの役割を明確にしていく必要がある。
- ・虐待は家庭や施設などの閉鎖的なところで行われるケースが多いため発見が難しく、支援の困難さを感じる。
- ・虐待ネットの実現に向けて、圏域で検討する予定である。

○ 現在・今後の取り組み等について

- ・圏域で高齢者・障害者の後見センターについて検討しており、財源の問題で具体化していないが、他地域の状況もふまえて協議していく予定である。
- ・権利擁護支援センターを設置するには、行政内の理解・調整や効率性等も考慮した広域設置の検討が必要である。
- ・法人後見ができるセンターの設置を広域で協議しているが、市町村や関係団体間で温度差がある。
- ・権利擁護については市町村の温度差がある。
- ・センターの設立に向けて検討しているが、ニーズや課題等の具体的なデータが整っておらず、法的根拠もないため、時間を要すると予想される。
- ・法人後見や市民後見の検討を行ったが、財政や行政のマンパワーなどでストップしている。
- ・権利擁護支援に取り組む必要性はわかっているが、専門性や他業務優先のため取りかかれていないことを反省している。
- ・高齢者虐待は地域包括支援センター、障害者虐待は基幹相談支援センターが対応している。法人後見・法人後見監督は社協が単独で実施している
- ・障害者の基幹相談支援センターに、権利擁護支援や他の部分も担ってもらっている。
- ・成年後見に関する相談はやや多くなっているが、問題としては顕在化しておらず、行政としては取り組みづらい状況であり、権利擁護支援センターについても知らなかつた。

○ 本調査について

- ・センターの定義が記載されていればわかりやすかったと思う。

3. 自治体区分別集計表

(単位 : %)

表1-1

【自治体区分】	合計(人)	1-(2) 人口規模								
		1万人未満	1～3万人未満	3～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30～50万人未満	50～100万人未満	100万人以上	無回答
全体	781	19.2	21.6	35.3	11.7	4.0	4.6	2.4	1.2	0.0
指定都市	17	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.1	52.9	0.0
中核市	30	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86.7	13.3	0.0	0.0
その他の市	409	0.2	9.0	60.9	22.0	6.6	1.2	0.0	0.0	0.0
町村	308	48.4	42.9	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別区	17	0.0	0.0	0.0	5.9	23.5	29.4	41.2	0.0	0.0

表1-2

【自治体区分】	合計(人)	1-(3) 介護保険の運営			
		広域連合で運営	市町村単独で運営	その他	無回答
全体	781	15.7	81.2	2.6	0.5
指定都市	17	0.0	100.0	0.0	0.0
中核市	30	0.0	96.7	0.0	3.3
その他の市	409	11.5	85.8	2.7	0.0
町村	308	24.4	71.8	2.9	1.0
特別区	17	5.9	94.1	0.0	0.0

表1-3

【自治体区分】	合計(人)	1-(4) 自立支援協議会等の設置				
		広域で設置	市町村単独で設置	設置していない	その他	無回答
全体	781	33.8	59.4	3.5	1.5	1.8
指定都市	17	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	30	3.3	96.7	0.0	0.0	0.0
その他の市	409	27.4	68.2	2.2	1.2	1.0
町村	308	49.0	39.6	5.8	2.3	3.2
特別区	17	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表1-4

【自治体区分】	合計(人)	1-(5) 日常生活自立支援事業の実施					
		広域で実施(基幹的社協を担当)	広域で実施(基幹的社協を非担当)	市町村社協が単独で実施	都道府県社協が直接実施	その他	無回答
全体	781	10.2	12.9	64.9	4.4	5.5	2.0
指定都市	17	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	30	3.3	0.0	76.7	6.7	13.3	0.0
その他の市	409	15.4	5.9	69.2	2.9	5.1	1.5
町村	308	4.9	25.0	55.2	6.5	5.2	3.2
特別区	17	5.9	0.0	82.4	0.0	11.8	0.0

表1-5

【自治体区分】	合計(人)	2-(1) 成年後見などの支援ニーズ						
		ニーズが 増えてい る	ニーズが あるが多 くはない	現在のと ころは顕 在化して いない	把握して いない	成年後見 制度の利 用は最後 の手段だ	その他	無回答
全体	781	64.3	19.3	5.5	1.8	8.1	0.3	0.8
指定都市	17	94.1	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
中核市	30	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の市	409	76.3	14.9	1.2	1.7	5.6	0.0	0.2
町村	308	41.2	29.2	12.3	1.9	13.0	0.6	1.6
特別区	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表1-6

【自治体区分】	合計(人)	2-(2)① 成年後見制度利用支援事業の実施				
		実施(支 援実績あ り)	要綱等は 設置(支援 実績なし)	実施して いない	その他	無回答
全体	781	75.7	16.9	5.6	0.9	0.9
指定都市	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	30	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の市	409	90.0	6.6	2.4	0.5	0.5
町村	308	51.9	34.1	11.0	1.3	1.6
特別区	17	94.1	0.0	0.0	5.9	0.0

表1-7

【自治体区分】	合計(人)	2-(2)② 成年後見制度利用支援事業の実施件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	26.2	55.6	18.2	41.2	39.6	19.2	36.9	63.1	0.0
指定都市	17	0.0	82.4	17.6	0.0	82.4	17.6	17.6	82.4	0.0
中核市	30	0.0	96.7	3.3	6.7	93.3	0.0	0.0	100.0	0.0
その他の市	409	20.5	71.1	8.3	40.1	51.6	8.3	20.3	79.7	0.0
町村	308	39.3	28.2	32.5	49.7	14.9	35.4	64.6	35.4	0.0
特別区	17	0.0	76.5	23.5	17.6	58.8	23.5	17.6	82.4	0.0
【自治体区分】	合計(人)	2-(2)② 市町村長申立件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	17.2	51.7	31.1	33.5	32.3	34.2	41.6	58.4	0.0
指定都市	17	0.0	94.1	5.9	5.9	88.2	5.9	5.9	94.1	0.0
中核市	30	0.0	96.7	3.3	20.0	80.0	0.0	3.3	96.7	0.0
その他の市	409	16.6	65.8	17.6	38.9	40.3	20.8	26.4	73.6	0.0
町村	308	21.4	24.0	54.5	30.2	11.7	58.1	69.5	30.5	0.0
特別区	17	0.0	94.1	5.9	17.6	70.6	11.8	5.9	94.1	0.0
【自治体区分】	合計(人)	2-(2)② 申立費用支給件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	31.4	31.4	37.3	42.0	19.2	38.8	61.3	38.7	0.0
指定都市	17	0.0	94.1	5.9	11.8	82.4	5.9	5.9	94.1	0.0
中核市	30	13.3	80.0	6.7	33.3	63.3	3.3	13.3	86.7	0.0
その他の市	409	36.7	37.4	25.9	50.9	21.5	27.6	54.3	45.7	0.0
町村	308	27.3	14.0	58.8	31.8	7.8	60.4	79.9	20.1	0.0
特別区	17	41.2	52.9	5.9	58.8	29.4	11.8	35.3	64.7	0.0

(表1-7つづき)

【自治体区分】	合計(人)	2-(2)② 後見報酬支給件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	29.7	35.1	35.2	40.2	21.6	38.2	58.5	41.5	0.0
指定都市	17	0.0	94.1	5.9	0.0	94.1	5.9	5.9	94.1	0.0
中核市	30	10.0	86.7	3.3	23.3	76.7	0.0	6.7	93.3	0.0
その他の市	409	35.5	42.1	22.5	48.2	26.2	25.7	48.9	51.1	0.0
町村	308	26.9	14.3	58.8	33.1	5.5	61.4	82.5	17.5	0.0
特別区	17	5.9	94.1	0.0	47.1	35.3	17.6	0.0	100.0	0.0

表1-8

【自治体区分】	合計(人)	2-(3) 成年後見制度の周知や理解を深める取り組み									
		広報紙での情報提供					ホームページで情報提供				
		市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答	市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答
全体	781	39.7	6.5	16.3	34.3	9.9	36.1	4.0	12.3	40.8	12.4
指定都市	17	41.2	17.6	5.9	35.3	5.9	64.7	29.4	0.0	5.9	0.0
中核市	30	46.7	6.7	33.3	23.3	6.7	70.0	0.0	33.3	13.3	3.3
その他の市	409	42.3	7.1	18.1	32.0	8.3	46.7	4.2	14.2	31.8	10.5
町村	308	34.7	4.5	11.0	40.3	13.0	16.2	2.3	5.8	59.7	17.2
特別区	17	52.9	17.6	47.1	0.0	0.0	52.9	11.8	58.8	0.0	0.0

【自治体区分】	合計(人)	2-(3) 成年後見制度の周知や理解を深める取り組み									
		その他の方法で情報提供					周知のための講演会等の開催				
		市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答	市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答
全体	781	33.4	6.8	17.0	36.2	11.8	23.8	10.1	24.5	37.3	9.5
指定都市	17	47.1	5.9	5.9	29.4	11.8	35.3	29.4	35.3	11.8	0.0
中核市	30	53.3	3.3	26.7	23.3	6.7	50.0	13.3	33.3	16.7	3.3
その他の市	409	36.9	9.0	19.8	31.5	9.5	25.4	10.5	30.1	31.3	8.3
町村	308	26.9	3.2	10.7	45.8	15.6	18.8	7.5	13.3	50.3	12.7
特別区	17	17.6	23.5	58.8	5.9	5.9	17.6	23.5	64.7	5.9	0.0

【自治体区分】	合計(人)	2-(3) 成年後見制度の周知や理解を深める取り組み									
		利用促進の講演会等の開催					担い手養成の講演会等の開催				
		市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答	市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない	無回答
全体	781	14.9	7.6	22.7	43.9	14.1	9.3	7.4	16.3	55.3	13.1
指定都市	17	23.5	23.5	41.2	17.6	0.0	47.1	23.5	17.6	17.6	0.0
中核市	30	26.7	13.3	46.7	16.7	6.7	26.7	16.7	40.0	20.0	6.7
その他の市	409	17.6	7.8	25.9	39.9	12.7	9.5	7.1	17.1	56.5	10.8
町村	308	9.7	5.2	12.0	55.8	18.2	4.9	5.2	10.7	61.7	18.2
特別区	17	11.8	17.6	76.5	0.0	0.0	17.6	23.5	52.9	11.8	0.0

表1-9

【自治体区分】	合計(人)	3-(1)① 成年後見制度法人後見支援事業の実施						
		研修等の具体的な事業を実施	要綱等は設置したが事業は未実施	実施に向けて具体的に検討	今後検討したい	特に検討していない	その他	無回答
全体	781	9.2	5.4	5.9	36.0	36.2	5.9	1.4
指定都市	17	23.5	0.0	5.9	23.5	29.4	17.6	0.0
中核市	30	13.3	0.0	3.3	30.0	43.3	10.0	0.0
その他の市	409	11.5	3.7	4.9	38.4	33.5	6.6	1.5
町村	308	4.5	8.8	7.8	35.7	39.0	2.9	1.3
特別区	17	17.6	0.0	0.0	5.9	47.1	23.5	5.9

表1-10

【自治体区分】	合計(人)	3-(1)② 法人後見支援事業の実施主体					
		市町村が直接実施	社会福祉協議会に委託	その他の団体に委託	複数市町村が協力して実施・委託	その他	無回答
全体	72	12.5	54.2	8.3	6.9	11.1	6.9
指定都市	4	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0
中核市	4	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0
その他の市	47	8.5	66.0	6.4	6.4	8.5	4.3
町村	14	21.4	35.7	7.1	14.3	7.1	14.3
特別区	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3

表1-11

【自治体区分】	合計(人)	3-(1)③ 法人後見支援事業の事業内容						
		法人後見実施のための研修	法人後見の活用のための実態調査	法人後見推進のための検討会等	専門職の支援体制の構築	事業の立ち上げ支援を含む相談支援	その他	無回答
全体	72	50.0	11.1	41.7	45.8	27.8	16.7	11.1
指定都市	4	25.0	0.0	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0
中核市	4	75.0	0.0	25.0	75.0	50.0	25.0	0.0
その他の市	47	46.8	12.8	40.4	44.7	31.9	21.3	10.6
町村	14	57.1	14.3	42.9	50.0	14.3	7.1	14.3
特別区	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3

表1-12

【自治体区分】	合計(人)	3-(1)④ 「法人後見実施のための研修テキスト」の認知			
		知っている	知らない	その他	無回答
全体	781	18.6	64.1	0.9	16.4
指定都市	17	29.4	64.7	0.0	5.9
中核市	30	30.0	63.3	3.3	3.3
その他の市	409	18.6	65.3	1.2	14.9
町村	308	17.9	62.7	0.0	19.5
特別区	17	0.0	64.7	5.9	29.4

表1-13

【自治体区分】	合計(人)	4-(1)① 市民後見人養成研修の実施					
		実施	実施を検討	実施・検討していない	他の団体等が実施・検討	その他	無回答
全体	781	20.7	10.2	58.1	8.3	1.4	1.2
指定都市	17	82.4	5.9	0.0	11.8	0.0	0.0
中核市	30	56.7	20.0	13.3	10.0	0.0	0.0
その他の市	409	19.8	13.0	57.7	8.1	1.2	0.2
町村	308	12.3	5.2	69.5	8.4	1.9	2.6
特別区	17	70.6	23.5	0.0	5.9	0.0	0.0

表1-14

【自治体区分】	合計(人)	4-(1)② 市民後見人の単独受任ケースの有無			
		ある	ない	その他	無回答
全体	162	21.6	66.7	7.4	4.3
指定都市	14	50.0	35.7	0.0	14.3
中核市	17	17.6	64.7	17.6	0.0
その他の市	81	17.3	69.1	9.9	3.7
町村	38	10.5	86.8	0.0	2.6
特別区	12	58.3	25.0	8.3	8.3

表1-15

【自治体区分】	合計(人)	5-(1) 虐待相談・通報件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	8.5	87.6	4.0	30.9	61.2	7.9	10.4	89.6	0.0
指定都市	17	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
中核市	30	0.0	96.7	3.3	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
その他の市	409	0.5	97.3	2.2	15.9	80.2	3.9	1.0	99.0	0.0
町村	308	20.8	72.7	6.5	56.8	28.6	14.6	24.7	75.3	0.0
特別区	17	0.0	94.1	5.9	5.9	88.2	5.9	5.9	94.1	0.0

【自治体区分】	合計(人)	5-(1) 虐待判断件数								
		高齢者			障害者			計		
		0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答	0件	1件以上	無回答
全体	781	16.9	78.6	4.5	48.1	42.8	9.1	19.6	80.4	0.0
指定都市	17	0.0	100.0	0.0	5.9	94.1	0.0	0.0	100.0	0.0
中核市	30	0.0	96.7	3.3	6.7	93.3	0.0	0.0	100.0	0.0
その他の市	409	5.1	92.9	2.0	38.4	57.2	4.4	5.9	94.1	0.0
町村	308	36.0	56.2	7.8	69.2	14.3	16.6	41.2	58.8	0.0
特別区	17	0.0	88.2	11.8	17.6	70.6	11.8	11.8	88.2	0.0

表1-16

【自治体区分】	合計(人)	5-(2) 虐待防止のための取り組み						
		啓発	相談・通報窓口の周知	研修	マニュアル等の作成	関係者のネットワークの構築	その他	無回答
全体	781	65.4	82.7	49.0	55.3	63.3	1.9	2.6
指定都市	17	88.2	100.0	100.0	100.0	94.1	5.9	0.0
中核市	30	90.0	96.7	86.7	93.3	90.0	3.3	0.0
その他の市	409	70.7	87.5	57.0	64.8	70.2	2.0	0.5
町村	308	54.2	73.7	29.9	34.7	48.4	1.0	5.2
特別区	17	76.5	88.2	88.2	88.2	88.2	11.8	11.8

表1-17

【自治体区分】	合計(人)	6-(1)① 権利擁護支援システムづくりの取り組み					
		システムづくりの調査研究・検討	関係者のネットワークの構築	支援に関するセンターの設置	専門相談	その他	無回答
全体	781	11.1	50.1	18.1	23.3	3.8	28.9
指定都市	17	23.5	58.8	35.3	47.1	5.9	23.5
中核市	30	23.3	70.0	33.3	33.3	3.3	6.7
その他の市	409	11.2	53.3	21.0	25.9	4.6	24.7
町村	308	8.4	42.5	8.8	15.3	2.9	37.7
特別区	17	23.5	64.7	70.6	64.7	0.0	17.6

表1-18

【自治体区分】	合計(人)	6-(1)② 取り組みのきっかけ				
		支援ニーズの増加や高度化	具体的な問題や事件等の発生	調査研究や福祉計画等での位置づけ	その他	無回答
全体	555	58.7	31.2	13.5	3.1	25.6
指定都市	13	61.5	46.2	30.8	7.7	15.4
中核市	28	85.7	32.1	25.0	0.0	14.3
その他の市	308	64.0	34.1	13.3	3.2	22.7
町村	192	43.8	25.0	9.4	3.1	33.9
特別区	14	92.9	35.7	35.7	0.0	7.1

表1-19

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)① 権利擁護のセンターの設置							
		市町村として設置	広域で設置	市町村として検討	広域で検討	設置・検討はしていない	その他	社協等が設置(広域含む)	無回答
全体	781	14.3	7.6	8.5	4.7	57.0	3.3	4.1	0.5
指定都市	17	41.2	0.0	11.8	0.0	17.6	5.9	23.5	0.0
中核市	30	30.0	3.3	20.0	0.0	36.7	0.0	10.0	0.0
その他の市	409	16.4	6.4	10.0	4.4	53.8	4.4	4.6	0.0
町村	308	5.8	10.4	5.5	6.2	68.5	2.3	0.0	1.3
特別区	17	64.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.3	0.0

表1-20

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)② センターの運営形態									
		現在					今後				
市町村が運営(広域も含む)	社協に委託(広域も含む)	他の法人等に委託	その他	無回答	市町村が運営(広域も含む)	社協に委託(広域も含む)	他の法人等に委託	その他	無回答		
全体	306	8.2	39.2	13.7	15.4	23.5	7.2	50.0	14.1	14.7	14.1
指定都市	13	0.0	53.8	0.0	23.1	23.1	0.0	61.5	0.0	30.8	7.7
中核市	19	0.0	36.8	10.5	26.3	26.3	0.0	52.6	5.3	15.8	26.3
その他の市	171	5.3	42.7	14.0	17.0	21.1	4.1	52.6	14.0	16.4	12.9
町村	86	18.6	29.1	18.6	3.5	30.2	17.4	43.0	20.9	4.7	14.0
特別区	17	0.0	47.1	0.0	41.2	11.8	0.0	47.1	0.0	35.3	17.6

表1-21

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)③ センターで実施する事業									
		権利擁護に関する相談	成年後見に関する事業	日常生活自立支援事業	啓発・研修	人材養成	虐待問題への対応	介護相談派遣事業	ネットワークやシステムの構築	その他	無回答
全体	306	73.5	85.9	41.5	71.2	56.9	28.1	3.9	35.6	1.0	6.9
指定都市	13	61.5	76.9	38.5	61.5	69.2	15.4	0.0	38.5	7.7	7.7
中核市	19	68.4	94.7	42.1	68.4	57.9	26.3	10.5	42.1	0.0	5.3
その他の市	171	72.5	89.5	42.7	75.4	59.1	26.9	2.9	32.7	0.6	5.3
町村	86	74.4	76.7	32.6	60.5	44.2	36.0	4.7	33.7	1.2	10.5
特別区	17	94.1	94.1	76.5	94.1	88.2	11.8	5.9	64.7	0.0	5.9

表1-22

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)④ センターの年間予算規模									
		100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000～3,000万円未満	3,000万円以上	その他	無回答
全体	203	11.3	12.8	6.9	15.3	10.8	6.4	9.9	16.3	2.0	8.4
指定都市	11	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	9.1	54.5	0.0	18.2
中核市	13	0.0	0.0	0.0	23.1	7.7	7.7	46.2	7.7	0.0	7.7
その他の市	112	5.4	15.2	8.9	21.4	15.2	8.0	8.0	8.9	2.7	6.3
町村	50	34.0	18.0	4.0	6.0	8.0	2.0	6.0	8.0	2.0	12.0
特別区	17	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	5.9	5.9	70.6	0.0	5.9

表1-23

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)⑤ センターの職員数					
		1人以下	1人超3人以下	3人超5人以下	5人超10人以下	10人超	無回答
全体	203	13.8	38.9	12.3	14.3	4.9	15.8
指定都市	11	0.0	18.2	18.2	9.1	36.4	18.2
中核市	13	7.7	46.2	15.4	30.8	0.0	0.0
その他の市	112	17.0	45.5	8.0	8.9	2.7	17.9
町村	50	16.0	40.0	12.0	12.0	4.0	16.0
特別区	17	0.0	0.0	35.3	47.1	5.9	11.8

表1-24

【自治体区分】	合計(人)	7-(1)⑤ センターへの専門職の配置				
		福祉の専門職を配置	その他の専門職を配置	専門職は配置していない	その他	無回答
全体	203	80.8	5.4	5.4	2.5	10.3
指定都市	11	45.5	0.0	18.2	9.1	27.3
中核市	13	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の市	112	82.1	8.0	4.5	1.8	9.8
町村	50	76.0	4.0	8.0	2.0	12.0
特別区	17	94.1	0.0	0.0	5.9	5.9

4. クロス集計表

(単位 : %)

表2-1

【介護保険の運営】	合計(人)	1-(4) 自立支援協議会等の設置				
		広域で設置	市町村単独で設置	設置していない	その他	無回答
全体	781	33.8	59.4	3.5	1.5	1.8
広域連合で運営	123	62.6	29.3	2.4	1.6	4.1
市町村単独で運営	634	27.4	66.1	3.8	1.4	1.3
その他	20	60.0	35.0	0.0	5.0	0.0

表2-2

【介護保険の運営】	合計(人)	1-(5) 日常生活自立支援事業の実施					
		広域で実施（基幹的社協を担当）	広域で実施（基幹的社協を非担当）	市町村社協が単独で実施	都道府県社協が直接実施	その他	無回答
全体	781	10.2	12.9	64.9	4.4	5.5	2.0
広域連合で運営	123	8.1	21.1	55.3	8.1	4.9	2.4
市町村単独で運営	634	10.6	11.4	66.7	3.6	5.8	1.9
その他	20	15.0	10.0	75.0	0.0	0.0	0.0

表2-3

【法人後見支援事業の実施】	合計(人)	3-(1)④ 「法人後見実施のための研修テキスト」の認知			
		知っている	知らない	その他	無回答
全体	781	18.6	64.1	0.9	16.4
研修等の具体的な事業を実施	72	25.0	68.1	2.8	4.2
要綱等は設置したが事業は未実施	42	19.0	71.4	0.0	9.5
実施に向けて具体的に検討	46	28.3	65.2	2.2	4.3
今後検討したい	281	18.1	61.6	0.7	19.6
特に検討していない	283	15.2	65.0	0.4	19.4
その他	46	23.9	63.0	2.2	10.9

表2-4

【支援ニーズ】	合計(人)	4-(1)① 市民後見人養成研修の実施					
		実施	実施を検討	実施・検討していない	他の団体等が実施・検討	その他	無回答
全体	781	20.7	10.2	58.1	8.3	1.4	1.2
ニーズが増えていく	502	26.3	13.1	50.0	8.2	1.4	1.0
ニーズがあるが多くはない	151	9.9	7.3	69.5	11.9	0.7	0.7
現在のところは顕在化していない	43	16.3	2.3	72.1	2.3	4.7	2.3
把握していない	14	14.3	7.1	71.4	7.1	0.0	0.0
成年後見制度の利用は最後の手段だ	63	9.5	1.6	81.0	6.3	0.0	1.6
その他	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表2-5

【支援ニーズ】	合計(人)	6-(1)① 権利擁護支援システムづくりの取り組み					
		システムづくりの調査研究・検討	関係者のネットワークの構築	支援に関するセンターの設置	専門相談	その他	無回答
全体	781	11.1	50.1	18.1	23.3	3.8	28.9
ニーズが増えていく	502	13.7	53.8	23.5	28.9	3.6	24.1
ニーズがあるが多くはない	151	6.0	48.3	8.6	11.3	2.6	36.4
現在のところは顕在化していない	43	11.6	30.2	9.3	18.6	9.3	34.9
把握していない	14	7.1	35.7	0.0	14.3	0.0	50.0
成年後見制度の利用は最後の手段だ	63	4.8	42.9	9.5	12.7	6.3	39.7
その他	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0

表2-6

【権利擁護システムづくりの取り組み】	合計(人)	6-(1)① 権利擁護支援システムづくりの取り組み					
		システムづくりの調査研究・検討	関係者のネットワークの構築	支援に関するセンターの設置	専門相談	その他	無回答
全体	781	11.1	50.1	18.1	23.3	3.8	28.9
システムづくりの調査研究・検討	87	100.0	59.8	25.3	36.8	1.1	0.0
関係者のネットワークの構築	391	13.3	100.0	20.5	29.2	1.3	0.0
支援に関するセンターの設置	141	15.6	56.7	100.0	53.2	0.7	0.0
専門相談	182	17.6	62.6	41.2	100.0	1.6	0.0
その他	30	3.3	16.7	3.3	10.0	100.0	0.0

表2-7

【権利擁護システムづくりの取り組み】	合計(人)	6-(1)② 取り組みのきっかけ				
		支援ニーズの増加や高度化	具体的な問題や事件等の発生	調査研究や福祉計画等での位置づけ	その他	無回答
全体	555	58.7	31.2	13.5	3.1	25.6
システムづくりの調査研究・検討	87	75.9	41.4	33.3	2.3	9.2
関係者のネットワークの構築	391	58.6	34.8	14.6	2.6	25.8
支援に関するセンターの設置	141	80.9	37.6	24.8	2.8	9.2
専門相談	182	69.2	41.8	19.2	2.2	22.0
その他	30	43.3	20.0	3.3	13.3	43.3

表2-8

【支援ニーズ】	合計(人)	7-(1)① 権利擁護のセンターの設置							
		市町村として設置	広域で設置	市町村として検討	広域で検討	設置・検討はしていない	その他	社協等が設置(広域含む)	無回答
全体	781	14.3	7.6	8.5	4.7	57.0	3.3	4.1	0.5
ニーズが増えていく	502	19.1	7.4	11.0	4.0	49.4	3.4	5.6	0.2
ニーズがあるが多くはない	151	7.3	8.6	3.3	9.9	68.2	1.3	0.7	0.7
現在のところは顕在化していない	43	2.3	11.6	9.3	4.7	67.4	2.3	0.0	2.3
把握していない	14	7.1	0.0	0.0	0.0	92.9	0.0	0.0	0.0
成年後見制度の利用は最後の手段だ	63	4.8	6.3	3.2	0.0	73.0	7.9	4.8	0.0
その他	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表2-9

【介護保険の運営】	合計(人)	7-(1)① 権利擁護のセンターの設置							
		市町村として設置	広域で設置	市町村として検討	広域で検討	設置・検討はしていない	その他	社協等が設置(広域含む)	無回答
全体	308	5.8	10.4	5.5	6.2	68.5	2.3	0.0	1.3
広域連合で運営	75	4.0	17.3	5.3	5.3	62.7	4.0	0.0	1.3
市町村単独で運営	221	5.9	8.6	5.9	6.3	70.1	1.8	0.0	1.4
その他	9	22.2	0.0	0.0	0.0	77.8	0.0	0.0	0.0

表2-10

【自立支援協議会等の設置】	合計(人)	7-(1)① 権利擁護のセンターの設置							
		市町村として設置	広域で設置	市町村として検討	広域で検討	設置・検討はしていない	その他	社協等が設置(広域含む)	無回答
全体	308	5.8	10.4	5.5	6.2	68.5	2.3	0.0	1.3
広域で設置	151	4.0	16.6	2.0	8.6	66.2	2.0	0.0	0.7
市町村単独で設置	122	9.0	4.1	8.2	4.1	70.5	2.5	0.0	1.6
設置していない	18	0.0	5.6	11.1	0.0	77.8	0.0	0.0	5.6
その他	7	0.0	14.3	14.3	0.0	71.4	0.0	0.0	0.0

表2-11

【日常生活自立支援事業の実施】	合計(人)	7-(1)① 権利擁護のセンターの設置							
		市町村として設置	広域で設置	市町村として検討	広域で検討	設置・検討はしていない	その他	社協等が設置(広域含む)	無回答
全体	308	5.8	10.4	5.5	6.2	68.5	2.3	0.0	1.3
広域で実施(基幹的社協を担当)	15	0.0	6.7	6.7	13.3	66.7	0.0	0.0	6.7
広域で実施(基幹的社協を非担当)	77	2.6	13.0	5.2	9.1	64.9	3.9	0.0	1.3
市町村社協が単独で実施	170	7.6	11.2	5.9	4.1	68.2	2.4	0.0	0.6
都道府県社協が直接実施	20	5.0	5.0	5.0	10.0	75.0	0.0	0.0	0.0
その他	16	6.3	6.3	6.3	0.0	81.3	0.0	0.0	0.0

表2-12

【権利擁護 支援センター の設置】	合計(人)	7-(1)② センターの運営形態									
		現在					今後				
		市町村が 運営(広域 も含む)	社協に委 託(広域 も含む)	その他の 法人等に 委託	その他	無回答	市町村が 運営(広域 も含む)	社協に委 託(広域 も含む)	その他の 法人等に 委託	その他	無回答
全体	306	8.2	39.2	13.7	15.4	23.5	7.2	50.0	14.1	14.7	14.1
市町村として設置	112	12.5	69.6	8.0	8.9	0.9	9.8	61.6	7.1	9.8	11.6
広域で設置	59	8.5	39.0	49.2	3.4	0.0	8.5	39.0	49.2	3.4	0.0
市町村として検討	66	4.5	10.6	3.0	18.2	63.6	4.5	63.6	3.0	13.6	15.2
広域で検討	37	5.4	21.6	2.7	5.4	64.9	8.1	43.2	8.1	16.2	24.3
設置・検討はして いない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社協等が設置(広 域含む)	32	3.1	12.5	3.1	65.6	15.6	0.0	9.4	3.1	53.1	34.4

権利擁護支援センター等に関する全国調査 調査票

○ ご回答いただいた内容について確認させていただく場合がありますので、お差し支えなければ、貴市町村名とご記入者の連絡先をお書きください。

都道府県 市町村名		部課名	
記入者職氏名		連絡先	

1. 貴市町村の規模などについておたずねします

(1) 貴市町村は、つぎのどの区分に該当しますか

1 指定都市	2 中核市	3 その他の市	4 町村	5 特別区
--------	-------	---------	------	-------

(2) 貴市町村の人口規模はどれくらいですか

1 1万人未満	2 1～3万人未満	3 3～10万人未満	4 10～20万人未満
5 20～30万人未満	6 30～50万人未満	7 50～100万人未満	8 100万人以上

(3) 貴市町村は、介護保険を広域連合で運営していますか

1 広域連合で運営している	2 市町村単独で運営している	3)
3 その他 ()

(4) 貴市町村は、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会等）を広域で設置していますか

1 広域で設置している	2 市町村単独で設置している	3 協議会を設置していない
4 その他 ()

(5) 貴市町村では、社会福祉協議会等が実施する「日常生活自立支援事業」は広域で実施されていますか

1 広域で実施されており、基幹的社協を貴市町村の社会福祉協議会が担っている	
2 広域で実施されており、基幹的社協は他の市町村の社会福祉協議会が担っている	
3 貴市町村の社会福祉協議会が単独で実施している	
4 都道府県の社会福祉協議会が直接実施している	
5 その他 ()

2. 成年後見制度の利用の促進に関する取り組みなどについておたずねします

(1) 貴市町村での成年後見などの支援のニーズについて、どのように感じておられますか

- 1 成年後見などの、判断能力が不十分な人への日常生活の支援のニーズが増えている
- 2 成年後見などのニーズがあるが、多くはない
- 3 成年後見などのニーズは、現在のところは顕在化していない
- 4 把握していない
- 5 判断能力が不十分な人への日常生活の支援の必要性はあるが、成年後見制度の利用は最後の手段だと判断している
- 6 その他 ()

(2) ① 貴市町村では「成年後見制度利用支援事業」を実施していますか(②を含め、高齢者分・障害者分をまとめてご記入ください)

- 1 実施しており、これまでに支援を行った実績がある
- 2 事業の要綱等は設置しているが、支援を行った実績はない
- 3 実施していない
- 4 その他 ()

(2) ② 平成26年度に支援を行った実績がある場合は、年間の実施件数をお書きください

	実施件数	支援内容別の内訳（重複可）		
		市町村長申立	申立費用の支給	後見人等報酬の支給
認知症高齢者	件	件	件	件
知的障害者・精神障害者	件	件	件	件
計	件	件	件	件

(3) 貴市町村では、成年後見制度の周知や理解を深める取り組みを実施していますか【複数回答可】

	市町村が実施	共同で実施	他の機関や団体等が実施	実施・把握していない
広報紙での情報提供	1	2	3	4
ホームページでの情報提供	1	2	3	4
その他の方法での情報提供	1	2	3	4
広く周知を図るための講演会等の開催	1	2	3	4
利用を促進するための学習会等の開催	1	2	3	4
担い手を養成するための研修等の実施	1	2	3	4

○ その他に実施されている取り組みがあればお書きください

3. 法人後見の推進に関する取り組みについておたずねします

(1) ① 貴市町村では、障害者総合支援法の地域生活支援事業（必須事業）である「成年後見制度法人後見支援事業」（※）を実施または検討していますか

- 1 事業の要綱等を設置し、研修等の具体的な事業を実施している（本年度中の実施予定を含みます）
- 2 事業の要綱等は設置しているが、具体的な事業はまだ実施していない
- 3 実施に向けて具体的に検討している
- 4 今後、検討したいと考えている
- 5 特に検討していない
- 6 その他（ ）

（※）「成年後見制度法人後見支援事業」は、後見業務を適正に行う法人を確保する体制を整備するために、研修、組織体制の構築、立ち上げや活動の支援等を行う事業です。

(1) ② 「法人後見支援事業」を実施している場合、事業の実施主体は

- 1 市町村が直接実施
- 2 社会福祉協議会に委託
- 3 その他の団体に委託
- 4 複数の市町村が協力して実施（委託も含む）
- 5 その他（ ）

(1) ③ 「法人後見支援事業」を実施している場合、事業の内容は（予定も含む）【複数回答可】

- 1 法人後見実施のための研修
- 2 法人後見の活用のための地域の実態調査
- 3 法人後見推進のための検討会等
- 4 弁護士、司法書士、社会福祉士等の支援体制の構築
- 5 法人後見事業の立ち上げ支援を含む相談支援
- 6 その他（ ）

(1) ④ 「法人後見実施のための研修テキスト」が、平成26年度の厚生労働省の社会福祉推進事業で作成されていますが、このテキストをご存じですか

- 1 知っている
- 2 知らない
- 3 その他（ ）

4. 市民後見の推進に関する取り組みについておたずねします

(1) ① 貴市町村では、市民後見人（※）の養成研修を実施または検討していますか（他の市町村と協力して実施・検討する場合も含む）

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1 市民後見人の養成研修を実施した | 2 市民後見人の養成研修の実施を検討している |
| 3 市民後見人の養成研修の実施・検討はしていない | |
| 4 市町村以外の団体等が実施または検討している | |
| 5 その他（ ） | |

(1) ② 養成研修を実施した場合、市民後見人が単独で後見等を受任したケースがありますか

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 市民後見人が単独で受任したケースがある | 2 市民後見人が単独で受任したケースはない |
| 3 その他（ ） | |

（※）この調査での「市民後見人」とは、以下の裁判所の定義を基にしています。

市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

出典「成年後見関係事件の概況」（平成25年）

5. 高齢者虐待・障害者虐待への対応についておたずねします

(1) 貴市町村での、平成26年度の高齢者虐待・障害者虐待に関する件数をお書きください

	相談・通報件数	虐待判断件数
高齢者虐待	件	件
障害者虐待	件	件
計	件	件

(2) 貴市町村では、高齢者・障害者虐待の防止のために、次のような取り組みを実施していますか（実施予定も含む）【複数回答可】

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 虐待防止に関する啓発 | 2 虐待に関する相談・通報窓口の周知 |
| 3 虐待防止に関する研修 | 4 虐待防止に関するマニュアル等の作成 |
| 5 虐待防止に関する関係者のネットワークの構築 | |
| 6 その他（ ） | |

6. 権利擁護支援をすすめるためのシステムづくりについておたずねします

(1) ① 貴市町村では、以下のような高齢者・障害者等の権利擁護支援（※）のためのシステムづくりに取り組んでいますか（他の市町村協力して取り組んでいる場合も含む）【複数回答可】

（※）ここでの「権利擁護支援」とは、高齢者・障害者への権利侵害や自らの力だけでは生活困難状況を改善することが難しい方たちへの社会的支援を指しています。

- 1 権利擁護支援のシステムづくりに関する調査・研究や検討
- 2 関係者のネットワークの構築
- 3 権利擁護支援に関するセンターの設置
- 4 権利擁護支援に関する専門相談
- 5 その他（ ）

(1) ② 権利擁護システムづくりに取り組んでいる場合、取り組みのきっかけは【複数回答可】

- 1 権利擁護支援に関するニーズの増加や高度化
- 2 権利擁護支援に関する具体的な問題や事件等の発生
- 3 調査研究での必要性の提起や、福祉計画等での位置づけ
- 4 その他（ ）

7. 権利擁護支援に関するセンターの設置についておたずねします

(1) ① 貴市町村では、権利擁護支援や成年後見に関するセンターを設置・検討していますか

- 1 市町村として設置している 2 他の市町村等と協力して広域で設置している
- 2 市町村として検討している 4 他の市町村等と協力して広域で検討している
- 5 設置・検討はしていない
- 6 その他（ ）

(1) ② センターを設置・検討している場合、その運営形態は

【現 在】		→	【今 後】	
1 市町村が運営（広域も含む）			1 市町村が運営（広域も含む）	
2 社会福祉協議会に委託（広域も含む）			2 社会福祉協議会に委託（広域も含む）	
3 その他の法人等に委託			3 その他の法人等に委託	
4 その他（ ）			4 その他（ ）	

(1) ③ センターを設置・検討している場合、実施している事業は【複数回答可】

- 1 権利擁護に関する相談
- 2 成年後見に関する事業（利用支援、法人後見・法人後見監督、後見人等への支援）
- 3 日常生活自立支援事業（または福祉サービス利用援助事業）
- 4 啓発・研修（権利擁護に関する啓発、研修や講座等の実施）
- 5 人材養成（市民後見人の養成、後見人等のスキルアップ、コンサルティングやスーパービジョン）
- 6 虐待問題への対応
- 7 介護相談派遣事業
- 8 権利擁護支援に関するネットワークやシステムの構築
- 9 その他（ ）

(1) ④ センターを設置している場合、年間の予算規模は（平成27年度予算）

1 100万円未満	2 100～300万円未満	3 300～500万円未満
4 500～1,000万円未満	5 1,000～1,500万円未満	6 1,500～2,000万円未満
7 2,000～3,000万円未満	8 3,000万円以上	9 その他 ()

(1) ⑤ センターを設置している場合、職員体制は

職員数【常勤換算】() 人
専門職の配置 1 社会福祉士等の福祉の専門職を配置している 2 その他の専門職を配置している（職種は（ ） 3 専門職は配置していない 4 その他（ ）

○ 権利擁護支援に関してご意見がありましたら、自由にお書きください。

（記入用紙）

ご協力ありがとうございました。

大変恐縮ですが、12月4日（金）までにご返送頂けますと幸いです。

お問合せ等は下記へお願ひ致します。

【一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク】

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603号室

[TEL] : 047-407-4584 [FAX] : 047-407-4101

[E-mail] : info@asnet-japan.net [URL] : <http://asnet-japan.net/>

Ⅱ. 権利擁護支援センター等設立・活動 のポイントに関する訪問調査

II. 権利擁護支援センター等設立・活動のポイントに関する訪問調査

1. 訪問概要

【訪問先・訪問者】

	訪問先	訪問者
第1回	東濃成年後見センター（岐阜県）	田邊 寿（伊賀市社会福祉協議会） 森高 清一 (権利擁護支援センターふくおかネット) 上田 晴男 (全国権利擁護支援ネットワーク事務局)
第2回	いわき市権利擁護・成年後見センター (福島県)	今井 友乃（知多地域成年後見センター） 本田 隆光（そよ風ネットいわき） 上田 晴男 (全国権利擁護支援ネットワーク事務局)
第3回	瀬戸内市権利擁護センター（岡山県）	森高 清一 (権利擁護支援センターふくおかネット) 水戸 由子 (ジャスミン権利擁護センター) 上田 美智子 (全国権利擁護支援ネットワーク事務局)

【訪問日時・場所】

	日時	場所
第1回	2015年9月9日（水） 17：00～19：00	多治見市総合センター
第2回	2015年9月17日（木） 10：00～11：30	いわき市役所
第3回	2015年9月24日（木） 14：00～16：00	瀬戸内市社会福祉協議会

2. 東濃成年後見センター

権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについて ～視察先：特定非営利活動法人東濃成年後見センター～

作成：NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネット
森高 清一

1. 地域の課題解決に向けて可能な選択肢を検討し、最善の方策を具現化

●地域の課題解決のために必要と判断し、成年後見人を担う法人を設立

<設立背景>

- ・平成 12（2000）年の「措置」から「契約」への制度転換を契機に、判断能力が不十分な人々は施設入所一つとっても家族がいなければ利用契約が結べず、入所ができないといった現状が社会福祉法人美濃陶生苑において発生し始め、当事者である本人や施設にとっても深刻な問題になっていた。
- ・ちなみに社会福祉法人美濃陶生苑は、東濃西部 3 市 1 町（多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町）が設立主体となって設立されており、現在たじみ陶生苑、とき陶生苑、みずなみ陶生苑及びかさはら陶生苑の 4 つの特別養護老人ホームと、4 つのデイサービスセンター、2 つの在宅介護支援センターの運営をしており、当時から広域的な社会福祉法人として存在していた。

↓

- ・この社会福祉法人美濃陶生苑からの依頼を受けて、当時施設の第三者委員であった弁護士たちは、成年後見制度を活用することによって成年後見人等の本人支援により利用契約が成立することに着目し、成年後見人等を担う法人の設立が最善の方策と判断。

↓

- ・しかし、その当時（平成 13 年）は行政の担当者も成年後見制度に対する理解が深くはなかったようで、地域の課題解決のために成年後見制度の実施体制を整備するよう再三行政の担当者に提案するも、残念ながら理解は得られなかったという背景がある。
- ・そこで弁護士たちは、他市の成年後見センターを実際に視察するなどして具体的なノウハウを学び、成年後見人を担う特定非営利活動法人を設立する。

↓

- ・また法人設立後も 3 市 1 町の行政担当者に対しては積極的に働きかけを行いモデルとされる他市の成年後見センター視察などを通じて後見センターの必要性を行政担当者に認識してもらい、結果的に 3 市 1 町の事業委託を可能にしたという経緯がある。

2. 成年後見制度を活用した市民の権利擁護支援をどのような規模で行うか

●事業形態と設置形態（対象地域）について

- ・成年被後見人等の支援を行うにあたっては、実際のところ法律系専門職と福祉系専門職両方の役割が必要となる。この法人の組織化にあたっては、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神科医、学校教諭、MSW、福祉施設職員そして地域住民が協働で支援活動を行っていた。
- ・また、法人の組織化にあたっては弁護士や司法書士、社会福祉士ら有志が他の市の後見センター視察を行っているが、この社会福祉法人の成り立ちから、当初から岐阜県東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町）を支援の対象と想定していた（その後、中津川市、恵那市の業務委託を受ける）。
- ・法人設立にあたっては中間法人という選択肢もあったが、検討の結果、特定非営利活動法人を選択している。個人としてではなく、法人として成年後見を担うメリットとして、①継続性（長期的な支援が可能）、②協働性（専門性を生かし複数の知恵を活用できる）を挙げており、実際に法人の特性をフルに活かしている。

3. どのような機能を法人が持ち、どのような事業を展開するか

●市民の権利擁護支援を目的に行う法人としてどのような機能が必要か

- ・この法人では、権利擁護全般の相談や成年後見の利用相談などの「相談支援機能」をはじめ、困難ケースのスーパーバイズや生活支援ケース等への同行支援、債務整理等権利擁護支援ニーズへの法的支援の確保、虐待対応への協力などの「権利擁護専門支援機能」、法人後見の受任のみならず成年後見申立支援や後見人等の候補者調整などの全般にわたる「後見支援機能」を併せ持っている。なお、ケース検討会は毎月2回行われており、法律系専門職と福祉系専門職が毎回参加している。また、個別支援のコーディネートや関係機関への協力要請などの「ネットワーク構築機能」や成年後見啓発研修などの「地域啓発・研修機能」が備わっている。
- ・こうした機能を持っているという点では、成年後見センターと銘打っている法人ではあるものの、実質的には総合的な市民の権利擁護支援を行う権利擁護支援センターとしての機能をほとんど有している。ちなみに支援の対象範囲が広域であるため、現在、センターは多治見事務所と中津川事務所の2か所にありそれぞれに支援が展開されている。

4. どのような法人の運営体制であるか

- 権利擁護支援の法人事業予算と職員体制が実体と照合して妥当であるか
 - ・現在この法人では、多治見事務所が正職員4名と支援員(パート)3名、中津川事務所が正職員3名と支援員(パート)2名であり、合計常勤7名(社会福祉士5)、非常勤5名(社会福祉士1、看護師1)である。
 - ・委託料については行政との折衝が前提であり、支援活動の状況とそれに見合った人員の確保が必要であることから、センターとしての成年後見人等受任者の状況や受任者の訪問状況、高齢者・障害者の相談支援や権利擁護出張相談の実績状況、ケース検討会の実施状況、といったすべての活動実績を市別に数値化して一覧表にまとめて可視化しており、そうした年度別の実績を提示したうえで申請をしており、行政側としてもその変遷が理解できる。いわゆる人員配置の必要性などの予算化の根拠を詳細にわたってしっかりと示している。
 - ・ちなみに受任ケースは視察訪問した時点（平成27年9月9日）で240件であった。
 - ・なお、センターの運営については、理事会（学校職員、弁護士、司法書士）で主な重要事項は協議し、毎月2回行われているケース検討会については各事務所職員や法人理事が参加して行われている。

5. 所感

法人設立当初から特定非営利活動法人東濃成年後見センターの事務局長であった方は社会福祉士であり、以前は地域の社会福祉協議会に勤めていた職員でもあったことから、地域における市民の権利擁護については問題意識を持ち、かつ相当な熱意があったと思われる。面談を行って率直にそう感じた。一方、社会福祉法人美濃陶生苑の第三者委員であった弁護士は、日頃から弁護士として市民の権利擁護を行っており、互いに面識があったことから有志とも協力したい、法人設立に向けて動き始めたということである。

事の経緯はともかく、市民の権利擁護支援の必要性を感じ、自治体の協力、経済的支援がすぐに見込めなくとも主体的に成年後見人を担う法人を設立したことは評価に値する。

また、もともとこの社会福祉法人美濃陶生苑は東濃西部3市1町（多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町）が設立主体となって設立されており、広域圏を対象にして権利擁護支援を進めていくだけの情況があったと思われる。

市民の権利擁護について最終的に責任を担うのは自治体であることから、数年にわたり行政担当者に対して粘り強く理解と協力を求め、他市の成年後見センター視察などを通じて後見センターの必要性を行政担当者に認識してもらい

結果的に 4 自治体の事業委託を可能にしたという経緯がある。こうした行政担当者との密な連携は、多様な社会資源との活用・連携と同様に必要であり、欠かせないものである。

また、これまでの種々の活動実績を市別・年度別に数値化・可視化して法人全体の活動状況をまとめている点、成年後見等の受任活動上についても法人としてリスク管理をしっかりと行っていることは当然とも言えるが、例えば、預金通帳から出金する職員と出納帳を作成する職員を別とし、出金と出納を事務局長が確認、さらに多治見事務所と中津川事務所が相互に支払状況を確認しあう点や、後見活動の支援記録の記録方法についても記録の改ざんを防止するため、原則として担当者自筆にてノートに記入後パソコンに入力する点など、慎重を期していることは評価できる。また、法人として改善すべき課題についてもモニタリングをしながら年度ごとに整理し、その後の活動に反映させている。

全国権利擁護支援ネットワークとして重要視している事項の一端をここで紹介する。まず、地域に根差した権利擁護支援活動を行い、権利擁護の実践と理論について造詣を深めていること。営利目的でないこと。組織的な他職種連携の実態があること。地域の権利擁護支援を推進するために権利擁護に関する多様な活動を行っていること。こうしたなかで一定の役割を地域で担っていること。法人後見を受任している場合、受任件数と法人の人員体制が適正であり、高齢者だけではなく障害者の後見支援業務も行っていること等がある。

こうした重要事項をすべて満たしていることが今回の訪問調査を通して再確認することができた。

以上

成年後見人等の分野別受任件数

\	多治見市			土岐市			瑞浪市			計
	認	知	精	認	知	精	認	知	精	
15年度件数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
16年度件数	8	4	0	6	0	1	2	1	0	22
17年度件数	9	0	1	4	1	0	5	2	1	23
18年度件数	6	4	1	5	0	0	3	0	0	19
19年度件数	4	0	0	5	0	1	2	3	0	15
20年度件数	6	2	0	5	3	2	3	1	0	22
21年度件数	5	1	1	7	1	2	5	2	2	26
22年度件数	12	2	3	5	1	1	5	1	1	31
23年度件数	10	6	2	7	4	0	3	0	1	33
24年度件数	6	1	0	9	3	1	5	1	0	26
25年度件数	9	2	1	6	2	2	6	1	1	30
26年度件数	8	6	3	5	3	2	3	2	1	33
計	84	28	12	65	18	12	42	14	7	282

成年後見人等の類型別受任件数

\	多治見市			土岐市			瑞浪市			計
	補助	保佐	後見	補助	保佐	後見	補助	保佐	後見	
15年度件数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
16年度件数	2	2	8	2	0	5	0	0	3	22
17年度件数	3	1	6	0	1	4	1	2	5	23
18年度件数	0	6	5	3	0	2	0	1	2	19
19年度件数	1	0	3	2	1	3	2	0	3	15
20年度件数	3	0	5	1	6	3	0	3	1	22
21年度件数	1	0	6	0	2	8	2	0	7	26
22年度件数	0	7	10	1	4	2	0	2	5	31
23年度件数	4	6	8	2	6	3	1	3	0	33
24年度件数	2	2	3	5	4	4	1	1	4	26
25年度件数	2	3	7	0	3	7	0	4	4	30
26年度件数	3	4	10	2	7	1	2	2	2	33
受任件数	21	31	72	18	34	43	9	18	36	282

成年後見人等の分野別受任件数(中津川・恵那事務所)

	中津川市			恵那市			計
	認知	知的	精神	認知	知的	精神	
平成20年度件数	4	1	2	4	1	0	12
平成21年度件数	7	0	0	2	1	1	11
平成22年度件数	8	3	1	6	0	1	19
平成23年度件数	11	1	0	14	3	1	30
平成24年度件数	8	1	3	4	0	0	16
平成25年度件数	7	5	3	5	3	1	24
平成26年度件数	3	4	5	2	3	0	17
計	48	15	14	37	11	4	129

成年後見人等の類型別受任件数(中津川・恵那事務所)

	中津川市			恵那市			計
	補助	保佐	後見	補助	保佐	後見	
平成20年度件数	1	2	4	0	4	1	12
平成21年度件数	2	1	4	0	2	2	11
平成22年度件数	3	2	7	0	2	5	19
平成23年度件数	0	4	8	1	8	9	30
平成24年度件数	0	7	5	0	1	3	16
平成25年度件数	3	7	5	2	5	2	24
平成26年度件数	2	4	6	0	3	2	17
計	11	27	39	3	25	24	129

東濃成年後見センター滞納返済表

多治見市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
17	2人	18, 100円	1人	94, 612円	2人	438, 120円	3人	1, 185, 995円	5人	750, 293円	2, 487, 120円
18	2人	10, 200円	0人	0円	2人	699, 926円	2人	1, 674, 086円	2人	231, 869円	2, 616, 081円
19	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	321, 890円	2人	276, 117円	598, 007円
20	0人	0円	1人	173, 100円	0人	0円	1人	51, 870円	1人	513, 386円	738, 356円
21	2人	115, 430円	1人	17, 049円	0人	0円	3人	157, 925円	3人	406, 209円	696, 613円
22	2人	132, 340円	0人	0円	0人	0円	1人	141, 009円	4人	513, 572円	786, 921円
23	4人	256, 152円	0人	0円	1人	4, 410円	0人	0円	3人	159, 145円	419, 707円
24	2人	75, 400円	2人	22, 877円	0人	0円	0人	0円	2人	68, 250円	166, 527円
25	2人	169, 430円	1人	9, 405円	2人	49, 380円	2人	394, 142円	4人	807, 858円	1, 430, 215円
26	4人	116, 500円	1人	14, 882円	2人	124, 124円	3人	833, 760円	2人	110, 482円	1, 199, 748円
合計		893, 552円	331, 925円		1, 315, 960円		4, 760, 677円		3, 837, 181円		11, 139, 295円

土岐市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	1人	298, 800円	0人	0円	0人	0円	1人	951, 256円	0人	0円	1, 250, 056円
16	3人	212, 960円	1人	25, 593円	3人	64, 820円	4人	565, 054円	3人	61, 736円	930, 163円
17	0人	0円	0人	0円	1人	4, 120円	2人	509, 955円	2人	47, 065円	561, 140円
18	2人	18, 800円	0人	0円	2人	87, 460円	3人	1, 463, 234円	2人	77, 160円	1, 646, 654円
19	3人	43, 820円	1人	91, 144円	6人	1, 419, 450円	2人	1, 667, 785円	4人	129, 861円	3, 352, 060円
20	1人	263, 106円	0人	0円	3人	433, 529円	0人	0円	0人	0円	696, 635円
21	3人	65, 400円	1人	19, 203円	4人	926, 518円	3人	790, 680円	2人	47, 015円	1, 848, 816円
22	3人	288, 730円	3人	110, 233円	2人	75, 582円	2人	504, 894円	0人	0円	979, 439円
23	3人	65, 400円	2人	21, 547円	2人	610, 800円	2人	234, 300円	4人	232, 903円	1, 164, 950円
24	3人	144, 170円	2人	466, 574円	3人	279, 540円	2人	202, 210円	4人	79, 440円	1, 171, 934円
25	2人	109, 390円	0人	0円	1人	1, 209, 119円	3人	739, 401円	1人	78, 273円	2, 136, 183円
26	0人	0円	0人	0円	3人	537, 609円	3人	21, 220円	1人	150, 700円	709, 529円
合計		1, 510, 576円	734, 294円		5, 648, 547円		7, 649, 989円		904, 153円		16, 447, 559円

瑞浪市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	1人	183, 620円	0人	0円	0人	0円	1人	501, 899円	1人	51, 899円	737, 418円
17	2人	16, 700円	1人	35, 204円	2人	869, 186円	2人	157, 127円	3人	133, 550円	1, 211, 767円
18	1人	1, 700円	1人	10, 752円	2人	164, 235円	2人	389, 940円	1人	100, 000円	666, 627円
19	2人	181, 000円	2人	213, 343円	1人	203, 430円	2人	120, 087円	1人	16, 559円	734, 419円
20	3人	101, 360円	3人	72, 635円	2人	207, 896円	4人	105, 730円	0人	0円	487, 621円
21	2人	23, 200円	3人	3, 365円	1人	165, 000円	1人	82, 000円	3人	165, 797円	439, 362円
22	2人	371, 455円	2人	144, 901円	1人	15, 000円	3人	165, 205円	3人	87, 466円	784, 027円
23	5人	1, 526, 330円	1人	8, 892円	1人	44, 130円	5人	202, 125円	3人	53, 666円	1, 835, 143円
24	5人	361, 080円	0人	0円	0人	0円	3人	221, 426円	1人	71, 699円	654, 205円
25	1人	3, 500円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	3, 500円
26	1人	24, 770円	2人	167, 280円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	192, 050円
合計		2, 794, 715円	656, 372円		1, 668, 877円		1, 945, 539円		680, 636円		7, 746, 139円

東濃成年後見センター(中津川・恵那事務所) 滞納返済表(平成26年度)

中津川市

平成27年3月31日現在

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス (公立)		医療・福祉サービス (私立)		一般企業等		合計金額
20	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	250,200円	250,200円
21	1人	144,080円	1人	61,535円	1人	29,974円	1人	189,760円	2人	134,284円	559,633円
22	5人	329,431円	3人	37,600円	3人	575,182円	2人	252,420円	1人	5,004円	1,199,637円
23	2人	333,200円	2人	39,234円	4人	414,568円	1人	77,803円	4人	1,047,954円	1,912,759円
24	4人	312,200円	2人	45,651円	2人	140,000円	1人	61,799円	3人	2,838,907円	3,398,557円
25	3人	337,710円	2人	96,194円	3人	146,200円	0人	0円	8人	2,010,013円	2,590,117円
26	3人	180,100円	1人	39,440円	3人	302,550円	3人	555,373円	7人	2,062,682円	3,140,145円
合計	18人	1,636,721円	11人	319,654円	16人	1,608,474円	8人	1,137,155円	26人	8,349,044円	13,051,048円

恵那市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス (公立)		医療・福祉サービス (私立)		一般企業等		合計金額
20	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
21	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
22	1人	17,400円	2人	38,821円	1人	93,550円	0人	0円	2人	307,567円	457,338円
23	4人	221,510円	1人	5,114円	0人	0円	2人	264,092円	1人	317,680円	808,396円
24	5人	338,858円	4人	26,268円	4人	615,144円	1人	30,289円	5人	692,357円	1,702,916円
25	3人	28,300円	1人	3,132円	1人	43,190円	0人	0円	7人	1,282,288円	1,356,910円
26	4人	70,300円	2人	23,384円	1人	22,000円	3人	48,730円	4人	191,062円	355,476円
合計	17人	676,368円	10人	96,719円	7人	773,884円	6人	343,111円	19人	2,790,954円	4,681,036円

中津川市+恵那市 17,732,084

3. いわき市権利擁護・成年後見センター

権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについて ～視察先：いわき市権利擁護・成年後見センター（いわき市）～

作成：NPO 法人そよ風ネットいわき 本田 隆光

はじめに

いわき市は東北南部の福島県の東南部に位置し、人口約 324,000 人の中核市である。高齢化率は平成 26 年 1 月現在で 26.48% と全国平均に近い状況である。一つの自治体として単独福祉圏域であることが特徴となっている。震災後は原発事故からの避難民が 25,000 人ほどいるとのことで新たな融和策が必要となってきた地域もある。

1. もともとの素地

（1）財産管理と法人後見受任をする法人の存在

成年後見制度が施行されてまもなく平成 14 年には権利擁護・財産管理・法人後見を展開する NPO 法人そよ風ネットいわきが立ち上がった。はじめはグループホームなど地域生活をしている知的障害者を主たるターゲットとして、権利擁護に関する研修などを企画してきた。そして平成 17 年に制度化された地域包括支援センターや市地域保健福祉センター（市内七ヵ所）などからの相談が継続的に来るようになってきて高齢者への相談支援業務にも対応するようになってきた。いわき地域においては金銭管理と成年後見に対応できる法人として一定の役割を担ってきている。

（2）行政職員の対応

そよ風ネットいわきが PAS ネットや全国権利擁護支援ネットワークとつながり、いわき市担当課である長寿介護課も興味を示すようになってきた。市担当者が芦屋市権利擁護支援センターへ視察訪問し情報収集が行われた。しかも担当職員が成年後見センター設置の必要性についてしっかり認識して市庁舎内での合意を図ってきたことが大きいと思われる。

2. 支援センター設置までの行政の対応

これまで動いてきた市職員は保健福祉部の中心的な立場で対応しており、継続的にセンター化に向けた以下のような取り組みがなされた。

- ① 平成 19 年度に市成年後見制度利用支援ネットワーク運営会議の設置をする。
- ② 平成 21 年度に高齢者保健福祉計画において「（仮称）いわき市成年後見センター」設置の検討が位置づけられる。
- ③ 平成 24 年度市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会内に高齢者・障がい者の権利擁護支援や制度利用支援の実務担当者による「（仮称）いわき市成年後見センター」設置に向けたワーキンググループを設置また、サービス事業所へ権利擁護に関する状況把握のためのアンケートを実施。
- ④ 平成 25 年度ネットワーク運営協議会より権利擁護・成年後見支援センター設置について提言があり。
何よりも提言の中で単に成年後見センターとしてではなく権利擁護・制度利用支援に関する課題があるとしてセンターの役割機能を次の 1) 普及・啓発機能、2) 総合相談、3) 専門的機能、4) ネットワーク運営機能、5) 人材育成機能 5 つ上げた。内容的にはワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うとともに、事例の発見から集結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導く制度横断的な権利擁護支援機関の設置が提言された。

この時期においてもセンター構想具体化に向けて PAS ネットの上田氏による助言が大きく影響している。

3. 直営形式による市権利擁護・成年後見センターの立ち上げ

平成 26 年 9 月の立ち上げは市直営方式により、保健福祉課内の一室にて、センター長は保健福祉課長兼務、専任は市職員 1 名と嘱託職員 3 名体制で取り組んでいる。

- ① 特徴的なのは権利擁護専門支援機能として困難事例のスーパーバイズと生活支援ケース等への同行支援等、そして虐待対応への介入である。かなり高度なケースワークを求められるが、直営であるが故に市虐待防止センター等との共同作業が可能となっている。
- ② 事業予算は平成 26 年度で 26,000 千円程度。専任職員人件費と弁護士等専門相談費用および研修に関する費用となっているが、これまでの高齢者関連予算対応（介護保険地域支援事業）が難しくなってきており悩ましい状況にあるとのこと。
- ③ 全国権利擁護支援ネットワークからは、上田事務局長が立ち上げ前からスーパーバイザーとして月 1 回いわき市入りして具体的な事例検討およ

び関係事業所などへの研修実施とセンター職員のスキルアップのための指導に当たっている。

したがって、センターの基本的な方向性についてはPASネットが立ち上げ支援してきた関西にある権利擁護支援センターと通ずるものがある。

4. 今後の展開に向けて

市としては平成29年度以降には民間委託を模索しており、市直営方式でない場合に受託法人はどのようなものが考えられるのか、社会福祉協議会の活用、権利擁護に取り組んでいる既存の法人などが考えられるがどのようにするかの判断はまだ出ていない現状である。専門的な仕事をしてきた市職員が関わらなくなり嘱託職員3名が引き続きセンター職員として活動していくことはよいが、中心的に対応し機能させていく人材をどうするのかが大きな問題としてあると思われる。

また、専門性の担保と法人としての後見受任が課題としてあると思われる。そういう意味でも全国のネットワークに加入して孤立しないで活動して欲しいものである。

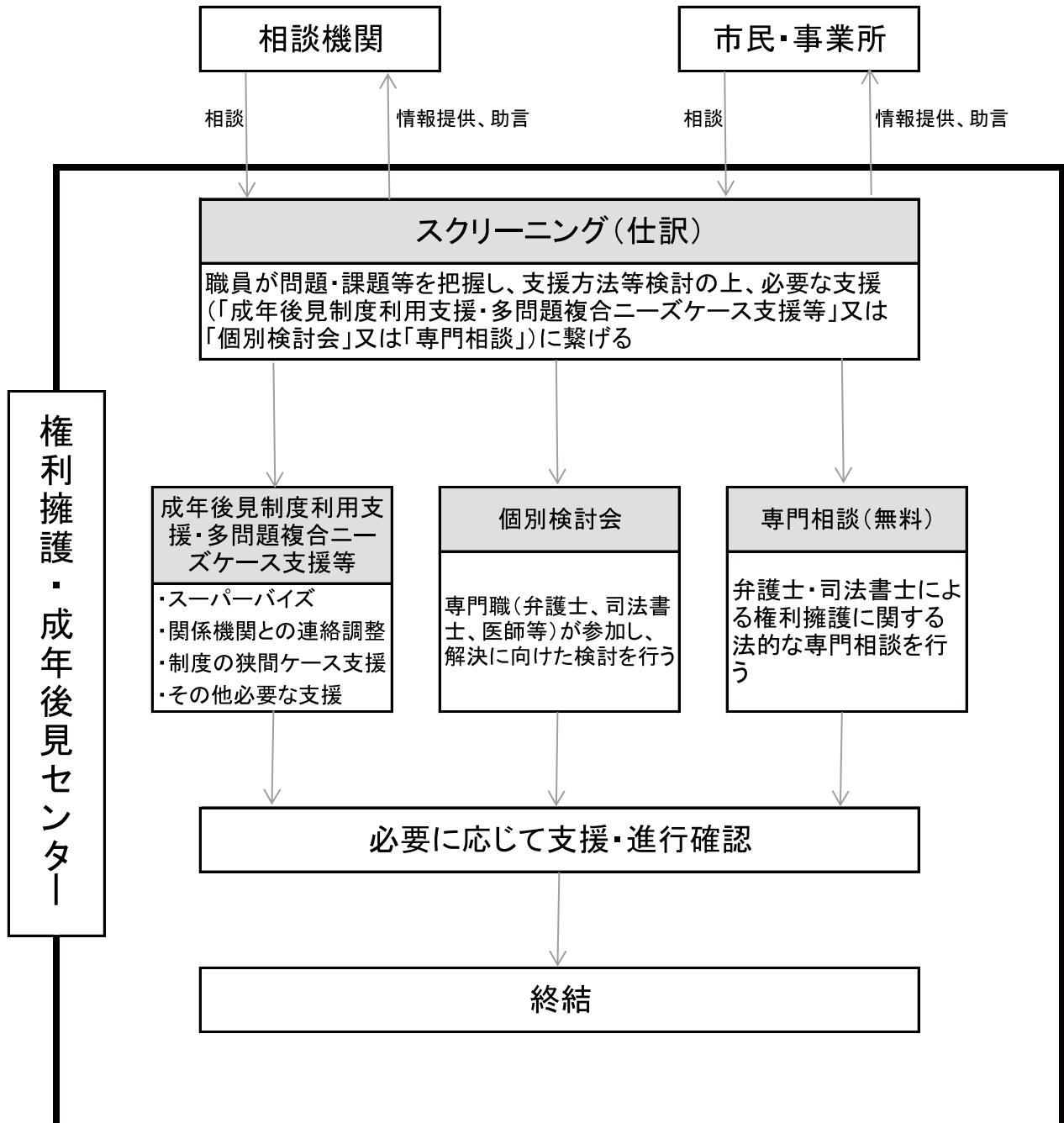
次に、予算措置であるが、継続的かつ安定的に事業を遂行するためには、市が予算を確保する政策的な担保が補償されなくてはならない。また、権利擁護という視点から障がい者相談支援・高齢者包括支援センターなどの周辺領域を意識したシステムとしての機能も加味できないか検討されるべきである。

しかし、せっかくできたセンターであるから市民にとって安心して相談対応できるものに育って欲しい。

以上

専門支援に関する業務フロー

※高齢者虐待対応支援、障がい者虐待対応支援、成年後見制度市長申立て支援については、別途業務フローあり。



虐待対応に関する取扱いについて（進行確認対応分）

1 実施機関より虐待に関する相談受理、虐待ケア会議等参加要請

2 虐待ケア会議に参加

3 虐待ケア会議等の結果、「虐待対応ケース」として位置づけ

- ① 管理表に登載（地区毎の管理表に登載）
- ② ケース格付を設定
 - ・ケース格付の種類（※詳細については、ケース格付表のとおり）

A ケース…毎月実施機関に進行確認を要する

B ケース…2カ月に1回実施機関に進行確認を要する

C ケース…3カ月に1回実施機関に進行確認を要する

・新規ケースの場合は、すべて A ケースに設定すること

4 格付に基づいた確認月に進行確認（終結するまで繰り返し）

- ① 確認月内に実施機関に電話又は訪問により支援状況等確認
確認内容はケース記録に記載すること
- ② ケース格付の変更検討
 - ・実施機関の支援状況等に応じて判断すること
※変更の際の判断基準は、ケース格付表中、「実施機関の支援状況等」欄を確認のうえ判断すること
 - ・格付変更とする場合には、ケース記録にて格付変更した旨記載し、管理表に転記すること

例えば、10月に虐待ケア会議実施、虐待判断した場合

10月 新規ケースのため「A ケース」に設定

11月 進行確認した結果、「実施機関が支援方針に基づいた支援を行も、虐待状況に改善が見られない」と判断
⇒格付変更Bケースへ

次の確認月は1月であることから B1 ケースに変更

1月 進行確認

5 終結

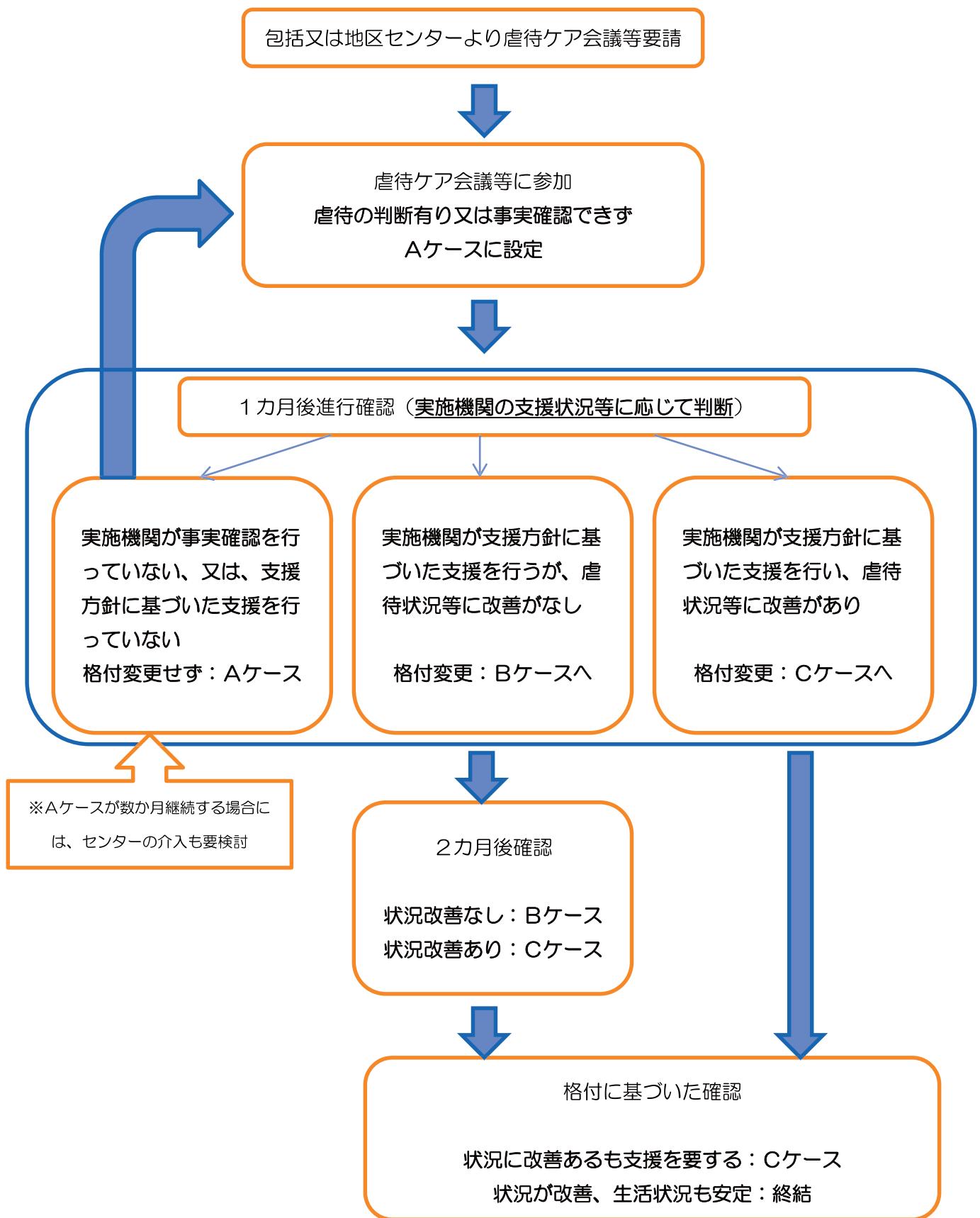
実施機関に確認した結果、実施機関の支援によって、虐待状況が改善し、かつ、生活状況が安定した場合には、終結と判断する。

- ・目安としては、虐待状況等改善し、かつ、生活状況が安定して概ね6カ月程度経過したもの
- ・管理表及びケース記録に終結した旨を記載

ケース格付表

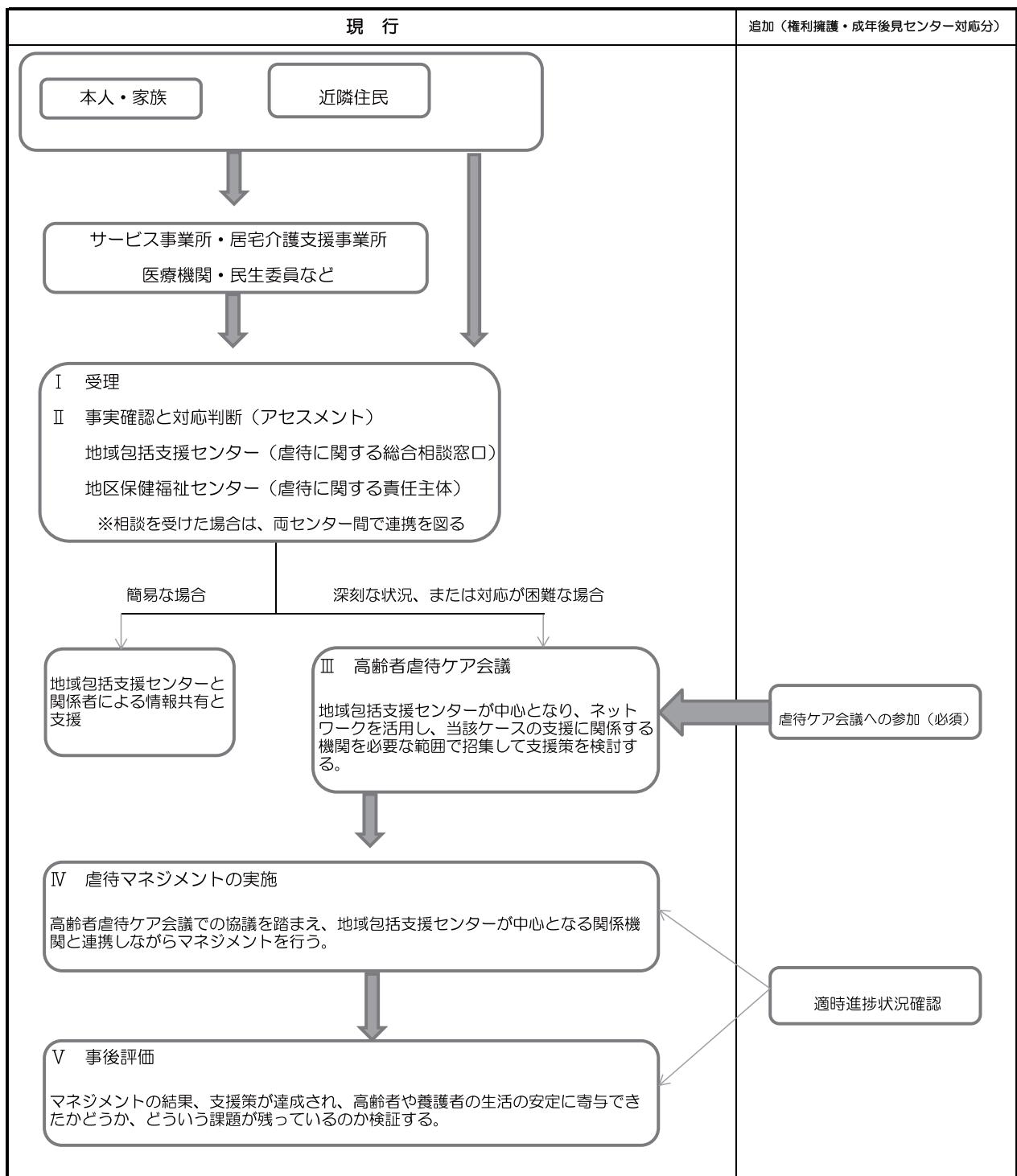
格付	確認月	実施機関の支援状況等
A	毎月確認 <u>※新規ケースについてはすべてAケースに設定すること。</u>	<ul style="list-style-type: none">・虐待ケア会議の結果、 ①虐待と判断し、今後実施機関が支援を開始②虐待判断するには根拠に欠き、さらに実施機関が事実確認を行う<ul style="list-style-type: none">・虐待ケア会議により虐待と判断、進行確認の結果、実施機関が支援方針に基づいた支援を行っていない
B	2カ月に1回 ●確認月 B1…1, 3, 5, 7, 9, 11月 B2…2, 4, 6, 8, 10, 12月	<ul style="list-style-type: none">・虐待ケア会議により虐待と判断、進行確認の結果、実施機関が支援方針に基づいた支援を行うが、虐待状況等に改善が見られない
C	3カ月に1回 ●確認月 C1…1, 4, 7, 10月 C2…2, 5, 8, 11月 C3…3, 6, 9, 12月	<ul style="list-style-type: none">・虐待ケア会議により虐待と判断、進行確認の結果、実施機関が支援方針に基づいた支援を行い、虐待状況等に改善が見られる

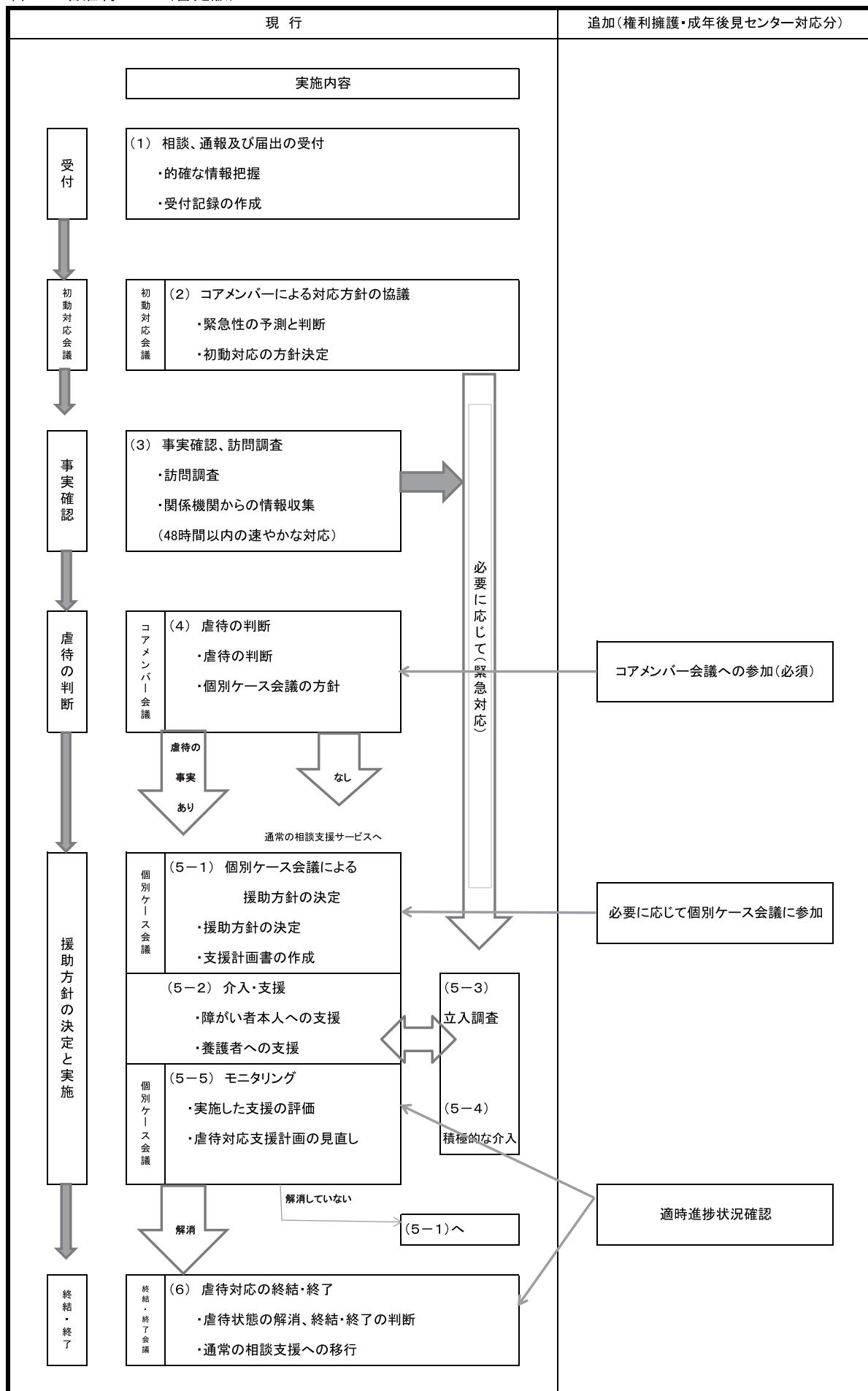
虐待対応フロー（進行確認編）



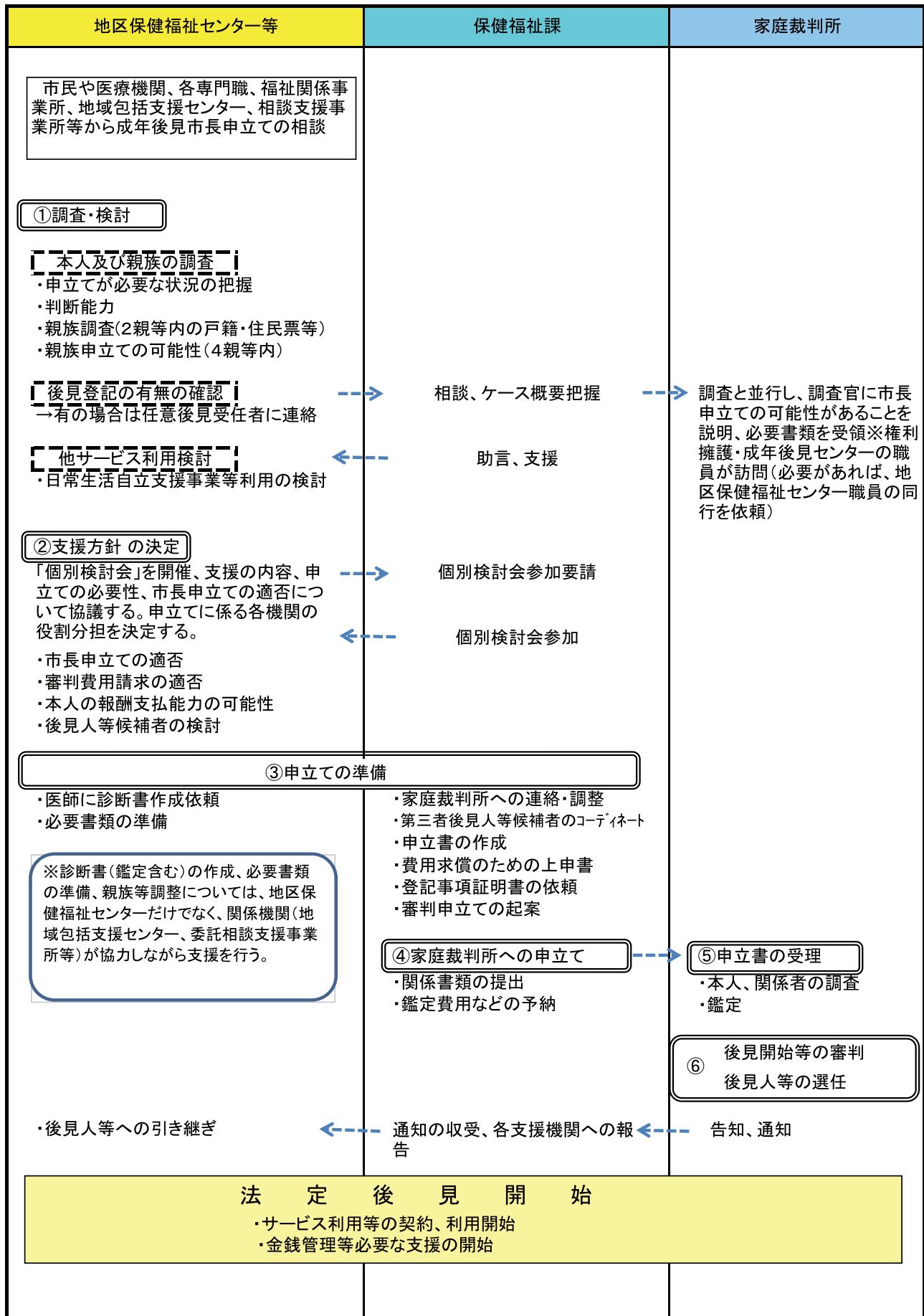
高齢者虐待フロー（暫定版）

高齢者虐待防止・対応マニュアル 1 5P抜粋





成年後見申立てに関する事務フロー(市長申立てを活用する場合)



「（仮称）いわき市成年後見センター」
設置に関する提言

いわき市長 様

いわき市成年後見制度利用支援
ネットワーク運営協議会

平成25年 4月

【もくじ】

1 ワーキングの趣旨及び経過
2 アンケート結果から分析した本市の現状・課題
(1) 実施期間
(2) 回答数
(3) アンケートの結果分析について
3 (仮称) 成年後見支援センターの具体的なイメージ
(1) センターの役割・機能
(2) センターが機能するための組織体制
(3) 機能を踏まえた対応フロー
(4) センター事務局体制
(5) 職員確保の方法
4 付帯意見
(1) 附属機関の統合・再編
(2) 行政の組織横断的対応について
(3) センターにおける児童・女性への対応の検討

別紙資料

権利擁護案件に関する対応フロー

1 ワーキングの趣旨及び経過

高齢者・障がい者などが、地域で自分らしく生活していくためには、介護サービスや障がい者福祉サービスの利用が必要となるが、サービスの利用は本人の意思に基づく選択と契約が前提となっていることから、成年後見制度（※以下「制度」と表記する）の利用をはじめとした権利擁護支援が重要となっている。

しかしながら、市民の権利擁護支援のニーズは制度の利用にとどまらず複雑・多様化しており、既存の機関だけでは解決が困難な事例も見られる。

そのため、権利擁護に関する相談を行い、制度の普及・啓発や各種制度の利用支援を担う専門機関を設置するにあたり、本市においては具体的にどのようなものにすべきかを、全4回のワーキンググループにおいて検討した。

《検討の経過》

第 1 回（平成24年 6月28日）

- 各グループ員及び所属団体における権利擁護・制度利用支援に関する現状の確認。
- 権利擁護・制度利用支援に関する他市状況の把握

先進地視察（平成24年 7月17日）

- センター設置の先進事例として、グループ員により品川成年後見センター、世田谷区成年後見支援センターの視察を行った。

第 2 回（平成24年 9月 5日）

- 市内の居宅系・入所系サービス事業所に対するアンケート結果の分析による、権利擁護・制度利用支援に関するニーズの把握。
- ニーズに基づくセンターに必要な機能の検討

第 3 回（平成24年11月14日）

- 本市における権利擁護・制度利用支援に関する社会資源の現況の分析・把握。
- 社会資源の現状を踏まえたセンターの位置付けについての検討

第 4 回（平成25年 2月 5日）

- センターの具体的な機能、センターの組織及び関係機関との連携体制、センターの事務局体制、人材確保の方法の検討。
- 全体のまとめ

2 アンケート結果から分析した本市の現状・課題

市内における権利擁護・制度利用支援のニーズを把握するため、福祉・介護に携わる居宅系・施設系サービス事業所にアンケートを実施し、結果の集計・分析を行った。

(1) 実施期間

平成24年 6月26日（火）～7月11日（水）まで

(2) 回答数

① 居宅系事業所

153事業所のうち107事業所（回答率 69.9%）

② 入所系事業所

137事業所のうち103事業所（回答率 75.1%）

※ 結果の詳細は別冊資料のとおり

(3) アンケートの結果分析について

① 制度利用のニーズについて

○ 制度を利用中（申立て中も含む）の方が、居宅系・入所系の事業所の利用者9,806名中108名であった。また、すぐにでも制度の利用が必要な方が居宅系・入所系合わせて58名、近い将来必要な方が233名、合わせて291名おり、利用中の方の約2.7倍にのぼっており、今後の制度利用のニーズが高く、高齢者人口の増加等から、将来はさらに増加していくことが予想される。

○ 後見人の内訳は、親族（制度利用者のうち53.4%）、社会福祉士（同20.7%）、弁護士（同15.5%）となっている。このうち親族後見人においては、専門知識が乏しく、制度理解が不足しているとの指摘が多いことから、後見業務に対する支援のニーズが高いものと考えられる。

○ 制度利用が必要な方が制度を利用していない理由としては、本人の拒否が最も大きなものだが（理由を回答した事業所のうち52.5%）、次いで申立人がいない（同20.0%）、後見人等の候補者がいない（同17.5%）、手続き費用・後見人等の報酬が払えない（同12.5%）、手続きの仕方が分からぬ（同10.0%）などの理由となっており、市長申立や、後見人等の候補者の紹介、手続きの仕方の説明等、制度利

用に関する手続き支援の必要性が高いと考えられる。

また、候補者の紹介が困難な場合は法人による後見が、後見人不足に対しては市民後見人の養成が必要と考えられる。

《アンケート結果（制度利用のニーズについて）》

1 制度の利用状況

- 事業所が支援中で制度利用中の方（申立中・申立準備中を含む）

居宅系事業所	26名 (6, 994名のうち)
入所系事業所	82名 (2, 820名のうち)
計	108名 (9, 814名のうち)
- 事業所が支援中で制度利用中の方の後見人の種別（複数回答の上位3）

居宅系事業所 (17事業所のうち)	
1 親族	41.2%
1 社会福祉士	41.2%
3 司法書士	23.5%
入所系事業所 (41事業所のうち)	
1 親族	58.5%
2 弁護士	14.6%
3 行政書士	12.2%
3 社会福祉士	12.2%

2 後見ニーズに関して

- すぐにでも制度利用が必要な方

居宅系事業所	42名 (6, 994名のうち)
入所系事業所	16名 (2, 820名のうち)
計	58名 (9, 814名のうち)
- 近い将来制度利用が必要な方

居宅系事業所	147名 (6, 994名のうち)
入所系事業所	86名 (2, 820名のうち)
計	233名 (9, 814名のうち)
- 総計

居宅系事業所	189名 (6, 994名のうち)
入所系事業所	102名 (2, 820名のうち)
計	291名 (9, 814名のうち)

3 制度利用に至らない理由

- 1 本人が拒否 52.5%
- 2 申立人がいない 20.0%
- 3 後見人等の候補者がいない 17.5%
- 4 手続き費用・後見人等の報酬が払えない 12.5%
- 5 どのような手続きをとればよいか分からない 10.0%

② 権利擁護・制度利用に関するスーパーバイズ等のニーズについて

- 事業所においてサービスを利用している対象者が、制度利用が必要となった際の対応としては、大部分の事業所が「行政（全事業所のうち59.5%）または地域包括支援センター（同52.4%）につなぐ」としているが、つないだ先の対応が十分であると回答した事業所は53.9%にとどまっている。また、行政及び地域包括支援センターは、家庭裁判所・弁護士・司法書士等の専門職・専門機関につないでいるが、ワンストップで相談やアドバイスを行う専門的な相談機関を求める意見が寄せられている。
- 権利擁護・制度利用に関する専門支援・スーパーバイズを必要とする事業所が39.0%となっており、権利擁護・制度利用に関する専門支援・スーパーバイズ機能が求められているものといえる。
- アンケートの自由記載においては、権利擁護に関する支援困難事例として、高齢者・障がい者それぞれの分野にまたがるケース、養護者となる家族も問題を抱えているケース等、複合的な問題を抱えているケースの支援の困難さを訴える意見が多かった。
　そういういたケースにワンストップで関わり、スーパーバイズを行う機関が求められているといえる。
- 事業所職員に対する権利擁護に関する研修の必要性について回答した事業所が45.2%あることから、職員研修の支援に関してニーズが大きいといえる。

《アンケート結果（専門支援・スーパーバイズのニーズについて）》

1 制度利用支援の必要性に関して（現状の相談先及び対応）

○ 制度利用に関する相談を受けたことがある

居宅系事業所	4 9 . 5 %
入所系事業所	3 9 . 8 %
計	4 4 . 8 %

○ 制度利用が必要な方をつないだ先（複数回答のうち上位3箇所）

居宅系事業所	
1 地域包括支援センター	5 9 . 8 %
2 行政	5 8 . 9 %
3 家庭裁判所	9 . 3 %
3 司法書士	9 . 3 %

入所系事業所	
1 行政	6 0 . 2 %
2 地域包括支援センター	4 4 . 7 %
3 家庭裁判所	1 5 . 5 %

計	
1 行政	5 9 . 5 %
2 地域包括支援センター	5 2 . 4 %
3 家庭裁判所	1 2 . 4 %

○ 制度利用が必要な方をつないだ先の対応

居宅系事業所	
1 十分	5 1 . 5 %
2 不十分等	2 9 . 4 %
3 その他	1 9 . 1 %

入所系事業所	
1 十分	5 6 . 7 %
2 不十分等	1 3 . 3 %
3 その他	3 0 . 0 %

計	
1 十分	5 3 . 9 %
2 不十分	2 1 . 1 %
3 その他	2 4 . 2 %

2 権利擁護支援ニーズについて

○ 権利擁護に関する専門支援・スーパーバイズが必要

居宅系事業所	4 2 . 1 %
入所系事業所	3 5 . 9 %
計	3 9 . 0 %

○ 権利擁護支援に関するマニュアル整備が必要

居宅系事業所	4 6 . 7 %
入所系事業所	3 5 . 9 %
計	4 1 . 4 %

○ 職員に対する権利擁護に関する研修が必要

居宅系事業所	4 6 . 7 %
入所系事業所	4 3 . 7 %
計	4 5 . 2 %

以上の分析から、本市における課題を以下のように整理した。

《本市における制度利用支援・権利擁護支援に関する課題》

① 制度利用が必要であるにも関わらず、制度が利用されていない。

- 制度があることが分からず、手続きの仕方が分からない。
- 制度に関する相談窓口が分からない
- 制度利用が必要な方で申立人がいない場合がある。
- 成年後見人等候補者が見つからない。
- 市長申立がスムーズに行われない。

② 後見人等への相談・支援体制

- 親族後見人への支援体制がない。
- 専門職後見人への支援体制がない。
- 市民後見人を養成する支援体制がない。

③ 単独の専門機関では対応できない支援困難事例への対応

- 高齢者・障がい者それぞれの分野にまたがるケース、養護者となる家族が問題を抱えているケース等、複合的な問題を抱え、単独の専門機関では対応が困難で、なおかつ各専門機関の対応を調整することも困難な事例がある。

④ 関係機関の担当職員のスキルアップ

- 権利擁護・制度利用支援に関する研修の機会が少なく、充分な知識・スキルがないため、適切な支援が困難な場合がある。

3 本市における（仮称）成年後見センターの具体的なイメージ

アンケート結果の分析から、権利擁護・制度利用支援に関する支援困難事例への対応、後見人等候補者の不足等の課題が明らかとなった。そこで、本市での課題を解決すべく、「（仮称）成年後見センター」の設置を次のように提言する。

（1）センターの役割・機能

本市における権利擁護・制度利用支援に関する課題を踏まえ、センターには次のような機能が必要であると考えられる。

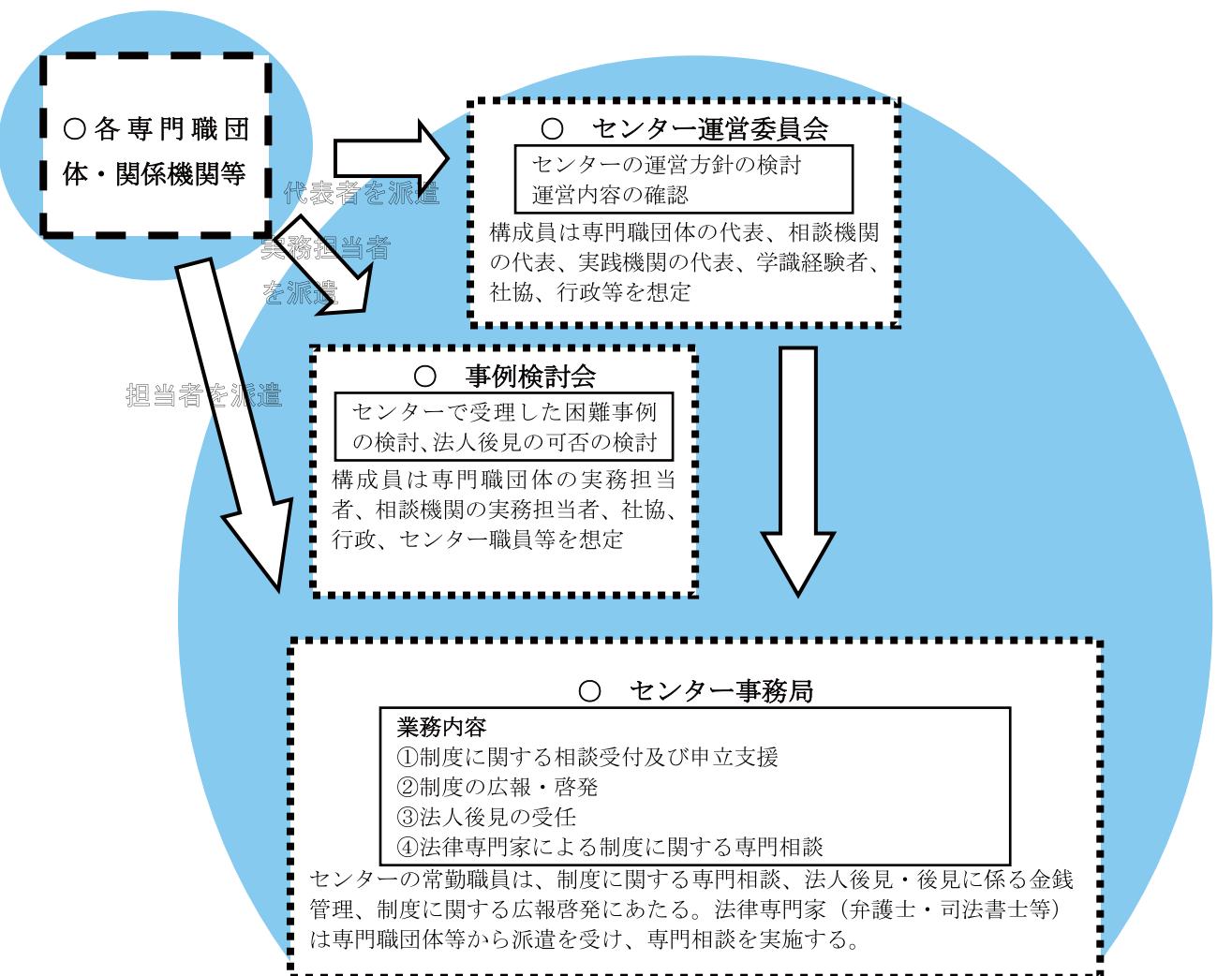
1 普及・啓発機能	○ 虐待予防・早期発見、制度利用などの権利擁護支援に関する広報・啓発(消費者被害問題については消費生活センターと連携) ・市民へのPR ・金融機関や関連事業所等へのPR
2 総合相談機能	① 市民からの権利擁護関連相談対応 ・専門機関へのつなぎ、連絡調整など ② 市民からの制度利用等に関する相談・対応 ・制度利用支援(例:制度・手続き説明、他機関紹介・専門支援機関へのつなぎ、連絡調整など)
3 専門的支援機能	① 専門相談(スーパー・バイス) ・専門職による相談、専門機関との協働による法律的支援ニーズへの対応 ・ニーズアセスメント、(支援計画や支援の方向性など)支援の助言・指導 ② 支援のコーディネイト・マネジメント(スーパー・バイス) ・行政と関係機関による支援の調整、支援のモニタリング ③ 制度利用支援機能 ・申立手続き支援 ・第3者後見のニーズ調整 ④ 支援専門機関(行政・包括C・相談支援事業所等)からの専門相談受付と、それに対する専門支援・コーディネイト ・具体的な生活支援等を行っている関係者や事業者と一緒に支援する機能 ⑤ 後見人の支援 ・親族後見人の支援(相談・アドバイス) ・専門職後見人の支援(相談・アドバイス) ・市民後見人の支援(相談・アドバイス) ⑥ 法人後見・後見監督人 ・法人後見人の受任 ・市民後見人の後見監督人
4 ネットワーク運営機能	○ 上記実施のための関係者間の協働体制構築 ・専門的支援ニーズ、複合的支援ニーズに対応するため、行政、包括センター、相談支援事業所、民間福祉事業所、法律関係者、医療機関など初期対応から権利擁護支援の専門相談・専門対応・専門支援につなぐ仕組みづくり。また、仕組みを活用した支援。 ・後見人等候補者の推薦、法律相談等、後見活動に関する専門相談・支援・コーディネートを行うのに必要な、法律・医療・福祉関係者とのネットワークを構築する。
5 人材育成機能	① 福祉等関係者向け研修(行政・CM・施設従事者など) ② 市民向け講演会など ③ 市民後見の養成・活用(コーディネイト)

(2) センターが機能するための組織体制

(1)の機能を充分に發揮するために、次のような体制をとること必要であると考えられる。

センターの体制について（案）

常勤の職員による「センター事務局」に加え、センターの運営方針・内容のチェックを行う「センター運営委員会」及び法人後見の受任の決定、成年後見候補者の調整等を行う「事例検討会」を置く。また、関係団体と連携し、法律相談等を行う弁護士・司法書士等の専門職を、必要に応じ派遣を受けることができる体制を構築する。



(仮称)成年後見センター

(3) 機能を踏まえた対応フロー

センター機能のうち、「専門的支援」については、現在、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、地区保健福祉センターを中心となって行っている相談業務に関し、スーパーバイズや、実際の対応状況の進行管理等で関わるものとする。

それにより、権利擁護・制度利用に関する市民への支援を円滑化・迅速化し、本市における権利擁護の一層の推進を図る。

センター設置後の本市における対応フローについては別紙により示す。

(4) センター事務局体制

センター事務局の体制については次のような職員配置が必要と考えられる。

- ① センター長
 - 法律関係者や権利擁護に造詣の深い福祉関係者等から選定する。
- ② 権利擁護・制度利用に関する相談を受ける常勤の専門スタッフ
 - 社会福祉士等、権利擁護に関するケースワークや相談業務の経験があるスタッフ
 - 精神保健福祉士等、精神疾患を持つ対象者への対応スキルのあるスタッフ
- ③ 被後見人の金銭管理を行うスタッフ
- ④ 専門相談員（嘱託または業務委託）
 - 弁護士・司法書士等の専門職を想定。権利擁護・制度利用に関し、法律的な知識を必要とする相談を定期的に受けるスタッフ
 - 専門職団体からの派遣等を検討する

(5) 職員確保の方法

センターを運営するにあたっては専門的な知識・スキルを有する職員が不可欠であることから、公募等も含め様々な角度で人材確保の方法を検討し、確実な人材確保に努める必要がある。

4 付帯意見

(1) 附属機関の統合・再編

行政においての権利擁護に関する附属機関が、高齢者・障がい者に関するものだけでも、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、障がい者虐待防止ネットワーク協議会、成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会に分かれており、権利擁護に関する課題や必要なネットワークが相互に重複しているにも関わらず、連携が充分ではない。

(仮称) 成年後見支援センターの設置を機会にそれらを統合し、分野別の部会を設けるなど、附属機関の統合再編について検討すべきである。

(2) 行政の組織横断的対応について

高齢者・障がい者の権利擁護に関しては、高齢者・障がい者それぞれの分野にまたがるケース、養護者となる家族が問題を抱えているケース等、多くの問題を抱える複合的な支援困難事例が存在する。

そのようなケースに関し、行政では、高齢者・障がい者等の専門部局単独では対応しきれないため、各部局が連携しながら解決に取り組むこととなるが、連携がうまくとれず、対応が滞ることがある。

兵庫県芦屋市においては、そのような支援困難事例に対応するため、「トータルサポート担当」を置き組織横断的な対応を行い成果を上げている。

いわき市においても、そのような事例を念頭に、各担当部局がスムーズに連携し、権利擁護に関する支援困難事例に迅速かつ適切に対応するため、組織横断的な対応ができる体制作り検討する必要がある。

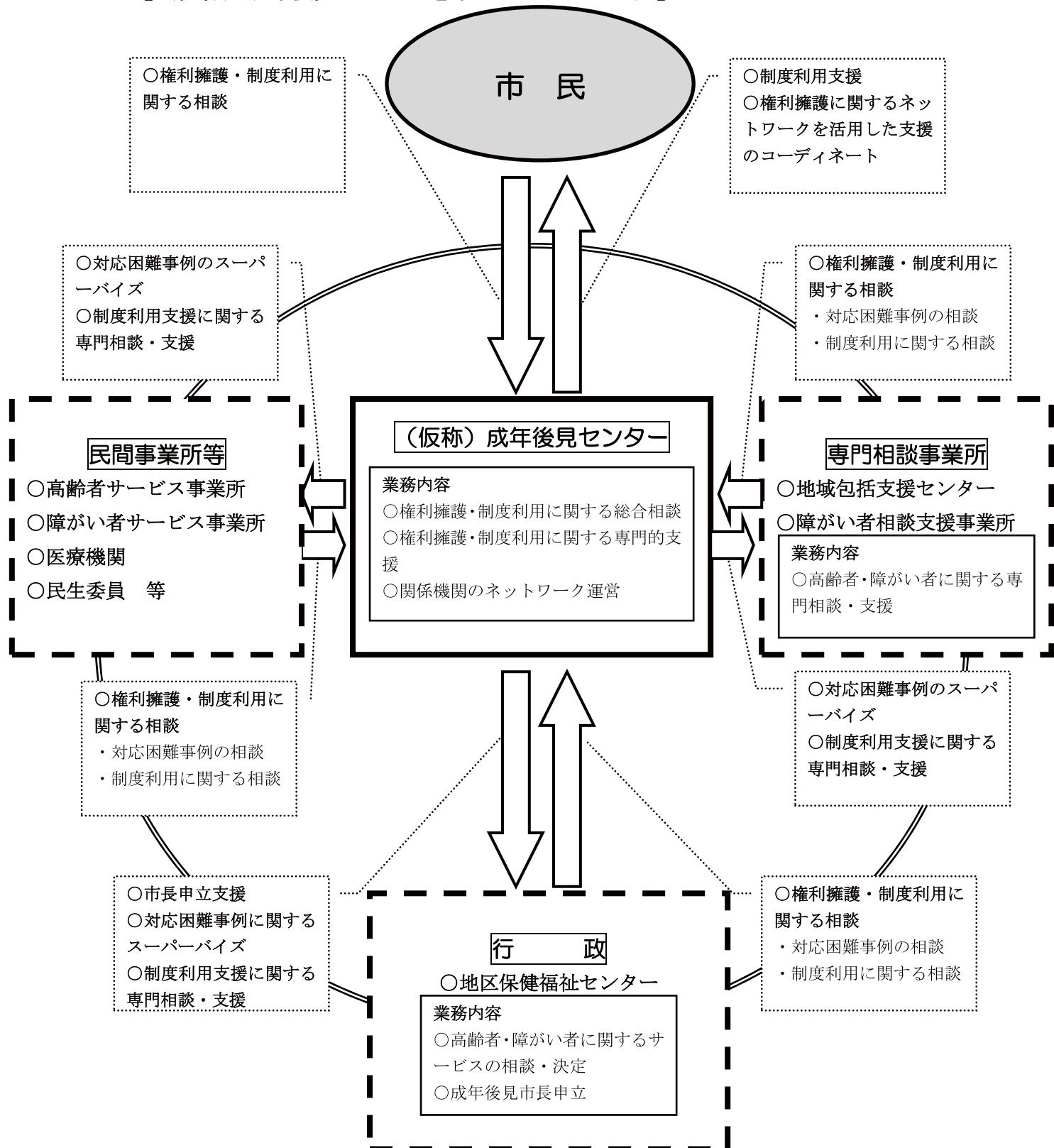
(3) センターにおける児童・女性への対応の検討

(仮称) 成年後見センターにおいては、当面市が責任主体である、高齢者・障がい者の権利擁護に関するケースを扱い、児童・女性等、その他分野のケースについては、相談を受けた場合他機関へつなぐ対応が主体となると考えられる。しかしながら、権利擁護に関する総合的なスーパーバイズを行うという観点から、児童・女性の権利擁護に関する責任主体である県とも連携し、将来的にはセンターにおいてもある程度主体的に対応していくことを検討する必要がある。

(4) センターの名称について

これまでセンターの名称は「(仮称) 成年後見センター」として検討を進めてきたが、実際にセンターを設置する際には、センターの業務内容を適切に表した名称を改めて検討すべきである。

【（仮称）成年後見センターを中心としたフロー図】



4. 濑戸内市権利擁護センター

権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについて
～視察先：瀬戸内市権利擁護センター（瀬戸内市社会福祉協議会）～

作成：一般社団法人ジャスミン権利擁護センター
水戸 由子

認知症高齢者や障害者、生活困難者といった、地域で増大する様々な権利擁護支援ニーズの拡大に対応するために、全国各地に権利擁護支援システムの構築と権利擁護支援センターの設置を推進することが、早急な課題となっている。権利擁護支援センター設立の具体的なプロセスを調査する為、瀬戸内市社会福祉協議会が受託した瀬戸内市権利擁護センター「ほっと♡瀬戸内」（以下「ほっと♡瀬戸内」）へヒヤリング調査をおこなった。

訪問調査から見えてきた権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについて以下の通り、整理する。

1. もともとの素地

（1）権利擁護支援センターの必要性について認識している職員の存在とタイミング

行政は命令系統の為、業務がどうしても縦割りとなり、横の連携が難しい側面がある。そのため、権利擁護支援システムを構築するためには、包括的かつ横断的な支援のできる権利擁護支援センターの創設が必要であり、そのように感じていた職員がいた点は大きい。これは、瀬戸内市に「ほっと♡瀬戸内」が産声を上げるきっかけになっている。また、その逸材が、創設に向けてアクションできる役職等にいた点なども、権利擁護支援センター創設の追い風になつたことは間違いないであろう。

これは、タイミングと言われる部分かもしれない。権利擁護支援センター創設するに至っては、タイミングを逃さないこと、またそのタイミングを諦めず、タイミングを待つという姿勢も重要ではなかろうか。

（2）すでになんらかの形で権利擁護支援の実践活動があった

もともと、岡山県には高齢者・障害者支援等に実績のある公益財団法人リーガル・エイド岡山（岡山弁護士会外郭団体）があった。岡山における権利擁護支援の中心である岡山ネット懇が市町とアドバイザー契約を締結する際、岡山ネット懇が任意団体のため、リーガル・エイド岡山が契約主体として、各士業の窓口になったという経緯である。岡山ネット懇の活動を通して、既にある一

定水準における権利擁護の相談基盤ができあがっていた。「ほっと♡瀬戸内」を立ち上げる際にも、取り巻く機関として、岡山ネット懇の存在は大きかったと思われる。

(3) 社会福祉協議会の役割

瀬戸内市社会福祉協議会は、瀬戸内市から平成25年に地域包括支援センターの受託をしている。地域包括支援センターを受託したことにより、瀬戸内市社協は権利擁護支援の必要性を実感していた。前年度に地域包括支援センターの受託をしていたことは、権利擁護支援センター受託における大きな動機づけになっている。権利擁護支援センター設立には、必要性の認識も重要である。

2. 行政、自治体の協力体制確保

瀬戸内市社会福祉協議会は、権利擁護センター事業を受託した際、自治体の応援や協力を条件として明示している。受託時の条件としても、自治体の協力を仰いでいる。これは、「予算が付くからセンターを受託しよう」という安易な考えではなく、今後展開される権利擁護支援センターの役割の大きさを認識しているからであろう。受託後、自治体と社協が事案を押し付け合うようなことはあってはならない。こうして、行政各部署のバックアップのもと、社協委託の「ほっと♡瀬戸内」が産声を上げることになる。

3. 行政・自治体の役割について

瀬戸内市の場合、権利擁護支援に関する相談支援を「ほっと♡瀬戸内」だけに背負わせていない。虐待防止に関する相談、および、既存の消費者被害相談は、そのまま自治体に相談機能を残している。自治体と「ほっと♡瀬戸内」が相互に協働する相談体制ができており、連携とパワーバランスの良さを感じる。

4. なぜあなたの機関が権利擁護センターを受託したのか？と聞かれたら？

瀬戸内市社協はこの問い合わせに答えることができるか自問し、その答えを見つかった上で受託している。この地域で瀬戸内市社協が権利擁護支援センターを受託することが、本当に住民にとってより良い結果なのか、慎重に検討されている。予算確保のため受託するような安易な考えでは、受託後、権利擁護支援センターは機能できなくなるであろう。権利擁護支援センターが機能するためには、立ち上げ時から、覚悟と責任が大切であると感じた。「仏作って魂いれず」にならないためにも、開設当初から強い責任感があつてこそセンターは機能できる。

5. 検討委員会の設置と検討内容と検討のポイント

平成25年4月から平成26年3月までの単年度で以下の会議の開催をおこない、平成26年4月に「ほっと瀬戸内」立ち上げに至っている点に着目したい。この短期間でセンターの立ち上げに至るというはどういうことなのか。要綱もゼロから作成していたら、このタイムスケジュールではセンター創設は難しいと思われる。

ヒヤリングの際に質問したところ、アドバイザーミーティングや検討委員会では、毎回ゼロから資料を作成するのではなく、ある程度のたたき台の要綱や資料が持ち込まれて、参加者全員でその内容の精査・修正等をおこなったようである。ここで言える点は、権利擁護支援センター創設にあたり、やはりある程度のマニュアルや資料等が必要だということである。「ほっと瀬戸内」の場合も、権利擁護支援センター設立について知見の深い方が委員会のメンバーに就任されていた。活動マニュアルやノウハウの共有化が必要である。改めて、権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの必要性を感じた。

※平成25年4月から平成26年3月までの単年度で以下の会議の開催

瀬戸内市権利擁護アドバイザーミーティングの開催（2時間×8回）

瀬戸内市権利擁護支援システム検討委員会（2時間×6回）

6. 受託後の取り組み

（1）個別支援への取り組み

瀬戸内市社会福祉協議会が権利擁護センターを受託した際、苦慮したのは、社協職員が元々個別支援の経験値が少ない点であったと聞いている。すべての社協職員に当てはまるかは別であるが、瀬戸内市の場合として、このような話を伺った。権利擁護センターへ配属になった社協職員が、行政の障害課・高齢課・福祉課等の面談に同席したり、また、一緒に同行訪問するなど、面談のスキルアップに努めたそうである。

自治体が権利擁護センターを機能させるために、委託先の瀬戸内市社協を応援・協力する体制が見える。そして、瀬戸内市社協の真摯な姿勢も見える。権利擁護支援センターの相談員は、ある程度経験のある社会福祉士等が配置されたほうがいいということだろう。人材が見つからなくても、意識の高い人材の配置をおこない、底上げしていく時間的経過も必要である。人材確保と人材養成もセンター運営の上で重要な鍵である。

（2）事業費の確保

予算確保において、権利擁護支援は「これだけの〇〇がでた」「これだけの〇〇ができる」というような評価を示しにくい領域であるため、予算要求が難し

い状況にある。予算確保のためには、権利擁護支援の評価方法についても、今後議論する必要性がある。

7. まとめ

瀬戸内市の「ほっと♡瀬戸内」の視察を通してのまとめとなる。権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについては、まず基盤として、予算や人材の確保が必要である。しかし、設立へ至るまでは、タイミング、動機付け、機運、地盤といった取り巻く要因が必要である。

しかし、それだけでは権利擁護支援センターは設立後充分に機能しきれない。権利擁護支援システムを構築するには、権利擁護支援センターを要に、多くの法律、福祉、医療等の専門機関やインフォーマルな機関が、恒常的に連動していくことが重要である。

体制を構築するのは大変な労力であると感じた。多くの人の力も必要である。しかし、システムが出来上がった際には、地域に貢献できる大きな力に成り得るはずである。「ほっと♡瀬戸内」の成り立ちをうかがい、本当に多くの方がこのセンター設立に関わったことがわかった。

設立はゴールではなく、スタートである。行政職員は人事異動で変わるという面もあるが、そこを乗り越えて、自治体と委託先の社会福祉協議会が協力しながら「ほっと♡瀬戸内」を機能させてほしい。5年後の権利擁護センター「ほっと♡瀬戸内」は、どのようなセンターに育っているのか楽しみである。

以上

○瀬戸内市権利擁護事業実施要綱

平成26年3月29日

告示第17—2号

改正 平成27年4月1日告示第30号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者、障害者及び児童の虐待の防止、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の被害者及び犯罪被害者への支援並びに成年後見制度の利用その他市民の権利擁護の支援を行うことにより、高齢者、障害者、児童、DV被害者及び犯罪被害者(以下「高齢者等」という。)への地域社会における差別、虐待等を無くし、もつて市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、瀬戸内市権利擁護センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターの所在地は、瀬戸内市総合福祉センター内とする。

(委託契約)

第3条 事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 高齢者等の権利擁護に係る相談及び支援に関すること。
- (2) 高齢者等への虐待の防止に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用に係る相談及び支援に関すること。
- (4) 市民後見人の養成及び活動に関する事項(登録に関する事項を除く。)。
- (5) 高齢者等の権利擁護の普及啓発に関すること。
- (6) その他高齢者等の権利擁護の推進に関し必要な事業

(運営委員会等)

第5条 前条の事業の実施及びセンターの運営に係る次の事項を審議するため、センター内に運営委員会を設置する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。

- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) センターの規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(困難事例等への対応)

第6条 センターは、高齢者等の権利擁護に係る困難事例が発生したとき又は成年後見の受任者の調整が必要となったときは、支援検討委員会において当該事例への対応方針、支援内容等又は被成年後見人等を専門的に検討するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者等の権利擁護に係る困難事例に対し早急に対応する必要があるときは、コアメンバー会議(関係する行政機関を代表する者で構成する会議をいう。)において当該事例への対応方針、支援内容等を検討するものとする。

(支援検討委員会)

第7条 前条第1項の支援検討委員会に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(権利擁護事例研究会)

第8条 センターは、権利擁護に関する情報の共有、権利擁護の支援を推進するためのネットワークの構築及び関係施設の職員の資質の向上を図るために権利擁護事例研究会を開催する。

2 権利擁護事例研究会に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

瀬戸内市権利擁護センター運営規程

(目的)

第1条 この事業は、瀬戸内市からの委託を受けて、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する瀬戸内市権利擁護センター（以下「センター」という。）事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、高齢者、障害者及び児童の虐待の防止、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者及び犯罪被害者への支援並びに成年後見制度の利用その他市民の権利擁護の支援を行うことにより、高齢者、障害者、DV被害者及び犯罪被害者（以下「高齢者等」という。）への地域社会における差別、虐待を無くし、もって市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の権利擁護に係る相談及び支援に関すること。
- (2) 高齢者等の虐待の防止に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用に係る相談及び支援に関すること。
- (4) 市民後見人の養成及び活動に関すること（登録に関するることを除く。）。
- (5) 高齢者等の権利擁護の普及啓発に関すること。
- (6) その他高齢者等の権利擁護の推進に関し必要な事業。

(名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 濑戸内市権利擁護センター
- (2) 所在地 濑戸内市邑久町山田庄 862 番地 1

(職員)

第4条 センターにおける職員の職名、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
センター長は、事業が円滑に運営できるようにセンターを統括する。
- (2) 専任職員 若干名
専任職員は、第2条に規定する事業を担当する。
- (3) その他 若干名
前2号に掲げる者の他、必要に応じて職員を配置することができる。

(開所時間及び休館日)

第5条 センターの開所時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休館日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日まで

(運営委員会の組織等)

第6条 センターの運営に係る次の事項を検討するために、瀬戸内市権利擁護センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算の執行に関すること。
 - (4) センターの規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他必要な事項。
- 2 運営委員会は、20名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。
- (1) 司法関係者
 - (2) 保健、福祉及び医療機関の関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 地域包括支援センター関係者
 - (5) 障害者相談支援事業所の関係者
 - (6) 瀬戸内市地域自立支援協議会の関係者
 - (7) 民生委員児童委員協議会関係者
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 本会関係者
 - (10) その他本会会長が必要と認めた者

(困難事例等への対応)

第7条 センターは、高齢者等の権利擁護に係る困難事例が発生したとき又は成年後見の受任者の調整が必要となったときは、支援検討委員会において当該事例への対応方針、支援内容等又は被成年後見人等を専門的に検討するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者等の権利擁護に係る困難事例に対し早急に対応する必要があるときは、コアメンバー会議（関係する行政機関を代表する者で構成する会議をいう。）において当該事例への対応方針、支援内容などを検討するものとする。

(支援検討委員会)

第8条 前条第1項の支援検討委員会の委員は、運営委員会の委員のうち、司法関係者、保健、福祉及び医療機関の関係者、学識経験者、地域包括支援センター関係者、障害者相談支援事業所の関係者、関係行政機関の職員並びに本会関係者の中から本会会長が委嘱する。

(権利擁護事例研究会)

第9条 センターは、権利擁護に関する情報の共有、権利擁護の支援を推進するためのネットワークの構築及び関係施設の職員の資質の向上を図るために権利擁護事例研究会を開催する。

- 2 権利擁護事例研究会に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(委員の責務)

第 10 条 運営委員会及び支援検討委員会（以下「委員会等」という。）の委員は、個人の
人権の尊重及び秘密の保持に万全を期さなければならない。

(委員の任期)

第 11 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の資格に変更が生じたときは、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(委員長等)

第 12 条 委員会等に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第 13 条 委員会等は、委員長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 委員会等は、委員長が必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことが
できる。

(庶務)

第 14 条 委員会等の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第 15 条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じたときは、瀬戸内市と協議して本会会
長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○瀬戸内市市民後見人養成事業実施要綱

平成25年4月1日

告示第15—9号

(趣旨)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用促進を図るため、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な者の後見等に当たる市民後見人を養成し、かつ、その活用を図る瀬戸内市市民後見人養成事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 第5条に規定する研修を修了し、後見等の業務に適切にあたることができる者として、市長が市民後見人登録台帳(以下「台帳」という。)に登録する者をいう。
- (2) 後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、瀬戸内市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民後見人の養成に関すること。
- (2) 市民後見人の登録及び管理に関すること。
- (3) 市民後見人の利用推進に係る啓発及び研修に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し、市長が必要と認めること。

(研修)

第5条 市長は、後見等を行うために必要な知識等を身に付けるための研修を行う。

2 市長は、市民後見人の養成に必要があると認めるときは、前項の研修のほかに市長が指定する研修を受講させるものとする。

(受講者)

第6条 前条第1項の研修及び前条第2項の研修(以下「養成研修等」という。)の受講者とな

することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該養成研修等の受講を開始する年度の4月1日現在において年齢が20歳以上75歳未満である者
- (2) 市内に住所を有し、現に在住している者
- (3) 成年後見制度並びに高齢者及び障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康である者
- (4) 原則として養成研修等の全ての課程を受講できる見込みがある者
- (5) 市民後見人として活動する意思がある者
- (6) 次のアからウのいずれにも該当しない者
 - ア 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
 - イ 民法第20条に規定する制限行為能力者
 - ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者

- 2 市長は、前項の受講者となることができる者から養成研修等の受講の申請があった場合は、当該申請を行った者のうちから適当と認める者を選考し、受講者として決定する。

(修了証)

第7条 市長は、養成研修等の全ての課程を受講した者又はこれに準ずると認められる者に修了証を交付するものとする。

(登録)

第8条 市長は、前条の修了証を交付した者のうち市民後見人として後見等を行うことができる者について、台帳に登録するものとする。

- 2 市長は、市民後見人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 当該登録の抹消を申し出、市長が了承した場合
- (2) 市民後見人として不適切な行為を行ったと市長が認めた場合

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は市民後見人と面談し、市民後見人として後見等を行うのに支障があると認める場合は、当該登録を抹消することができる。

(市民後見人の選考)

第9条 市長は、後見等の事件について、台帳に登録されている市民後見人のうちから適当と認める者を選考し、当該市民後見人を当該事件についての後見人等の候補者とするものとする。

(登録後の支援)

第10条 市長は、市民後見人の資質向上のための研修、指導等を必要に応じて行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 市長は、養成研修等の受講者その他事業の関係者に対し、その事業実施上知り得た個人情報の保持について必要な処置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

III. 檢討委員会

III. 検討委員会

1. 委員会概要

【開催日時・場所】

	日時	開催場所
第1回	7月6日（月） 15：00～17：00	日本福祉大学 (名古屋キャンパス)
第2回	8月5日（水） 16：00～17：30	
第3回	10月27日（火） 15：00～17：00	
第4回	12月23日（水） 15：00～16：30	
第5回	1月31日（日） 13：30～15：30	自団体事務所（船橋）

【委員】

氏名	所属
佐藤 彰一	NPO 法人 PAC ガーディアンズ 〈委員長〉
竹内 俊一	NPO 法人岡山未成年後見支援センターえがお
田邊 寿	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
上田 晴男	NPO 法人 PAS ネット
本田 隆光	NPO 法人そよ風ネットいわき
森高 清一	NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネット
尾崎 史	NPO 法人あさがお
今井 友乃	NPO 法人知多地域成年後見センター
水戸 由子	一般社団法人ジャスミン権利擁護センター

【事務局】

氏名	所属
原田 仁	エフプラン研究所 〈全国調査担当〉
上田 美智子	一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク
立石 紗子	一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク
木村 梨香	一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク

2. 委員会報告

日本財団助成事業 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業

検討委員会（第1回） 報告書

- ・開催日時： 2015年7月6日（月） 15時00分日本福祉大学（名古屋キャンパス）
- ・出席者：佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員、今井委員、上田晴委員
事務局(上田美 文責)

1] 検討委員会日程について

検討委員会全5回の日程について確認された。

第1回 7月6日(月)15時～日本福祉大学(名古屋市)

第2回 8月5日(水)16時～日本福祉大学(名古屋市)

第3回 10月27日(火)15時～日本福祉大学(名古屋市)

第4回 11月23日(月)13時30分～全国ネット事務所(船橋市)

第5回 12月23日(水)15時～日本福祉大学(名古屋市)

2] 事業内容の確認

1. 権利擁護支援センター等の設立・活動に関する調査

全国の市町村を対象に、権利擁護支援センター等の設立・活動に関するアンケート調査を行う。

・平成27年10月

・Fプランニングと共同して実施

2. 先駆的に権利擁護支援センターを事業化・運営している地域を抽出し、ヒヤリング調査を行う。

・時期と場所と訪問者の決定

① 2015年9月9日 特定非営利活動法人 東濃成年後見センター(岐阜県)

田邊委員、森高委員、上田(晴)委員

② 2015年9月17日 いわき市：いわき権利擁護・成年後見センター(福島県)

本田委員、今井委員、上田委員

③ 2015年9月24日 瀬戸内市権利擁護センター「ほっと瀬戸内」

森高委員、水戸委員、事務局(上田美)

3. 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成

・時期：2016年3月

・内容：権利擁護支援センター等を一般化するための、設立のための手順やポイント、また活動についての体制や内容等について、調査結果等を踏まえながら具体例を挙げて解説を行う。

日本財団助成事業 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業
検討委員会（第2回） 報告書

- ・開催日時： 2015年8月5日（水） 16時00分日本福祉大学（名古屋キャンパス）
- ・出席者：佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員
今井委員、上田晴委員 事務局(上田美 文責)

1] 権利擁護支援センター等の設立・活動に関する調査についての検討

1. 調査票質問項目の検討 F プランニングより項目だし

調査項目として考えられるもの

- ① 権利擁護支援センター等の定義と意義
- ② 権利擁護支援センター等の設置プロセス
- ③ 権利擁護支援センター等の機能と役割
- ④ 権利擁護支援センター等の業務内容 (③機能・役割と一体的に設問)
- ⑤ 権利擁護支援センター等の運営体制 (③機能・役割と一体的に設問)
- ⑥ 権利擁護支援センター等の活用
- ⑦ 権利擁護支援システムと今後の展開 (⑥活用と一体的に設問)

2. スケジュール

- ① 調査内容・調査票の検討 平成27年7月～10月(検討委員会 ①7/6 ②8/5 ③10/27)
- ② 調査の実施 平成27年11月
- ③ 調査結果の集計 平成27年12月 (検討委員会 ⑤12/23)
- ④ 調査結果のとりまとめ 平成28年1月～3月

2] ヒヤリング調査項目の検討

- ① 事業名及び事業開始年月日
- ② 事業検討開始年月日及び検討経過
- ③ 事業形態
- ④ 事業内容
- ⑤ 運営体制
- ⑥ 活動状況
- ⑦ 貴センターの特色
- ⑧ 貴センター及び地域の権利擁護支援に関する今後の課題

日本財団助成事業 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業
検討委員会（第3回） 報告書

・開催日時：

2015年10月27日（火） 15時05分～

日本福祉大学（名古屋キャンパス）

・出席者：

竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員、今井委員
上田委員 （佐藤委員は欠席） 事務局(上田美、木村〈文責〉)

・内容：

今回の検討委員会では大きくわけて二項目について検討が進められた。
一点目はただ今最終調整中である「権利擁護支援センター等に関する全国調査」について、別紙資料で配布された。委員の全員一致で調査項目に対して異議はなく、調査項目は現状維持という形でおさまった。また発送後のスケジュールも確認された。

二点目はヒヤリング調査実施報告について、(1)いわき市権利擁護・成年後見センター、(2)東濃成年後見センター・多治見市総合センター、(3)瀬戸内市権利擁護センター・社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会の計3件の報告があった。以下簡略して内容を述べる。

(1)いわき市権利擁護・成年後見センター（報告者：本田）

平成26年9月26日に開所をし、まだ事業母体としては間もないが、多くの事業（相談支援・権利擁護専門支援・後見支援等）を展開している。

平成29年4月に民間委託予定であるため、その後どのように事業や運営体制が変化あるいは継続されていくのか懸念される。

(2)東濃成年後見センター・多治見市総合センター（報告者：田邊・森高）

現在は範囲の拡大に伴う件数の増加を受け、多治見と中津川の二か所の事務所で拡充を行っている。そこで従事する職員からの意見として「事実行為や後見においてどこまでやつてよいものか」といった支援の幅に関する悩みが挙げられた。また多治見と中津川での運営体制（管理者）も異なっており、管理体制についての課題が散見される。

(3)瀬戸内市権利擁護センター・社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（報告者：森高・水戸）

(1)同様、平成26年に事業が開始された。社会福祉法人が虐待対応まで事業を拡大することは大変評価できる。また社協が担える事業又は支援の限界を把握したうえで（特に個別支援が十分でないと認識している）、自治体からの協力や連携体制は強力である。事業内容の拡大、ケースの複雑化に伴い予算も大幅に増加され、人員を増やすことも検討されている。

日本財団助成事業 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業
検討委員会（第4回） 報告書

・開催日時：

2015年12月23日（水） 15時05分～

日本福祉大学（名古屋キャンパス）

・出席者：

佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、
本田委員、今井委員、上田委員 事務局(上田美、木村〈文責〉)

・内容：

1】 検討委員会今後の日程について

本年度は残り1回（第5回）（開催地：船橋事務局）の実施を予定している。

2】 「権利擁護支援センター等に関する全国調査」中間報告

本年度は前年度よりも回収率（43, 9%）が良く、回収数は12月23日付で766通となった。今回の検討委員会では中間報告がされたが、より具体的なクロス集計などの結果とりまとめは平成28年1月～3月の間で行う。

また全国調査に対する意見として尾崎委員から「権利擁護支援センター」など用語の定義の不明瞭さへの指摘があり、今後の課題として間違った解釈による回答が発生しないよう、定義の明記など工夫していくことが挙げられた。

3】 権利擁護支援センター等設立・活動のポイントについて

報告書(1)「ほっと♡瀬戸内」、

報告書(2)特定非営利法人東濃成年後見センター

報告書(3)については本田委員より次回の検討委員会にて報告していただく。

→報告書作成の意図：

上田委員、今井委員からは権利擁護支援センター等の設立・活動を行つた（ている）事業の紹介をすることにより、これから設立・活動を前向きに検討している団体に良きモデルを示し、各々参考にしてもらう意図があるため、各委員から見た具体的な報告（描写）は非常に意味があるものだとの説明があった。

4】 活動マニュアルについて

目次については特に意見はなく、今後何かご意見ご指摘があれば随時 ML に意見交換がもたれることとなった。



日本財団助成事業 権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業 検討

委員会（第5回） 報告書

＜日時＞

2016年1月31日（日） 全国権利擁護支援ネットワーク 船橋事務局

＜出席者＞

佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員

今井委員、上田委員 事務局（上田美、木村〈文責〉）

＜議題＞

1. 今後の日程について
2. 内容について
 - ①「権利擁護支援センター等に関する全国調査」について
 - ②活動マニュアル作成について

＜報告＞

1. 今後の日程について

上田委員より、本年度の日本財団助成事業の検討委員会は今回の第5回をもって最終となり、今後はこれまでの検討委員会のまとめと報告書の作成が進められることが確認された。

2. 内容について

①「権利擁護支援センター等に関する全国調査」について

今回の検討委員会では、Fプランニング提供のクロス集計結果を盛り込んだ新たなまとめ資料とともに委員らと議論が交わされた。いくつか資料に関する感想があつたため以下に簡潔に挙げる。

*感想

・後見制度の適用について

実際に携わる者の見解として他の制度では支援が困難であった場合の最後の手段として捉えている場合が多い。また同時に今回の調査の結果で明らかになった通り、後見

制度に対する体感的なニーズも高まっていることが示された。これらに基づくならば、後見制度の適用が他制度の申し立て件数と比較をして高いとき、極めて忠実に、求められているニーズに対応をしているといえるのではないか。

- ・社会福祉協議会の法人後見の割合高について

今回の調査でもこれまで同様、社会福祉協議会における法人後見の割合が高いことが示された。現在社会福祉のこの領域では社会福祉協議会以外にも意欲的に支援を行う姿勢をみせるNPO法人など多彩な事業種が参加を見せるなか、法人後見として容認される主体とは果たしてどこになるのか。

- ・補助金について

後見人の増加が見られたが、その増大に平行して福祉サービス利用援助事業にも力が注がれていない点は問題視されなければならない。通常社会福祉協議会については補助金が出ているが、民間事業者については一切拠出されていない。しかしながら実際民間による実施件数は極めて多いため、個別給付あるいは社会福祉事業として位置づけをし、さらなる促進の検討も今後必要である。

②活動マニュアル作成について

前回（12月23日開催 検討委員会）に提示した「権利擁護支援センター等設立・活動マニュアル」の内容について、再度上田委員より確認が行われた。修正が必要と思われる項目に関しては追って委員からの意見を募り、改良に努めていくこととなった。

権利擁護支援センター等設立・活動マニュアル
(基本編)

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

地域に権利擁護支援センター等を広げよう！～本マニュアルの使い方～

日本において権利擁護という表現で社会的な課題として取り上げられてきたのは1990年代と言われています。1989年（平成元年）の「今後の社会福祉のあり方について（意見具申）～すこやかな長寿・福祉社会を実現するための提言～」にはじまり、福祉八法の改正、そして、その後の社会福祉基礎構造改革へつながる流れの中で、社会福祉施設を利用する利用者保護の取り組みとして広がった福祉オンブズマン活動を経て、社会福祉基礎構造改革の中間まとめに権利擁護が位置付けられました。

その後の介護保険制度や支援費制度等の開始により利用者の権利擁護の課題は、成年後見制度の利用支援や虐待防止を含めてますます重要になってきています。そして、その舞台は身近な地域である市町村が基本です。

権利擁護支援センター等は、こうした背景・歴史の中で社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の拠点としての「権利擁護センター」、成年後見制度の利用支援や後見受任を担う「成年後見（支援）センター」等としてひろがってきました。

しかし、その機能や役割についての考えが定まっているわけではありません。そこで、全国権利擁護支援ネットワークでは、日本財団より助成をいただき会員団体の状況等を踏まえて本マニュアルを作成しました。本マニュアルは、まだまだ不十分ではありますが、権利擁護支援センター等の意義や役割をご理解いただき、全国各地に権利擁護支援センター等を広げていくための広報媒体としてご活用いただければ幸いです。

第1章 権利擁護支援センター等の定義と意義

第1節 権利擁護と市町村の役割

権利擁護と自治体の法的役割

市町村における権利擁護の役割は、古くは1990年（平成2年）の福祉八法（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（当時）、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法）改正以降の流れの中で形成されてきました。その後の介護保険制度や（支援費制度から障害者自立支援法）障害者総合支援法等においても市町村の主体的な役割はますます大きくなっています。

もとより市町村は地方自治法の第1条の二において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされており、「住民の福祉」の一つとして権利擁護を位置付ければ市町村が主体的に取り組む課題であることは明らかです。また成年後見制度の関係でも市区町村申立てや「後見等に係る体制の整備等」が老人福祉法32条や知的障害者福祉法28条等に規定されています。このことにより全国各地で市民後見の取り組み進みました。他にも成年後見利用支援事業等、権利擁護支援としての成年後見制度の普及や活用について市町村が取り組んでいます。

老人福祉法

第五章 雜則

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

（太字、下線は編者）

さらに、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の施行により虐待防止や対応が自治体の責任でありその役割についても具体的に示されました。

権利擁護の費用対効果

市町村における権利擁護の取り組みは法的な規定に示される基本的な役割だけではなく、そのモチベーションを引き上げるもう一つの要因として「費用対効果」の問題が挙げられます。

多くの自治体では公租公課をはじめとするさまざまな「滞納」問題を抱えています。また生活保護費の適正な活用や公営住宅の不法占拠、不適正な利用等、公的支援や施策の実効性の確保に関わる課題もあります。こうした課題を生み出している状況の一つに利用者の状態の変化等による対応力の低下や悪化があります。

全国権利擁護支援ネットワークの会員団体の中には自治体からの権利擁護支援センター等の事業委託に対応して、成年後見制度の利用者が抱えている滞納問題に対する整理状況を具体化して権利擁護支援の実効性を示しているところもあります。

権利擁護支援センター等の事業は、現状では法制度化されていないため自治体としては一定の必要性を感じていても予算の確保が難しい状況があります。そこで、一定の委託費を計上してもその実践により障害者高齢者の権利擁護が推進されるだけではなく、施策としての費用対効果があることを示すことによって事業の具体化に対するモチベーションも高まります。実際にこうした実践を通して滞納や多重債務等で苦しむ障害者等の状況が改善することを確認して事業化することに成功した自治体もあります。

権利擁護支援のシステム化や事業化は単に人権擁護という理念の実現だけではなく、自治体が抱えている現実的な施策課題についても大きな役割を示すことを行政関係者や議員、市民に対しても広く理解を求めていくことが必要と言えます。

第2節 権利擁護支援センター等とは…

いわゆる日本で最初の「権利擁護支援センター等」としては、1991年（平成3年）に開始された「東京知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センター（権利擁護センターすてっぷ）」が挙げられます。その後、表1にあるように財産管理機能等を加えた形に広がり、社会福祉基礎改革の中で「地域福祉権利擁護支援事業」の開始に繋がっていきます。

表1 厚生労働省「福祉サービス利用援助事業」資料より

平成3年 (1991年)	東京都社会福祉協議会が「権利擁護センターすてっぷ」を開設 法律や生活に関する相談、知的障害者のための日常生活プラン等の作成とその生活を援助する 生活アシスタントの紹介等の支援を行う。
平成4年 (1992年)	品川区社会福祉協議会が「さわやかサービス」を開始 住民参加型在宅福祉サービスに位置づけ、財産管理・保全サービスを行う。
平成9年 (1997年)	大阪府社会福祉協議会が「大阪後見支援センター」を開設 大阪府社会福祉協議会と大阪市社会福祉協議会が共同で「経済生活支援事業」を開始。 週1回程度の定期的訪問を通じて福祉サービスの利用状況の確認、費用の支払いなどを行う。

2000年（平成12年）の新しい成年後見制度の開始により本格的に成年後見制度の利用支援や受任機能をもったセンターとして、多摩南部後見センター（平成15年：東京都調布市）や東濃後見センター（平成15年：岐阜県多治見市）が登場します。

本書でいう「権利擁護支援センター等」は、自治体が独自の公的事業として立ち上げ直営又は委託して運営し、障害者や高齢者を対象とした権利擁護に関する相談や成年後見制度の利用支援等を行う支援活動を行う拠点を意味しています。名称は成年後見（支援）センターや権利擁護支援センター、権利擁護推進センター等とさまざまです。

「権利擁護支援センター等」の名称で活動する団体又は法人には、当該の団体又は法人が独自の活動として事業を行っているものや、その活動に一定程度の行政からの補助をもらっているものもあります。しかし、これらはあくまでも当該団体又は法人の理念や立場に基づき独自的に行っており、必ずしも地域の権利擁護支援システムの一つとして位置付けられたものではありません。そのため本書では対象としていません。

第3節 権利擁護支援センター等の設置の意義

権利擁護支援センター等を公的事業として位置付けられ運営されているものに特化するのは、これが単なる一般的な事業や地域活動ではなく、地域の権利擁護支援システム（公的支援システム）として位置付けられるべきものだからです。それは権利擁護支援が国や自治体の公的責任として位置付けられ具現化されることで、一人一人の基本的な生活を守ること（=権利擁護支援）は国が行う社会保障の一つであり、判断能力が不十分な状態にある人等の権利擁護に支援を必要とする人に対して主体的に支援しなければならないことが明確になるからです。

権利擁護支援センター等の設置の意義は、まさに自治体の主体的な公的責任の発揮としての意味であり、身近な地域が住民にとって暮らしやすく安心して生活できる場となるための必要な機能の確保にあります。

具体的には増大する地域の権利擁護支援ニーズに対して、現状では各対象者や制度別に設定されている担当機関の取り組みだけでは法的支援ニーズをはじめとする専門的な支援ニーズへの対応が不十分な状況があり、それに対応できる総合的で専門的な支援機能をもった拠点が確保されることで、各関係機関の本来機能も生かされます。

ここで言う「地域の権利擁護支援ニーズ」には、判断能力が不十分な状態になった方の契約等の法律行為の支援や財産管理等のニーズ、高齢者・障害者の虐待防止に関するニーズ、消費者被害等の権利侵害の防止に関するニーズ、多重債務等を含めたさまざまな要因による生活困窮者の自立支援ニーズ等も含まれます。こうした多様なニーズに対して、権利擁護支援センター等の設置は、そこで暮らす住民の生活の安定と福祉を図る役割を持つ自治体にとって大きな意義をもちます。

第2章 権利擁護支援センター設置のプロセス

第1節 地域の権利擁護支援ニーズのリサーチ

調査の意義

新たな地域の社会資源としての権利擁護支援センター等の設置に向けては、まずは当該地域における必要性を確認する意味でも地域の権利擁護支援ニーズの状況についてリサーチすることが求められます。またこうした調査を行うにも現状で高齢者・障害者の権利擁護支援に関わっている部署や関係機関からの課題提起が必要です。地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所や高齢者・障害者の福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、当事者団体としての障害者・高齢者の家族会等から権利擁護支援ニーズが高まっていること、支援に関わっている各機関だけの対応だけでは厳しい状況があること等についての課題提起を行うことが必要となります。そのためには各関係機関や団体の活動における実態をもとに権利擁護支援ニーズの増大と対応の必要性を示すことが求められます。

例えば、地域包括支援センターであれば、高齢者虐待への対応やゴミ屋敷対応等の支援困難ケースの対応状況から課題提起を行うことや、障害者の相談支援事業所等からは地域生活支援を進めるうえで金銭管理に課題がある事案への対応や触法障害者の地域生活移行に関する権利擁護支援者の確保の課題等の提起が考えられます。

具体的な調査方法としては、アンケート調査が考えられますが、ヒアリングも重要な方法です。一定の項目について聞き取りを行う中で現状や課題の捉え方が相互に理解していくことができます。アンケート調査の場合も項目の設定や選択肢の構成等により回答者の意識に働きかけることができます。

調査方法と調査項目

実態調査は、単に状況把握のためだけではなく、関係者・関係機関を含めた地域全体の啓発につながり、調査の過程を通して課題の理解を深めていく取り組みでもあります。

具体的な調査内容ですが、権利擁護支援ニーズについての理解をしていただくために対象者に具体的なニーズの内容を項目にして現状の評価と気づきを回答者に促す必要があります。例えば、高齢者や障害者の支援機関を対象とした調査では、支援対象の状態像としてICF（国際生活機能分類）を活用して「健康状態」や「心身機能・身体構造」の状態を把握し、生活状況として、日常的な金銭管理に関する支援の要否、環境整備の要否（いわゆるゴミ屋敷状態の有無等）、食事の確保、入浴の状況、医療サービスの利用状況、必要な介護・福祉サービスの確保、社会参加の状況等々について確認していくことが考えられます。

また虐待のリスク評価や対応状況、消費者被害等の権利侵害リスク、多重債務等の生活困窮リスク等の権利擁護に関わるリスクについての状況を確認していくことが地域ニーズの認識を深めていきます。

プロジェクトチーム等の設定

こうした調査を行う上でも中心となるプロジェクトチームを設定することが必要です。基本的には行政機関に設置していくことが求められますが、兵庫県西宮市のように民間の権利擁護支援活動を行うNPOが公的な助成事業を活用して行う調査研究事業に行政機関等が協力する形で「検討委員会」を構成して、そこでの取り組みとして必要な調査を行っていく場合もあります。

プロジェクトチームでは学識経験者を座長に置き、弁護士等の専門職、行政機関では高齢者・障害者の福祉担当課や保健所はもちろん、生活保護担当や環境や公営住宅の担当等にも広げて構成していく必要があります。また地域包括支援センターや障害者相談支援事業をチームに加えることも有効です。

プロジェクトチームでは、地域の権利擁護支援に関する調査等を行う基本的な意義や役割を明確にしながら、現状をもとにした課題提起を行い、その内容を反映した形で調査対象や方法、調査項目の設定等の協議を行います。すでに先行している調査報告等もありますから、それらも参考にして地域特性に応じた課題設定と調査内容についていくことが、その後の展開につながります。

第2節 「検討委員会」等の設置と検討内容

方法としての「検討委員会」

権利擁護支援センター等の設置を目指す自治体や地域で具体的に取り組む契機として地域の権利擁護支援ニーズに関する調査を行うためにプロジェクトチームを形成していくことは必要ですが、調査結果を生かして「提言」という形で権利擁護支援センター等の設置や権利擁護支援システムの構築を具体化するためには「検討委員会」等を設置して、そこでの取り組みとして調査等を行うプロジェクトチームの形成も具体化できるとより一層効果的です。

ここでの「検討委員会」は、当該地域を基本とした権利擁護支援の推進をテーマにした委員会として構成します。もちろん、すでに何らかの形で実態調査等を行い、その結果に基づいた形で地域の権利擁護支援システムとして「権利擁護員会」等の形で中心となる機関を設置することができれば理想的です。具体例として兵庫県芦屋市や篠山市ではこうした経過の中で「高齢者権利擁護員会」等を設置し、そこで「権利擁護支援センター」等の設置について具体的に検討しています。

こうした「検討委員会」等の設置は、行政や地域の権利擁護支援に関する取り組みの姿勢を内外に明確に示すことであり、また検討に関わって権利擁護支援の担い手となる人材を集めという意味があります。法的規定を持たない独自事業としての権利擁護支援センター等の設置を具体化するには、その根拠を地域内で確立していくための一つの手法として「検討委員会」等の設置があります。

検討委員会の課題

では検討委員会ではどのような課題について検討すればよいのでしょうか？そこでは以下のことが考えられます。

① 地域における権利擁護支援ニーズの実態把握

まずは地域の権利擁護支援ニーズや各支援機関における取組状況等について明らかにしていくことが必要です。検討委員会では、調査に先立ち、調査対象や調査項目等を含めて調査の概要を検討して調査の実施を進めることができます。

すでに先行して何らかの形で取り組まれている場合は、②の取り組みから始めることがあります。

② 権利擁護支援ニーズにおける課題抽出（調査結果の検討）

調査結果をもとに地域の権利擁護支援ニーズの特徴や課題について検討します。例えば高齢者や障害者の相談支援対象者の状況や相談内容から日常的な金銭管理や財産管理の支援ニーズや成年後見制度の利用支援のニーズを評価します。また虐待対応の状況（通報件数の評価、虐待の有無の判定率や終結率、行政権限の行使の要否や適正行使の評価等）や支援困難ケースの有無とそのケースが抱えている「困難性」の評価（「依存症」等の支援の困難性が高いと考えられるものの状態像の評価、支援ニーズ多や対象者の複合性等）、生活困窮者の困窮要因における本人の状態評価（困窮の要因がご本人の障害や疾病等による状態の変化によるものの抽出）や多重債務の状況、ゴミ屋敷の状況、公租公課等の滞納状況、消費者被害の有無等々の多様な権利擁護支援ニーズの状況確認があります。

基本的な状況把握をした上で、その要因としての課題や解決のためのポイントとなる課題を検討します。この時に重要なのは、現象的、量的な権利擁護支援ニーズのみを取り上げていると数の少ないものは課題として捉えられません。例えば、虐待通報が少なければ虐待状況がない、または極めて少ないという評価をして課題として認識されません。しかし、本当に少ないのか、なぜ通報が上がってこないのかという質的な捉え方の中で真の権利擁護支援ニーズが浮かび上がってきます。虐待防止の広報・啓発が不十分な状況の場合や、虐待を非常に悪質なものや生命に危険がある状況があるものとして捉えていたり（「疑い」がある段階で通報するという認識がない、または認識が低い状況ということ）、当事者が訴えたり認めた場合に認定するような状況があれば通報件数は少なくなります。あくまでも地域の権利擁護支援のニーズを発見して対応することで誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげることが目的です。

③ 既存の支援機関の状況と課題

一方で、権利擁護支援に関わっていると考えられる既存の支援機関の状況や課題の検討も必要です。つまり、既存の支援機関の対応だけでニーズ対応や課題解決は可能かと

ということです。

ここでは以下のことがポイントとなります。

- 1) 各支援機関が権利擁護支援ニーズについての認識や把握ができているか
- 2) 対応状況と評価
- 3) 支援体制の状況と評価
- 4) 対応状況の困難性や課題
- 5) 課題解決の方法等

これらの検討を通して、新たな専門機関としての「権利擁護支援センター」等の必要性や求められる機能と役割等について考えます。

④ 先進地の視察又はヒアリング等

権利擁護支援センター等の新たな社会資源の具体的なイメージを持つには、すでに先行して設置している地域への視察が重要な意味を持ちます。それは、なぜ設置に至ったのか、その機能や役割は何か、支援体制やスタッフはどのような構成・内容になっているか、既存の支援機関等との役割分担はどのようにになっているのか、財源はどのように確保したのか、設置後の成果と課題は何か等の疑問に具体的に回答を示してくれるからです。また検討する関係者の意見やイメージを一致させる役割も持ちます。

特に行政にとっては設置に至る経過の中でどのように全体の合意形成を図ったのかは大きな関心事です。こうしたことについても具体的な意見を聞くことができます。

しかし、どこでも良いかというとそうではありません。当然ですが成功している事例の視察が有効です。情報収集して視察候補のセンターを挙げて、その中で当該地域が目指すセンターのイメージに近いものを探します。まだ目指すイメージまで辿り着いていない場合は、基本的な機能や役割を持つセンターに視察します。可能であれば複数の視察が出来ると良いです。関係資料も入手することで足りない検討課題や準備する内容についても理解することにつながります。視察が難しい場合やより多くの方に状況を認識してもらいたい場合は検討の場にお招きして全体でヒアリングすることも有効です。いずれにしても現状ではすでにいくつかのセンターがあるので具体的な実践例に学ぶことができるので活用しましょう。

⑤ 提言の作成～必要とする「権利擁護支援センター」等の機能と役割～

一定の調査や視察、検討を経て最終的に具体的な「提言」につなげます。提言では以下の内容が必要です。

- 1) 現状の地域における権利擁護支援ニーズの状況の中で、既存の支援機関やシステムだけでは対応が難しいという状況認識を明確にすること。
- 2) 状況改善を図るには新たな支援機関やシステム整備が必要であること。
- 3) そこでの基本的な機能と役割を具体的に示す。

4) 地域状況からいつごろまでに新たな支援システムや支援機関を整備するべきか一定の見通しを示す。

5) 具体化のための方法（行政内及び関係者間の合意形成、各種の「計画」における位置づけ、財源確保等）について一定程度の見通しを示す。

以上のような提言を示していくことで第一次の検討委員会の役割が終わり、設置の方針が明確になった段階で具体化のための第二次検討委員会等の取り組みにつなげることになる。

第3節 「提言」の活用

各種計画における権利擁護支援課題への対応と協働

ここでいう各種計画とは、高齢者保健福祉計画や障害者計画及び障害福祉計画、地域福祉計画等です。これらの各種計画では、すでに一定程度は権利擁護支援に関する課題を挙げている場合が多いと言えます。しかし、それらは「とりあえず」の形で権利擁護の表現を示すだけにとどまり、その状況や課題を示して具体的な内容を記述しているものは少ないようです。

そこで、検討委員会等における調査結果や「提言」を活かして計画の中に示して「権利擁護支援センター」等の設置の必要性と具体化について明確にしていくことが重要となります。そのためには各種計画の策定委員等に対して地域の権利擁護支援に関する状況調査の結果や「提言」の内容について説明していくことが重要です。また検討委員会の委員や権利擁護支援センター等の設置に中心的に関わっているメンバー等が各種計画の委員を担うことも考えられます。このことは検討委員会等のメンバーに各種の計画策定に関わっている方に入っていただくことでもあります。

一定の地域エリアにおいて権利擁護支援に関わっている人材は限られています。そのため専門職や学識経験者等とのネットワークを形成していくことも求められます。

一方、各種計画の各領域においても計画策定にあたっては一定の現状把握のために行つた調査結果や実情を反映したデータがあります。こうした内容の中にも権利擁護支援に関するニーズや課題を含んだものがあります。それらを検討委員会等の検討内容に活用していくこと（例えばヒアリング等）が各種計画との協働につながります。兵庫県西宮市では障害福祉計画の中に権利擁護支援センターの設置を位置付けることによって具体化に結び付けています。

「提言」の公開と世論の形成

検討委員会等の成果としての「提言」は報告書等によって公開されることが多いですが、どのように周知していくかは設置を進めていく上で重要です。例えば「フォーラム」等によって地域全体に「提言」の内容を詳しく説明・啓発していくことも考えられます。その中で参加した検討委員や関係者にも登壇していただき権利擁護支援センター等の設置

の必要性をお話ししていただくことは広く伝えていく上で大きな意味を持ちます。

また広報紙で特集を組んで説明していく方法もあります。兵庫県篠山市では立派な広報紙に特集を組んで伝える方法や毎年「権利擁護支援フォーラム」を開催して寸劇等で虐待防止を含めた地域の権利擁護支援の啓発を推進しています。こうした手法は同じ兵庫県の芦屋市や西宮市での取り組みを反映したものです。

権利擁護支援は高齢者や障害者を含めた地域課題の一つです。そのことを地域全体で認識していくためには、何よりも必要な情報を分かりやすく身近な形で伝えていくことが求められます。さまざまな工夫を凝らした取り組みによって一般市民を含めて地域の当事者や関係者自身が権利擁護支援ニーズを認識して地域の「世論」を形成していくことが権利擁護支援センター等の設置や権利擁護支援システムの構築につながっていくのです。

第3章 権利擁護支援センター等の機能と役割

第1節 基本的な機能や役割の考え方

権利擁護支援センター等の基本的な機能や役割をどのように考えるかは、各地域での権利擁護支援や成年後見制度に対する考え方や地域状況等により大きく変わります。例えば名称についても権利擁護センター、権利擁護支援センター、権利擁護サポートセンター、権利擁護推進センター、成年後見センター、成年後見支援センター等々さまざまなものがあります。このことにも示されるように権利擁護支援センター等の基本的な機能や役割についてもさまざまな考え方があると言えます。しかし、ここでは地域の権利擁護支援ニーズに対応するために求められる一般的な機能と役割を提示します。

権利擁護支援センター等の基本的な役割としては、以下の内容が考えられます。

- 1) 地域の多様な権利擁護支援ニーズに対応できること
- 2) そのために総合性と専門性を提供できることが必要。
- 3) とりわけ、法的支援ニーズに対応できことが求められる
- 4) 既存の支援機関との具体的な連携と役割分担が確保されていること
- 5) 地域の権利擁護支援を支える中核的な役割が期待されている。

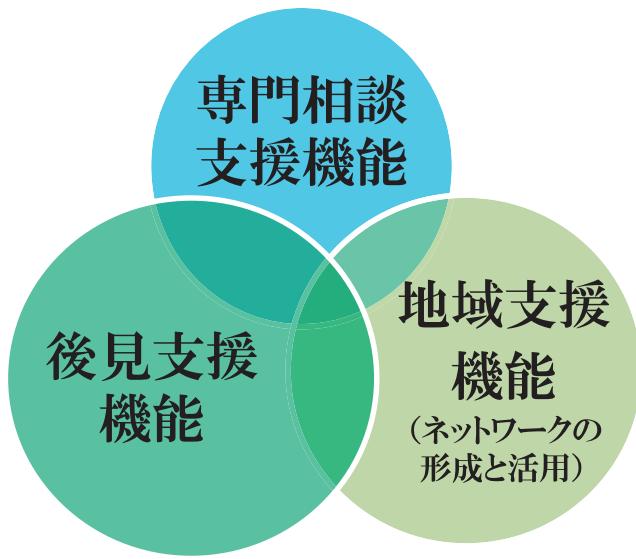
当然ですが、何よりも個別具体的な地域の権利擁護支援ニーズに実効性のある対応ができることが求められます。それは現状での既存の支援機関の対応だけでは不十分な要素が多いからで、権利擁護支援センター等にはそれを補完して個別ニーズを改善・解決につなげることが期待されています。

こうした役割を果たすためには以下のような機能の確保が必要です。

- a) 柔軟で多様な専門的相談支援機能
- b) 法的支援ニーズにも対応できるスーパーバイズ機能
- c) 相談から具体的な支援に確実につなげるための伴走的支援機能
- d) 後見ニーズに対して確実に制度利用を確保していくための調整機能と受任機能
- e) 必要とされる権利擁護支援に関わる人材の養成・育成・活用機能
- f) 地域の見守りや福祉力を高めるための広報・啓発機能
- g) 個別支援に活かせる地域資源のネットワーク形成・活用機能

上記のことから権利擁護支援センター等の機能をシンプルにまとめると図1のような3つの内容が考えられます。具体的な各機能の内容については後述しますが、いずれの機能もそれ自体は他の支援機関も一定程度は持っているものです。しかし、権利擁護支援に特化した権利擁護支援センター等の持つ機能は、他の支援機関では提供できない、または不十分な状況にあるものを補う内容が求められます。

図1 権利擁護支援センター等の基本機能



第2節 専門相談支援機能とは

「専門支援機能」としては、①多様で柔軟な専門的相談支援機能と②相談ニーズに対応した具体的な支援につなげる「伴走型支援」機能、③行政や支援機関等に対するスーパーバイズ機能の三つがあります。

① 多様で柔軟な専門的相談支援機能

まず相談支援機能としては、広く一般市民を含めた当事者（高齢者・障害者本人及び家族等）からの直接的な相談や福祉サービス提供事業所、医療機関、専門的な相談支援機関等、各種領域からのアクセスに対応できる相談支援機能です。そのためには相談方法も来所だけではなく、訪問や出張等の多様な手法が求められます。また電話等による相談もありますが、支援につなげるためには先ずは直接面談することが重要です。そのためにも多様で柔軟な訪問等の対応が必要となります。

さらに相談対応も法律職と福祉職による二人一組で行うことを基本とします。これは権利擁護支援ニーズが法的支援と福祉的支援(生活支援等)の要素があるからです。

② 「伴走型支援」機能

これは権利擁護に支援を必要とする人たちは自ら直接動いて対応することが難しいことが多いため、必要な支援に結びつけるためには同行や協働等の「伴走型支援(寄り添う支援)¹」を行うというものです。例えば、生活保護の申請が必要な場合に、その

¹ 岡田朋子「支援困難事例の分析調査」(ミネルヴァ書房)164頁~174頁では「生活と必要なサービスがずれている場合に、外部からの何らかの支援が求められており、それを伴走機能と表現する」としています。ここでは本人の意思決定にも関わる「寄り添い」を含めた支援として位置付けています。

必要性を伝えても具体化することができない場合があります。その時には支援者が同行して一緒にすることでご本人が安心して申請を行うことができます。こうした支援を行うことで状況の停滞や悪化させることを防ぎ、困難ケースを少なくすることつながります。

③ スーパーバイズ機能

虐待等のいわゆる困難ケースに対しては専門的で第三者的な立場から客観的にケースや支援を評価して的確な指導や助言を行うことが求められます。権利擁護支援センター等のない地域では、虐待対応等において職能団体等に協力を求めている場合がありますが、権利擁護支援センター等では専門相談のために法律職を確保しているので法的視点での指導・助言を行うことができます。福祉的支援を担うセンター職員と共に権利擁護支援に関する総合的なスーパーバイズを行うことでこうした指導・助言ニーズに対応することができます。

第3節 後見支援機能

権利擁護支援において成年後見制度は有力な支援方法の一つとして位置付けられます。しかし、現実には相続や遺言等との関係や単なる財産管理の手段として利用される場合もあります。また現状では成年後見制度の利用によって権利行使に制限や制約が発生することもあり、欠格条項の適用対象となること等のように逆にご本人に不利益になることさえあります。こうしたことから成年後見制度の利用は相談支援の段階からなぜ必要なのか、他に適切な方法がないか等を慎重に検討することが必要です。

しかし、同時に法的に位置づけられ一定の権限を持つ権利擁護支援者として後見人等を確保することによってご本人の生活状況の改善を図り、権利侵害から保護・救済することができるのも事実です。

こうしたことから後見支援機能は、その利用支援においてご本人の権利擁護支援ニーズの確認、状態像の評価（実態と客観的評価）、支援方法としての妥当性（他の方法との相違と優先関係等の評価）等が課題となることから何よりも専門性を發揮した相談支援機能が重要といえます。

次に「申し立て」を行うための支援として、本人や家族等への説明と同意の確保、専門職による「申し立て代行」を利用する場合の情報提供等、後見人等の候補者を立てる場合の調整（第三者後見人が必要な場合の専門職の確保や調整、市民後見人を推薦する場合の検討や調整等）があります。これらの支援のためには権利擁護支援センター等において一定程度の専門職の確保が必要であり、この方法の一つとして「権利擁護支援者人材バンク」（兵庫県芦屋市、西宮市の実践）に専門職の登録を行っています。

さらに後見人等が選任された段階で被後見人等や福祉サービス提供事業所等を含めた支援者との面談や後見活動の内容の確認等が必要となります。これは後見人等がご本人の権

利擁護支援者として適正に活動していただくためのプロセスであり、後見人等にとってもこれまでの支援の経過や被後見人等や関係している支援者等との関係づくりを行う機会となり、後見人等の後見活動を支えるバックアップ的な機能としての意味もあります。

このように後見支援機能とは、単に制度利用を進めるだけのものではなく、そのプロセスを通して権利擁護支援の方法としての成年後見制度の利用が確保されるための支援であり、後見人等を含めて後見活動を支えるための支援という役割もあるのです。

なお、委託形態の権利擁護支援センター等の事業においては、後見支援機能として受託法人に法人後見機能の確保を求める場合があります。これは地域状況にもよりますが、第三者後見人の確保が難しい状況がある場合に対応するためには必要な機能といえます。

さらに地域の後見ニーズに対応するためにいわゆる市民後見人や法人後見の担い手、それらを含めた権利擁護支援に関わる人材の養成・育成・活用等の取り組みもあります。この取り組みは単に成年後見制度への対応だけではなく、地域の多様な権利擁護支援ニーズに地域として対応するための「地域後ろ盾機能」としての意味があります。このことは後述する地域支援機能とも密接な関係にあり権利擁護支援人材の養成等=地域づくりにつながっています。

第4節 地域支援機能（ネットワークの形成と活用）

地域の権利擁護支援ニーズへの対応を目的とする権利擁護支援センター等は、個別事案への支援とともに、関係機関とのネットワークの構築や機能の活用を図ること、地域の権利擁護支援に関する支援力を強化していく意味での多様で重層的な地域啓発等を通して権利擁護支援による地域づくり=地域支援の役割が求められます。

ネットワークの形成と活用では、以下のように個別支援、支援機関、地域レベルの三つのネットワークが対象となります。

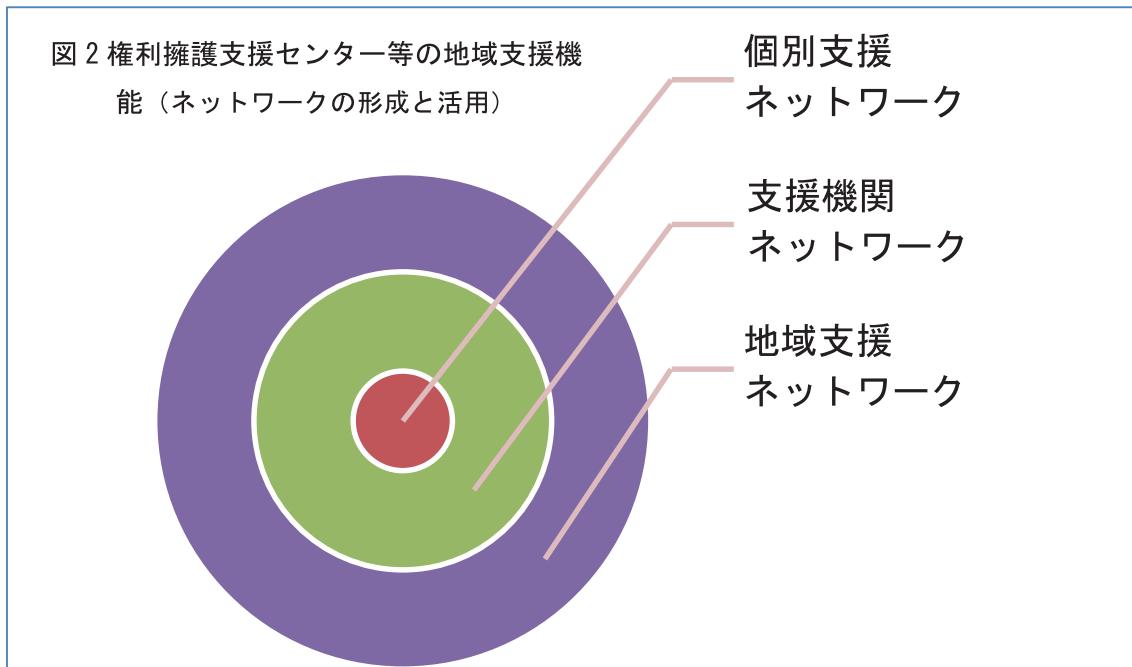
一つは個別支援に関するネットワークの構築と活用です。家族と疎遠で地域の中でも孤立している状況がある場合等、権利擁護支援ニーズを抱えている人たちには支援者につながっていないことがあります。また福祉サービスの利用をしている等により支援者がいる場合でも支援ニーズに対応できる支援が足りない場合や支援者間で役割分担等の調整が必要な場合等があります。こうした状況に対応するのが個別支援におけるネットワーク機能です。権利擁護支援センター等が支援機関として加わることで「縦割り」ではなく総合的な支援としてケースを捉えて必要な支援機関との調整を行います。また役割分担も専門的・第三者的な立場で設定することで個別支援において実効性のある「支援の輪」（＝ネットワーク）が形成されます。

二つには、さまざまな支援機関との権利擁護支援を目的としたネットワークの形成と活用です。このネットワークは新たに構築するだけではなく、すでにある既存のネットワークやシステムを活用する形で具体化することもできます。例えば、高齢者・障害者等の虐待防止ネットワークを統合して「○○市虐待防止地域ネットワーク」という総合的で目的的なネ

ットワークができます。また障害者の地域自立支援協議会に権利擁護支援部会（仮称）等を設定して権利擁護支援センター等が参加することで障害福祉分野における権利擁護支援に関する理解を深めることができます。このことは高齢者分野や児童分野等、さまざまな領域での支援機関のネットワークを創ることにつながります。

三つには、地域全体のネットワーク形成です。民生委員・児童委員や社会福祉協議会の各分区、自治会等を含めた小地域ネットワークとの連携です。これは権利擁護支援の地域啓発や「見守り」ネットワークの形成等にも大きくかかわってきます。例えば各地域における小地域単位での権利擁護支援に関するワークショップの開催により権利擁護支援という課題が身近で具体的な内容であることの理解を広げることができます。また兵庫県篠山市のように毎年権利擁護支援フォーラムを開催して、その中の寸劇で行政を含めた支援機関が演じることを通して地域レベルでの共通理解を広げていく実践も参考になります。

図2のような権利擁護支援に関わる各ネットワークを専門的な立場から形成していくこと、それを重層的なネットワークとして個別事案の対応等を通して具体的に活用すること（例えば虐待防止や認知症高齢者の見守り等）、ネットワークの形成や活用を通して地域全体に権利擁護支援に関する共通理解を広げていくことが権利擁護支援センター等に求められる地域支援機能（＝地域づくり）です。



第4章 権利擁護支援センター等事業の運営

第1節 事業運営の基本的な考え方

多様な運営形態

公的事業(基本的には市町村又は広域での独自事業)としての権利擁護支援センター等の運営には以下のようないくつかの形態があります。

- 1) 直営型 … 自治体が直接部署を設定して運営するもの(兵庫県：篠山市権利擁護サポートセンター、福島県：いわき市権利擁護・成年後見センター)
- 2) 単独法人委託型 … 既存の民間法人に委託して運営するもの(大阪府：堺市権利擁護サポートセンター、愛知県：高浜市権利擁護支援センター等)
- 3) 複数法人委託型 … 複数の既存の民間法人に委託して共同運営するもの(兵庫県：芦屋市権利擁護支援センター、西宮市権利擁護支援センター)
- 4) 特化法人委託型 … 事業委託を目的とした法人を設立して運営するもの(岐阜県：東濃成年後見センター、愛知県：知多地域成年後見センター、尾張東部成年後見センター等)

こうした多様な形態となるのは事業化のプロセスにおける構想内容(主たる権利擁護支援の対象者や業務内容の設定等)や担い手(専門職や法人)の地域状況によるものが多いようです。また直営の場合も恒常的な直営ではなく地域に受け皿を確保するまでの間の短期的な形(概ね2~3年程度)です。

基本的な考え方

権利擁護支援センター等の事業運営の基本的な考え方として以下のポイントが挙げられます。

- ① 地域の権利擁護支援システムとして位置付ける。
あくまでも自治体または広域地域における権利擁護支援システムの一つとしての権利擁護支援センター等なのでその趣旨や意義が折々に地域全体で確認できる体制が必要です。
- ② 委託事業であっても運営を受託事業者に丸投げしない。
委託事業の場合は契約書や仕様書等で一定程度事業内容については設定されていますが、だからといって具体的な事業の実施については「丸投げ」状態になってしまふと地域の権利擁護支援システムとしての趣旨を損なうことになりかねません。個々の事業内容や事業計画については各自治体等と一緒に検討して具体化を図る等地域全体の取り組みとしていくことが重要です。
- ③ 「権利擁護支援システム推進委員会(仮称)」や「運営委員会」または運営部会等の仕組みを設定する。
① ②の内容を充足するためには、単に実績報告を書面で提出するだけではなく、適切

に事業評価をして地域全体の権利擁護支援の推進や権利擁護支援センター等の事業運営を評価・検討する機会をシステムとして確保することが必要です。こうした委員会の中に専門職や地域の関係機関等に参加していただく中で連携を具体化していくことが求められます。

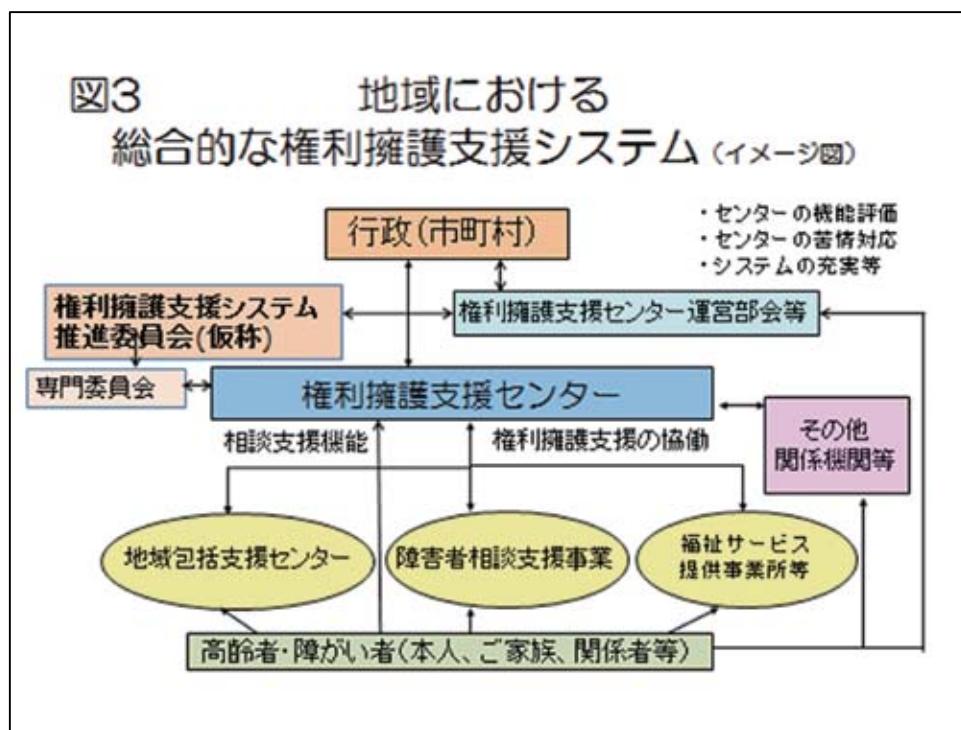
- ④ 事業運営が円滑に行われるために必要な人件費・事業費を確保する。また事業実績に応じて体制を整備する。

基本的には自治体の独自事業となるため財源のねん出や確保に苦心が必要となります。しかし、必要があるために行う事業ですから趣旨は役割を果たせるだけの基本的な体制を整備しなければなりません。また実績に応じて体制を強化することも必要です。

- ⑤ 関係する各種の専門職や地域の支援機関等が運営に関わる仕組みとする。

すでに③の中でも示したように具体的な事業や個別支援にも関わっていただく関係者と協働できる機会を活用できる仕組みが求められます。

図3はこうした基本的な考え方を反映したシステム図です。権利擁護支援センター等が単体として活動するのではなく、行政や関係機関と連携して事業が行える体制を確保していくことが重要です。



第2節 職員体制

権利擁護支援センター等の事業を積雪に運営するための職員体制としては以下の点がポイントになります。

① 専従で複数の職員の配置が必要です。(管理職は除く)

権利擁護支援センター等が開所されると随時各方面からのご相談や支援対応が発生します。こうした基本業務に対応するためには最低でも二人以上の職員配置が必要となります。また兼務では業務対応の蓄積が難しく職員間の連携もストレスとなります。地域規模にもよりますが基本的には3名の配置が求められるところです。

② 権利擁護支援に関する経験のある専門職が求められます。

相談業務の専門性として社会福祉士の配置が求められます。また多様な対象者の権利擁護支援ニーズに対応する意味でも精神保健福祉士や臨床心理士、介護福祉士等の関連する専門資格を持つ職員が必要とされます。

③ 法律職の確保

権利擁護支援ニーズには法的支援が含まれることから何らかの形で法律職(弁護士又は司法書士)を確保することが求められます。しかし、専従職員として常駐する形で確保することは困難なので多くの権利擁護支援センター等においては各専門職団体との契約等によりセンターまたは地域の「権利擁護支援者人材バンク」等に専門相談員等として登録して対応していただくことが現実的な方法として考えられます。

④ スーパーバイザーの確保

権利擁護支援活動は専門的な支援です。そのため、社会福祉士等の有資格者を配置する必要があるのですが、必ずしも配置された有資格者が権利擁護支援に豊富な経験を持つわけでもありません。むしろ権利擁護支援センター等の業務に精通した職員を配置することは難しい状況です。しかし、現実には日々の業務の中で具体的・個別的な対応が求められてくることから、業務や個別支援等に対して一定程度具体的な指導や助言ができるスーパーバイザーを確保して業務や支援の円滑な対応と共に職員の育成を図ることが重要となります。スーパーバイザーの確保にはすでに先行して活動をしている権利擁護支援センター等の職員や立ち上げから個別支援に関してもアドバイスしている経験を持つ全国権利擁護支援ネットワーク等の専門団体に派遣を要請すること等が考えられます。

⑤ 管理職の条件

直営か委託かに関わらず権利擁護支援センター等の管理者をどのように設定するかは大きな課題です。事案内容に対応して適切な支援を迅速に行わねばならない現場での判断や指導を求められるからです。この種の事業に一定程度の経験があれば良いのですが関係する専門職資格もなく職制をもとにした設定や兼務での対応も考えられます。事業を担う部署や法人の状況にもよりますが少なくとも事業の趣旨や役割を理解して専門性を尊重した対応ができる管理者の配置が必要といえます。

⑥ 行政との連携

これはセンターの職員配置に直接は関係しませんが、本事業を所管する行政担当課との密接な連携が必要です。また担当課は関係する各課とも連携が図れる体制を持ってい

ることが求められます。それは権利擁護支援ニーズを持つ事案がしばしば複合的ニーズを持つ場合が多いことやニーズ対応に複数の部署の行政に協力を得なければならない場合も多いからです。権利擁護支援が総合的な支援である所以でもあります。例えば埼玉県行田市における「福祉調整室」のようなトータルサポートシステムは権利擁護支援のみならず複雑で複合化している近年の困難性を持つ福祉的支援に必要な仕組みといえます。

第3節 事業構成と運営費

多様性と優先順位

地域の多様な権利擁護支援ニーズへの対応を期待される権利擁護支援センター等ですが、現実にはすべてのニーズに対応できるような設定にすることは困難です。そこで、各地域でのニーズを中心に焦点を当てて事業を組み立てるのかが重要となります。

具体的なニーズとして挙げられる代表的なものとしては、成年後見制度の利用ニーズ、高齢者・障害者への虐待対応に対する専門的支援ニーズ、多重債務や消費者被害等による生活困窮に対する法的支援ニーズへの対応、ゴミ屋敷を含めたいわゆる支援拒否等のセルフネグレクト状態への対応が挙げられます。この他にも引きこもりへの対応や触法障害者、高齢者への対応等もあります。こうした多様な支援ニーズに対して優先順位を設定して事業構成を行うことになります。

成年後見ニーズに焦点を当てて編成されたものが「成年後見（支援）センター」となります。ここでも第三者後見の受任を中心とする場合や制度の利用相談対応から虐待対応を含めた困難性の高い案件への対応も担う場合まで一定の範囲があります。

「権利擁護支援センター」等の名称を用いる場合は、基本的には多様な権利擁護支援ニーズに可能な限り対応する総合的な権利擁護支援事業となります。しかし、ここでも虐待ケースに対応することが明確に位置づけられている地域とそうでない場合があります。兵庫県芦屋市や西宮市等では市の虐待対応マニュアル等に明確に位置づけられており、コアメンバー会議等を含めて行政や地域包括支援センターと共に対応することになっています。しかし、大阪府堺市の「権利擁護サポートセンター」では虐待対応は明確に位置づけられておらず行政や地域包括支援センター等から「要請」があった場合のみとされています。せっかく法律職も関わっている権利擁護支援の専門機関であり、設定のコンセプトは地域の中核的なセンターであるにもかかわらずその役割を一部に限定している地域もあります。

いずれにしても権利擁護支援センター等の具体化にあたっては、地域状況や条件等を踏まえて実効性のある権利擁護支援活動が行えるような事業構成を行うことが必要です。

運営費の状況と考え方

権利擁護支援センター等の事業の支える運営費ですが、各自治体等ではさまざまな工夫をして対応しているようです。例えば国の関連事業の補助金や介護保険の地域生活支援事

業等の活用、その他の関係事業の集約や統合等による対応、寄付金の利用等々があります。運営費の金額についてはおおむね各自治体等の人口規模に比例している部分がありますが、基本的な職員体制を整備するための人事費や予定されている事業が円滑に行えるための事業費は必要なので相当額が必要です。実態的には地域差がありますが、それは必ずしも人口規模や財政状況だけではなく権利擁護支援の必要性や位置づけに関する認識の高さが大きく関係しているようです。

委託事業の場合で支援ツールとして法人後見機能を持っているセンターの運営費について後見報酬を運営費に充当している場合もあるようですが、そもそも法人後見自体は公的な委託事業の対象とはならないと考えられます。法人後見は受託法人がセンター事業の趣旨・役割を活かす意味で提供している機能として考えられますので、その活動を通して得られた後見報酬は当該法人の事業収入として位置付けられるものです。むしろ、市長（首長）申し立て案件の受任を含めて成年後見制度利用支援事業の報酬助成を広く適用して地域の後見の受け皿としての役割を適切に果たせるための支援を行うことが求められます。

このことは権利擁護支援センター等の事業と法人後見事業は原則として職員体制も区分して行うことを意味しています。しかし、センター事業の相談案件に対する支援方法として法人後見で受任している場合もあるので明確には区分しにくいものもあります。一定程度は重なる部分も持ちながらも基本的な業務分担をして対応することになります。

第5章 権利擁護センター等の活動と実践

第1節 権利擁護専門相談の取り組み

専門職の確保

権利擁護専門相談は法律職と福祉職が二人一組になって行う権利擁護の内容に特化した相談支援です。専門相談を担う法律職は基本的には弁護士を中心に司法書士も一定程度担当します。弁護士が中心となるのは多様な範囲の法的支援のニーズに対応するためです。しかし、弁護士は都市部(特に裁判所周辺)に集中するために地域状況によっては確保が難しい場合があることや相談内容には債務整理や成年後見制度に関することが多いことから司法書士と交代で担当していることが多いと考えられます。

専門職の確保方法としては、行政や地域の支援機関との関わりから個別に依頼する場合、各専門職団体を通して派遣依頼をする場合が多いようです。それぞれの地域状況に応じた方法で対応します。いずれにしても成年後見制度や権利擁護支援に一定程度の対応実績のある法律職の確保が求められます。そのためには弁護士会の高齢者・障害者支援センター等の活動、司法書士であれば成年後見センター・リーガルサポートの活動に関わっている方たちとの連携を図ることが必要です。

権利擁護専門相談のポイント

権利擁護専門相談で重要なのは、「法律相談」にしないことです。法律職と一緒にするために相談内容が法的課題に偏る場合や福祉職が法律職に依存して何でも法律職が回答するような形になる場合が稀に見られます。これでは「法律相談」の類になってしまい権利擁護専門相談としての意味が薄らいでしまいます。

では法律相談と権利擁護専門相談との違いは何でしょうか?例えば多重債務で苦しんでいる高齢者・障害者への対応の場合だと債務整理の方法自体は法的支援ニーズなので法律職が対応することになりますが、そもそも多重債務に陥った原因は何か、日常的な生活状況や金銭管理等は大丈夫なのか、同じことを繰り返さないためには本人にどのような支援が必要なのか等については福祉職が中心となって法律職からの意見を聞きながら一緒に考えていく支援ニーズといえます。このように生活支援や本人の状態、思い(意思)を受け止めていくことを含めた総合的な支援が権利擁護専門相談となります。その意味では相談対応する福祉職の役割は大きく、相談者の話を引き出しながら対象となるご本人や支援ニーズの見立てを行い、法律職をコーディネートしながら必要とされる支援の組み立てを考えていくことが求められます。

相談から支援への展開

権利擁護専門相談を実効性のある権利擁護支援の方法として活用するためには具体的な支援に結びつけることが重要です。単に話を聞いただけ、解説はするけど支援はしない、支援機関の紹介だけをする、このような内容では実効性のある相談支援とは言えません。

例えば法的支援ニーズについては相談対応をしている法律職が個別案件として受任して対応することやそれが難しい場合は専門職団体につないで確実に受任に結びつけること支援ニーズの解決につながります。福祉的支援ニーズについてはすでに関わっている支援機関がある場合はそこと連携して対応します。どこも関わっていない場合は支援機関の確保を含めて「伴走的支援」の意味でも可能な限り必要な支援を確保します。

相談者が求めているのは支援です。解説や説教、専門職の体験談を聞きに来ているわけではありません。結局は「それでどうすれば良いのか?」という具体的な対応内容を知りたいのです。また対応が分かったとしてもそれを具体化する力が本人や家族に乏しい場合も多くあります。その時に一緒にになって具体化するための対応を行うことが伴走的支援といえます。

図は堺市権利擁護サポートセンターの活動を示したものです。センターでの相談だけではなく、訪問を基本にした内容確認、支援会議への参加支援機関への助言等、多様な対応をしています。

図4 権利擁護サポートセンター職員のとある一日…①

時間	行動
9:00	A地域包括支援センターから初回電話相談 →内容聞き取り後、訪問日程調整
10:00	B地域包括支援センター職員と高齢者自宅訪問して面談 →消費者被害にあっている可能性あり
13:00	西区役所にて、障害者の支援方針会議参加 →権利擁護支援の観点から助言
15:00	C障害者基幹相談支援センター職員と障害者自宅訪問して面談 →金銭管理が不明瞭な状況がある (翌週の専門相談予約をしていたため、事前面談で情報収集)
16:30	センター窓口で、ケアマネジャーからの相談対応 →判断能力が不十分な認知症高齢者の金銭管理についての相談

堺権利擁護サポートセンター説明資料より

行政機関等への本人との同行や逆に支援機関と一緒にになっての訪問、関係者による支援会議で合意形成を図るための調整等も行っています。本人だけではなく支援者の支援を含めて専門相談支援の取り組みとなります。

第2節 虐待防止・対応における権利擁護支援センター等の活動

兵庫県の芦屋市や西宮市、篠山市、福島県のいわき市では権利擁護支援センター等が高齢者や障害者の虐待防止・対応マニュアルに位置付けられて個別事案の状況改善に取り組ん

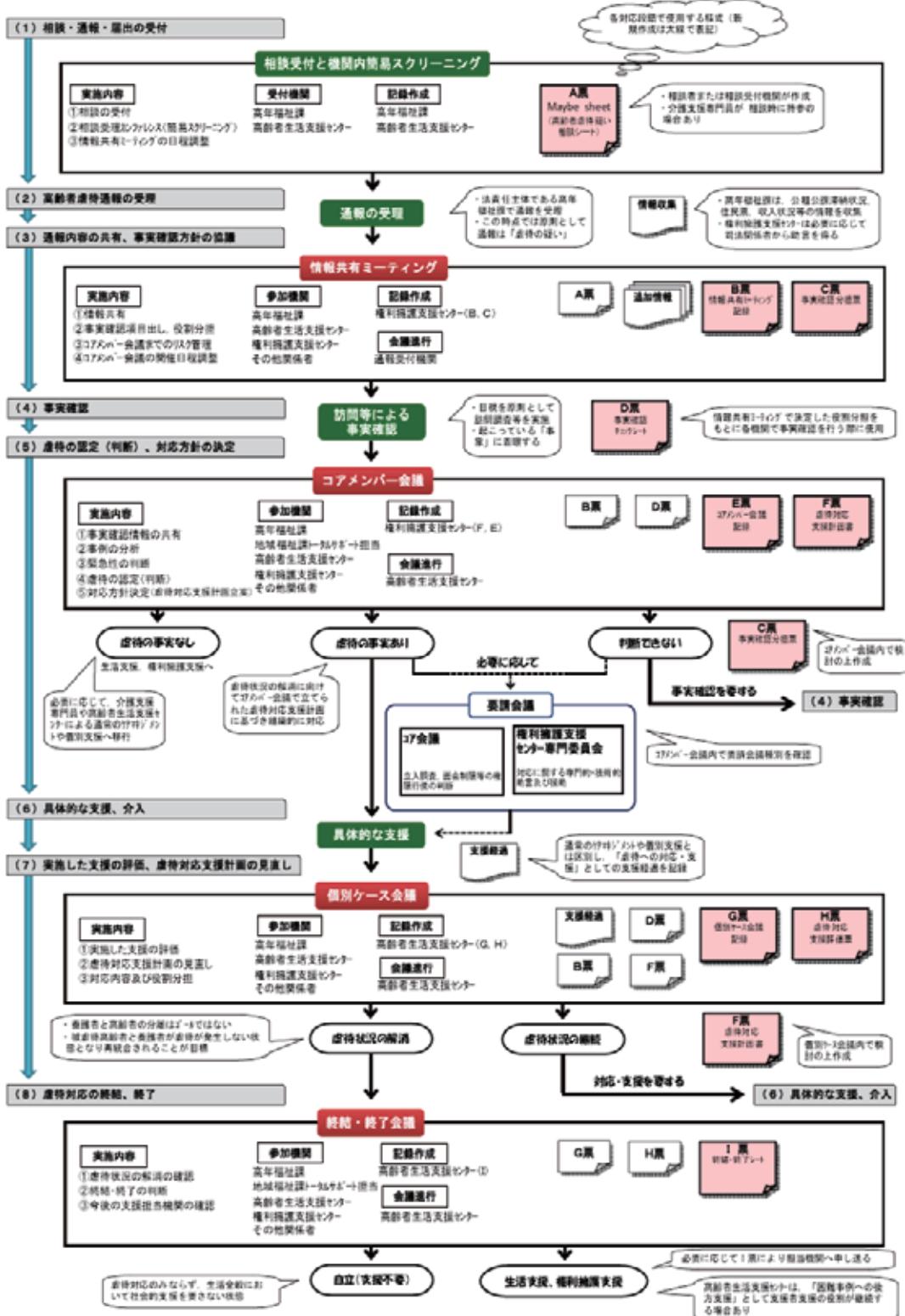
でいます。図5は芦屋市の例ですが初期対応の「情報共有ミーティング」から終結評価まで権利擁護支援センターの参加が位置付けられています。権利擁護支援センター等が虐待対応に一定の役割を担うのは、これまでの虐待対応において行政や地域包括支援センターだけでは対応が難しいことが確認されてきたからです。このことは基本的には障害者虐待対応においても同様です。その理由としては、行政や地域包括支援センター、障害者相談支援センター等の支援機関は虐待対応を含めた権利擁護支援に特化した専門機関ではないこと(他にも多くの事業内容を抱えている)、法的支援ニーズに対応する法律職の確保するための日常的な関わりやつながりがないこと、本人や養護者等に成年後見制度の利用等のニーズがあっても事案の特性から親族間の関係性や生活状況が複雑な場合が多いために後見申立や後見人等の候補者の設定等についての困難性が高いこと等の構造的、システム的な課題が挙げられます。

権利擁護支援センター等は、すでに示したように権利擁護支援に特化した専門機関であること、権利擁護専門相談はじめ法律職とのかかわりを日常的、継続的にもつと共に個別支援においての協働も行っていること、成年後見制度の利用支援についても多様な形態に対応するための知見を備えていること等、課題となっている点について対応できる状況があります。そこで、権利擁護支援センター等が虐待対応プロセスにおいて行政や関係機関と協働することで支援の展開が円滑に図れる可能性が高くなります。兵庫県西宮市は人口48万人の中核市で平成26年度においては年間約160件の高齢者虐待対応を行っていますが高い終結率をあげており権利擁護支援センター等の成果を示しています。

また虐待防止に関わる地域啓発や専門職を含めた研修機会の確保においても専門的な機関の役割として計画的に実施して一定の成果を上げています。具体的な取り組みとしては、虐待対応にシステムとして権利擁護支援センター等を積極的に活用しているとはいえない堺市においても虐待防止研修や権利擁護支援に関する研修会の実施を「堺市権利擁護サポートセンター」の主催で平成26年度、27年度と続けて市内7区で行っています。その他にも事業所や地域からの要請に応えて虐待防止や成年後見の研修会にセンター職員が講師となって対応しています。また芦屋市では小地域単位で地道にワークショップを行って権利擁護支援の地域啓発を進めています。

虐待対応は高齢者と障害者でそれぞれの法律をもとに対応しています。しかし、地域は一つですから総合的な取り組みとして専門の機関が対象者別の支援機関と協働して個別支援や地域啓発等についても取り組める体制を作っていくことが重要です。

図5 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー



「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」より

第3節 後見支援の多様な取り組み

成年後見制度の利用支援にはさまざまな取り組みがあります。具体的には以下のようない内容が挙げられます。

- ① 成年後見制度の説明
- ② 申立の支援(申立人の確保や代行手続きの調整等を含む)
- ③ 候補者の調整
- ④ 申立後の対応(必要に応じての調査官面談への同席や関係機関との調整等含む)
- ⑤ 審判確定後の支援(必要に応じての本人と後見人との初回面談の調整や立会い、後見人等の後見活動への支援含む)
- ⑥ 地域の成年後見人等の担い手養成及び育成等(市民後見人の養成、法人後見の担い手養成、「(権利擁護支援者または市民後見人等)人材バンク」の管理運営等を含む)
- ⑦ 成年後見制度の普及・啓発

こうした取り組みの日常は図7のような状況となっています。

図6 権利擁護サポートセンター職員のとある一日…②

時間	行動
9:00	申立書類の整理 →家族が作成した書類と一緒に確認
10:00	家庭裁判所 調査官面談 同席 →申立人・地域包括支援センターと同席
13:00	後見人選任後の支援方針会議出席 →被保佐人・保佐人・行政とで情報共有し、今後の方針について協議
15:00	司法書士と地域包括支援センター職員と、高齢者自宅訪問 →保佐開始申立にむけた面談

（出：権利擁護サポートセンター説明資料より）

各センターが行うこれらの取り組みには一つ一つに専門的な工夫がされています。例えば「堺市権利擁護サポートセンター」では、成年後見制度の説明についても本人申立の対応等に備えてイラストで構成したスライドを作成して紙芝居風に説明します。この方法は障害のあるご本人や高齢者に好評で家庭裁判所の方にも注目されたようです。

申し立て支援についても、虐待事案等で親族間が対立している場合ではその関係に配慮した形で申立人の調整を行い、また候補者調整でも必要に応じて本人と事前面談をしてマ

ッチングすることもあります。

担い手養成では各地域で市民後見人等の養成や育成等の取り組みが行われています。堺市ではいわゆる大阪方式と呼ばれる方法で大阪市、大阪府、堺市が協働して取り組んでいます。芦屋市や西宮市では「権利擁護支援者養成研修」として取り組まれ、研修修了者は「権利擁護支援者人材バンク」に登録していただき、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員や介護相談員派遣事業の介護相談員、センターが提供している法人後見の支援員等、多様な活動に参加しています。

成年後見の利用ニーズに対して確実に利用につなげていくことと利用後も後見人等が適切に後見活動を行うための支援を含めて総合的に対応するのが権利擁護支援センター等が担う後見支援です。

第6章 地域の権利擁護支援システムとしての展開

公的事業としての権利擁護支援センター等は第4章で示したように地域の権利擁護支援システムの中核的な役割を担う機関として設置されます。センターの活動が期待された内容となっているか、成果を上げているか等の評価は「権利擁護支援システム推進委員会(仮称)」または「権利擁護支援センター運営委員会」等で検討されます。

しかし、現状ではこうした委員会ではセンターの事業評価は行うものの地域全体の権利擁護支援に関する課題検討や各種の福祉計画等との関連での権利擁護支援の推進に関する検討はなかなか進まないようです。それはこうした委員会の運営の仕方や課題設定が不十分であることが一因かもしれません。しかし、ようやく各地で取り組みが始まったばかりの権利擁護支援センター等の事業ですからこれからといえます。

そこで、こうした委員会が地域の権利擁護支援の推進を図るために取り組むべき課題についていくつか提起しております。

① 虐待対応状況の分析と評価

何よりも各地域で取り組まなければならないのは高齢者、障害者、児童に関する虐待対応状況です。通報等が少なければ良いというわけではありません。少ないことが現状を本当に反映しているのかを含めて状況評価を行うことが求められています。多くの権利擁護支援センターでは主に高齢者と障害者を対象としているので児童については別枠に考えがちです。しかし、この間、児童虐待は増加し続けており死亡事例件数も一部では公表されている3倍あるという意見もあるようです。高齢者、障害者の虐待事案に中にもしばしば児童が巻き込まれている場合もあり、地域全体の課題として虐待対応を捉えて検討すべきと思われます。

成年後見センター等の名称のセンターにおいても児童の虐待の問題は無関係ではなく、むしろ今後は虐待対応の一環として未成年後見を活用して対応するケースも考えられます。虐待状況の改善において養護者を含めて成年後見制度の利用ニーズはあるので成年後見の観点からも虐待対応状況の分析と評価を行い、そこでの課題を抽出してセンターの取り組む課題として設定することが求められます。

② 市町(首長)申立てと成年後見制度利用支援事業の評価と分析

虐待対応等の権利擁護支援の取り組みが進んでいる地域は市長(首長)申立てが積極的に行われていると言われます。市長(首長)申立ては必要性を反映して適切に行われているのか、条件を高くして制限していないか、申請から申し立てまでの期間は必要以上に長くなっているか等の状況評価が必要です。

一方、成年後見制度利用支援事業の実績評価も重要です。親族後見人の選任が著しく減少している中で専門職を中心とした第三者後見人の確保は大きな課題となっています。そこで円滑に後見人等を確保する上で報酬助成が大きな役割を持っています。市長申立てに限定する場合や、後援類型のみを対象とするなどの制限を加えると必要な人に後見人等が確保できなくなります。財政上の負担を心配する場合がありますが、市民

の権利擁護支援に税金を投入することは当然のことであり、しかもその金額も他の施策と比較すれば決して大きな負担とはいえないのでしょうか。権利擁護の費用対効果の部分でも示しましたが、成年後見制度の利用により生活が安定することで公租公課の滞納等の状況を防止することになります。権利擁護支援は住民の福祉を図る立場である行政の取り組みそのものとして位置付けて充実していくことが求められます。

③ 生活支援としての権利擁護の推進

高齢者・障害者の中には日常的な金銭管理が不十分な状態にあるために生活困窮になる場合や消費者被害等を含めた権利侵害に遭遇することなどがあります。そのために社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を行っていますが地域によって取り組みに大きな違いがあるようです。また必要な人にサービスの利用に時間がかかり待機状態にある人が多くいる場合もあります。こうした状況について検討することも課題の一つといえます。

生活困窮者自立支援事業も始まっていますが、この対象者の中には権利擁護支援ニーズのある人も多いようです。単に就労支援を行うだけでは改善できない人も多くいます。生活困窮の原因を探り必要な権利擁護支援を提供するために生活困窮者自立支援事業の利用者や生活保護受給者の状況を確認して課題検討を行うことも重要です。

このように挙げていくと地域の権利擁護支援の課題は多様で幅広い内容があることがわかります。地域の権利擁護支援システムが機能するかどうかは権利擁護支援センター等の事業の成果だけではなく、むしろ、システムを支える「推進委員会」が地域課題を十分に検討して状況の改善や権利擁護支援の推進のための提言を示すことができるが大きなポイントといえます。

おわりに

今回のマニュアルは日本財団から助成をいただき全国調査や権利擁護支援センター等の視察訪問を行い、それらの成果を踏まえて権利擁護支援センター等を設置していくことの意義と基本的なポイントを事務局が整理した内容となりました。

実践的・実務的にはまだまだ具体的な検討や資料が必要かと思いますが、地域の権利擁護支援システムは各地域の特性や環境、条件等により大きく異なってきます。必ずしも「正解」があるわけではなく、いくつもの実践をもとに積み上げていく作業といえます。

皆さんの地域で必要とする権利擁護支援センター等の機能や役割はどのようなものでしょうか？本マニュアルで示した先行事例やポイントをもとに各地域に合った内容のシステムを構築していただければ幸いです。

しかし、まだまだこうした権利擁護支援システムの構築が難しい地域も多いと思われます。全国権利擁護支援ネットワークでは「権利擁護支援推進のためのアドバイザー事業」を行っています。今後ホームページでもご案内いたしますのでご覧いただき必要に応じてご利用いいただければと思います。

本マニュアルが多くの地域で少しでも活用され権利擁護支援センター等の設置や権利擁護支援システムの構築につながることを祈念しております。

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責 上田晴男

権利擁護支援センター等設立・活動マニュアルの作成事業 報告書

発行日：2016（平成 28）年 3月 25 日

発 行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本：新生会作業所

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 603

TEL : 047-407-4584 FAX : 047-407-4101

E-mail : info@asnet-japan.net URL : <http://www.asnet-japan.net/>

2015（平成 27）年 日本財団助成事業